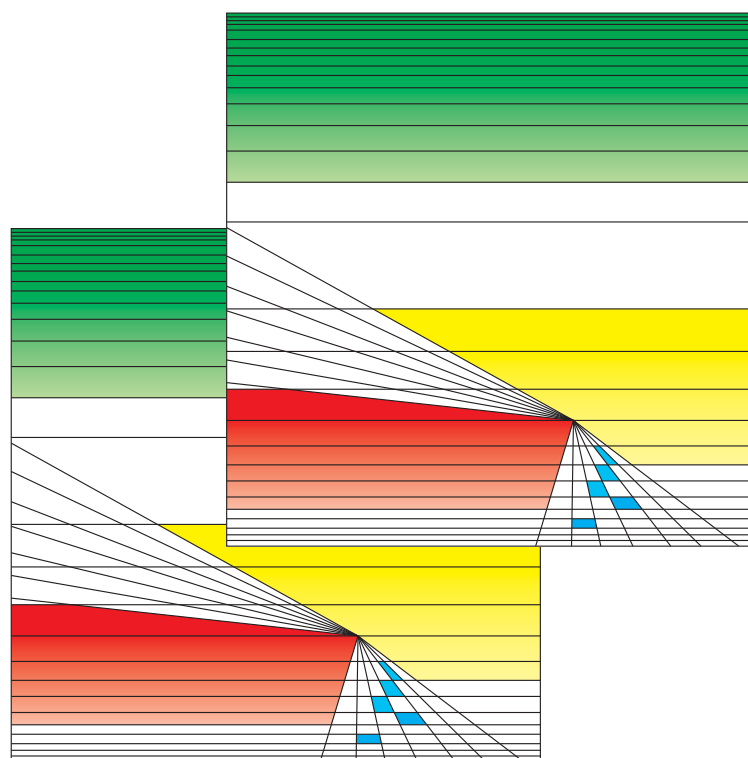


137
2020.7

自治権
いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



もくじ CONTENTS

2020年度地財対策と自治体予算・補正予算

菅原 敏夫（公益財団法人地方自治総合研究所委嘱研究員）	1
-----------------------------	---

【資料】

茨城県

令和2年度茨城県当初予算案	22
令和2年度予算案関係資料	26
新型コロナウイルス感染症対策に係る追加提案	55
令和2年度予算案関係資料（4月補正）	57
令和2年度6月補正予算案	63
令和2年度予算案関係資料（6月補正）	66
令和2年度6月補正予算案の追加提案の概要	74

総務省

令和2年度地方財政対策のポイント	76
令和2年度地方財政対策の概要	77

新型コロナウイルス（COVID-19）による障がい者への影響と今後の対応

有賀 絵里（公益社団法人茨城県地方自治研究センター研究員）	89
-------------------------------	----

2020 年度地財対策と自治体予算・補正予算

2020 年 6 月

公益財団法人地方自治総合研究所

委嘱研究員 菅原敏夫

目次

1. はじめに まだ定まらない国の予算	2
2. 茨城県の当初予算	3
3. 予算編成過程	4
4. 20 年度予算大臣折衝.....	8
5. 地財対策	10
6. 20 年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項.....	11
7. 17 年改正地方自治法最後の施行へ（内部統制と監査基準）	19

1. はじめに まだ定まらない国の予算

本稿を20年6月初旬に脱稿した。国の予算の2020年度第2次補正予算の国会提出までを確認した段階である。第1次補正予算は、4月7日の閣議決定を変更し、4月20日に閣議決定を変更しやり直すという異例の展開をたどり、1次当初より約9兆円ほど増えて、25兆6914億円となった。並行して第2次補正予算の編成も始まり、5月27日、31兆9114億円の第2次補正予算案が閣議決定された。3月27日に成立した20年度当初予算は一般会計総額102兆6580億円だった。

20年度国の予算

当初 102兆6580億円

1次補正 25兆6914億円

2次補正 31兆9114億円

1次2次補正の歳入は全額国債収入である。

第1次補正予算についても、「名ばかりのコロナ対策」という批判が絶えない。第2次補正予算は10兆円の予備費について財務大臣が財政演説で言い訳をしている。

「一般会計につきましては、総額で約三十一兆九千億円の歳出追加を行うこととしております。その内容としては、新型コロナウイルス感染症対策経費として、「雇用調整助成金の拡充等」に係る経費に約四千五百億円、「資金繰り対応の強化」に係る経費に約十一兆六千四百億円、「家賃支援給付金の創設」に係る経費に約二兆二百億円、「医療提供体制等の強化」に係る経費に約二兆九千九百億円、「その他の支援」に係る経費に約四兆七千億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費を十兆円計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入として約千億円を計上しております。

その財源面につきましては、歳出において、議員歳費を約二十億円減額しております。また、歳入において、建設公債を約九兆三千億円、特例公債を約二十二兆六千億円発行することとしています。

この結果、令和二年度一般会計第二次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に対して歳入歳出ともに約三十一兆九千億円増加し、約百六十兆二千六百億円となります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策予備費の十兆円の追加につきましては、まず、第二波、第三波が襲来し、事態が大幅に深刻化した場合には、少なくとも五兆円程度の予算が必要になると考えているところです。その内訳につきましては、ある程度の幅をもってみる必要はありますが、第一に、雇用調整助成金など、雇用維持や生活支援の観点から一兆円程度、第二に、持続化給付金や家賃支援給付金など、事業継続の観点から二兆円程度、第三に、地方自治体向けの医療・介護等の交付金など、医

療提供体制等の強化の観点から二兆円程度が必要になるのではないかと考えております。

その上で、今後の長期戦の中では、事態がどのように進展するかにつきまして、予見し難いところが大きいと考えております。このため、どのような事態が起こったとしても、迅速かつ十分に対応できるよう、万全を期すため、更に五兆円程度の予備費を確保することとしたものであります。

この予備費の使用については、適時適切に国会に御報告いたします。」(6月8日財務大臣財政演説)

20年度国の予算はまだ定まっていないのだ。国の予算の多くは自治体が執行する。当然自治体の予算も定まっていないという状態だ。

2. 茨城県の当初予算

茨城県も同様だ。

県が2月20日発表した茨城県予算案は一般会計予算額1兆1632億1900万円(対前年度比+275億600万円+2.4%)であったが、提案後、3月17日、新型コロナウイルス感染症対策として新たに81億1500万円を一般会計に計上すると発表した。新型コロナの影響で売り上げが減少した中小企業を支援するため、県の制度融資枠をリーマン・ショック時と同規模の600億円に拡充する支援策などを盛り込んだ。19年度補正予算で8億2600万円、20年度補正予算で72億8900万円をそれぞれ増額するとした。6月定例会でも大型の補正が待っている。

最初の予算案も記録にとどめておこう。

歳入は、県税収入が地方消費税の増加で前年度当初比2億円(0.1%)増の3867億円となり、当初予算としては8年連続の増収を見込む。臨時財政対策債を除いた通常県債の残高は、20年度末見込みで1兆1376億円となり、19年度末見込みに比べ147億円縮減する。県税のうち法人住民税と法人事業税の法人2税が6.2%減、個人県民税は1.4%減を見込んだ。19年10月の消費税率引き上げで当然のことながら地方消費税は13.2%と大幅増となる。地方消費税清算後の実質的県税は1.4%増の4856億円で、過去最高を更新する。自動車税は環境性能割の導入で2.6%増。県債は2.3%増の1204億円。予算額に占める「県債依存度」は10.3%で0.1ポイント縮小した。地方交付税は2.1%増、臨時財政対策債は6.9%減。

歳出は、性質別内訳で、社会保障関係費の伸びなどで義務的経費が1.1%増。次いで一般行政費が0.2%増だった。投資的経費は公共事業の増加で5.8%増となった。

目的別内訳は、教育費が0.03%減、保健福祉費が3.0%増、公債費が0.2%減となっ

た。諸支出金が 9.4%増、土木費は 3.0%増である。

例年より執行の過程の検証が重要となるだろう。

また、コロナ禍によって議会のあり方も議論になった。一般質問の取りやめや、職員の負担軽減の観点からの議会運営の簡素化、感染予防の観点からの傍聴の制限などを実施した自治体議会もある。しかし、6月茨城県議会には「東海第二原発再稼働の賛否を問う県民投票条例案」が提案されている。これは住民による直接請求の結果であるので、議会への住民の参加の制限はなじまないだろう。

これは少し先、決算にも関係してくるが、20年4月1日から施行の「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」（19年総務省令第37号）により、歳出の節体系から「7節賃金」を削り、以降の節番号を繰り上げる対応が必要になった。これは、同日施行の「会計年度任用職員制度」により賃金という科目が不要になると判断され、節の番号も繰り上げると判断されたものであろう。しかし、これは非常勤職員のこれまでの賃金と会計年度任用職員の賃金との比較を難しくし、旅費の扱いの変化と並んで、会計年度任用職員の実質的待遇改善の検証を難しくする。考え直すべきであろう。

3. 予算編成過程

2020年度の自治体予算を考える上で、通常の年度ならどのような「手順」で考えていけばいいのかを提案してみたい。

国の予算編成はほぼ通年だ。3月末に予算案が国会を通過すると次の予算編成過程が始まる。3月までは衆参とも予算委員会で手一杯なので、次の年度に使う法律や改正案は4月になってから国会審議が始まる。連休明け頃に、観測気球的な提案などが出てくることも多く、この時期アンテナを高くしておく必要がある。通常国会の会期は普通6月の下旬（150日間）なので、制度的な前出しはこの頃までに整う。

年度当初から必要な国から自治体への補助金の支出等は当初予算案に含まれて成立している必要がある。地方交付税も毎年の交付税法の改正が必要で、日切れ法案として3月31日までに成立している必要がある。

(1) 翌年度予算に必要な法改正（3月、4月～6月）

例えば「臨時財政対策債（臨財債）」は次のような法律を根拠に発行されている。条文を見ていただければわかるように、期限は平成31年度（令和元年度）までである（「限り」とある）。

「地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十九年度から平成三十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従って総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。」

つまり今度の国会でこの地方財政法の改正が通らない限り臨財債は発行できない。

そんなことはないと思うけど、自治体の予算編成に不可欠の法・法改正に注意が必要だ。

(2) 予算編成方針（7月～12月）

国の場合、現在は骨太の方針という名前で、自治体で言えば「予算編成方針」が示される。昨年場合は、19年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針 2019)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定。これが事実上の予算編成方針だ。Society5.0を国を挙げてやろうという宣言で、自治体もこういうのに付き合わされることとなる。

自治体の場合、予算編成方針の策定・公表は7月の下旬から12月までの自治体によってばらつきがある。内部通達なので、ちゃんと公表しない自治体もある。予算編成方針は国と同じように予算編成の基礎なので、きちんと議論する必要がある。国のように有識者を交えた諮問会議を設置するかどうかというのは判断だが、最低限議会での議論は必要だろう。これすらほとんどかまったり行われていない。(9月議会で予算編成方針の議論を行なっている議会があれば乞うお知らせください。)

(3) 決算（7月～9月）

5月末の出納整理期間がすぎると自治体の決算調製が本格化する。決算は予算の前提なので、そういう目で決算を見ていく必要がある。同時期に交付税も確定し、次の年度の財源の見通しもつきやすくなる。

決算審査の議論を活性化するためには「決算見込み」を6、7月の段階で公表する必要があるだろうと思う。自治体ではあまり行われていない。税収の見込みは総務省が集計して公表している。個々の自治体なら十分可能だということだ。決算審査・決算論議に役に立つ。7月から8月にかけて監査委員による監査が行われる。議会は監査委員を選出してしまえば終わりなのではなく、議会が持っている監査機能を自覚すべき

だ。とりわけ内部統制、監査基準といった新制度がスタートする 2020 年度は大事な年だ。

議会の決算認定に関しては一昨年に施行された地方自治法の改正が重要だ。(18 年 4 月施行)

自治法制定以来、決算「不認定」の効果はあいまいだった。議会の決算不認定によっても支出の効力は影響を受けず、執行部の責任は政治的なものですらなく、いわば道義的な責任を感じる程度。前段に監査請求や住民訴訟の制度があるとはいえ、執行部は鉄壁のまもりに守られていた。ところが、17 年の通常国会で成立した地方自治法の改正の中にこんな項目があった。

「普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」(第 233 条第 7 項)

「必要と認める措置を講じたとき」だけでいいので、長にずいぶん甘いのが、決算の不認定に対して部分的にとはいえ、説明責任を課した。この効果は顕著だった。不認定を受けた長は例外なく指摘事項と対処・改善策を HP で公表している。指摘が次の予算や次の施策に反映されるようになっている。思いの外の効果だった。

決算の成果は次の予算編成に活かされるべきだ。だからできるだけ早く、次の予算編成実務に間に合うように調製、議論が行われなければならない。かつ、決算の不認定も議会の強い意志として次の予算編成に活かされなければならない。

決算は予算編成の出発点でもある。併せて監査委員意見書も進化していかなければならないだろう。

(4) 9 月議会と補正予算 (9 月、12 月)

9 月議会には決算だけでなく、(補正) 予算もかけられることが多い。年度途中のやむを得ない事情の補正もあるが、本予算審議のすきを突いて意図的に補正予算に回されるものや、本予算の先取りで既成事実化を図るものではないかとの疑いを持たれるものもある。国の(補正) 予算はそのような手法が多用されている。自治体も例外ではない。9 月議会の債務負担行為の議決の中には、3 月議会の当初予算審議にかけられるものや契約案件の前出しのようなものも散見される。かつては公共事業の切れ目ない執行のためというような理由が付けられることもあったが、何れにせよあいまいだ。9 月補正予算(9 月に限らないが) は本予算の先行する一部という認識も持たなければならないだろう。

同様に、12 月補正予算の意味も大きい。最近「15 ヶ月予算」などというような言い方も平気でされて、12 月補正予算を翌年度当初予算の前出しと位置づけて、3+12 で、15 ヶ月予算などという。国の予算がそうで、19 年 12 月 13 日(これは 13 日の金曜日だった) 閣議決定の補正予算が国会に出され(20 年 1 月 20 日)、10 日ほどの審議

で、1月30日（ついこの間だ）成立した。災害復旧、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、オリ・パラ関連などを中心に5兆2000億円強の支出の追加がなされた。財源は？「経済の下振れリスク」は始まっている。そのため、税収の減額修正も行わなければならなかった。赤字国債を含め、4兆円以上は公債収入の追加で賄った。

20年度当初予算はこの流れを引き継ぐことになる。経済と税収の下振れリスクは現実のものだ。甘い経済見通しのもとで、財政を膨らませたら、19年度と一緒のことになるだろう。自治体も景気対策を迫られるかもしれない。

(5) 予算要求の見積もり・概算要求の公表（8月～12月）

国の予算の場合、概算要求基準閣議了解「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（19年7月31日）に従って各府省が各府省の予算原案を作り通常8月末日を締切に財務省に提出する。締切までの各府省予算要求を財務省が取りまとめて公表する。その後財務省の査定に入る。自治体の場合でも基本的仕組みは同じだが、その後の予算編成過程の透明度は低いことのほうが多い。ただ、自治体でも、各部・局の予算要求についての各部局による議会説明、会派説明が行われるところもあるし、関係諸団体の要求、議会・会派の予算要求を制度化しているところもある。予算編成過程の予算原々案段階での意見交換や説明が予算編成の仕組みの中に位置づけられていることは重要だ。予算要求行動の進化も求められる。

(6) 与党税制改正大綱（12月）

国の予算の場合、政府予算案の決定の前にその収入の枠組を決める「税制改正大綱」が「与党」によって決定される（各与党税制調査会）。かつては特別な権力の源泉とされていた。今も意味合いは変わっていない。税制をおのれに有利にしてほしい、変えてほしいと思う団体、各層は「与党」にお願いをしなければならない。役所に言ってもだめである。その希望を取りまとめて与党税調が電話帳（あらゆる分野だから）と呼ばれる書類を作り、多くの場合「租税特別措置法」を作り、国会で通す。極めて政治的な過程だ。昨年場合は12月12日に決定された。全部で117ページもある。

(7) 大臣折衝（12月）

政府予算案の決定の最終段階は財務大臣と各府省大臣との折衝によって決まる。かつては復活折衝と呼ばれていたが、現在はそう呼ばない。折衝の結果は各大臣の記者会見で明らかになる。これは後で見よう。

(8) 政府予算案の発表（12月）

今回の政府予算案の発表は12月20日だった。

(9) 地財対策 (12月)

政府予算案の発表と同時に総務省が地方財政対策（地財対策）を公表する。これは政府予算案の自治体関連の予算の取りまとめだといわれているが、まだ決まってもいない審議もされていない個々の自治体予算の総計・全体像を示したものだ。この枠組からは自治体財政は逃れられない。地方税制、補助金、交付税の方向などは政府予算案で決まってしまうので、独自に自由に予算編成をできる自治体は少ないかほとんどない。

(10) 留意事項 (1月) (20年は1月24日金曜日)

地財対策の公表、つまり政府予算案の公表と同時に世の中の地方財政業界はにわかに活気づく。全国で、地財セミナーと称する会合が行われる。結果的に総務省の受け売りすることになるのだが、この時期には必要とされる。かつては「内かん」（内輪の個人的な秘密の手紙という意味）と呼ばれた総務省文章が麗々しく手渡される。全国の都道府県、政令市の財政担当者を集めた総務省の会議が開かれる。今年も1月24日であった。今では、会議開催と同時に「留意事項」という文書も公表されるので（総務省のHP参照）ありがたみもなんにもないが、必読文献となっている。

4. 20年度予算大臣折衝

高市総務大臣は12月18日、麻生財務大臣と大臣折衝を終えて、総務省に戻って記者会見を開いた。以下はその内容。

高市総務大臣予算折衝・地方財政対策関係記者会見の概要（19年12月18日）

【令和2年度予算大臣折衝状況】

先ほど、財務大臣と地方財政対策について折衝し、合意をしたところでございます。

◆一般財源総額の確保

一般財源総額については、地方団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円程度を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースで見ますと、前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保することができました。

その中でも、地方交付税総額につきましては、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円程度を確保しました。増額は、2年連続となります。

◆臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債の発行額は、前年度から 0.1 兆円減の 3.1 兆円とすることができました。

◆地域社会再生事業費(仮称)の創設

歳出につきましては、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を 0.4 兆円計上することといたしました。

◆緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

防災・減災対策として、河川などの浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を 0.1 兆円計上します。

これは、私の悲願でもありました新たな政策でございます。

◆災害防止・国土保全の機能強化

災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するために、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を 5 年間で 2,300 億円活用します。また、令和 2 年度は森林環境譲与税を前年度の 200 億円から 400 億円に倍増することといたしました。

加えて、これまで各市町村長から伺ったお声を参考にしたものでございますが、都道府県などが技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害発生時の中長期派遣要員を確保するための経費に対する地方財政措置を講じることといたしました。

◆まとめ

このように、地方財政対策は、一般財源総額をしっかりと確保した上で、地方交付税総額を増額し、臨時財政対策債の発行額を抑制するなどの内容となっております。地方団体にも評価していただけるものだと考えております。

地方団体におかれましては、今回の対策を踏まえていただき、地域社会の維持・再生、また、防災・減災対策の更なる推進など、様々な地域の課題に積極的に対応していただくことを期待いたしております。

◆予算重要項目

地方財政対策以外の予算重要項目につきましても折衝を行いました。

「地域課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証」は、地域課題の解決に資することが期待されている「ローカル 5G」の実現に向けて、地域のニーズを踏まえた開発実証を推進するものであり、36.2 億円を確保しました。

「グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発」につきましては、現代暗号の安全性の破綻が懸念されている量子コンピュータ時代において、重要機関の間での機密情報のやり取りを安全に実施可能とするために、グローバル規模で、量子暗号通信網の実現に向けた研究開発を推進するものでございます。14.4億円を確保しました。

5. 地財対策

20年度地方財政対策のポイント 総務省自治財政局 12月20日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制
- ・一般財源総額 63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)
- ・一般財源総額(交付団体ベース)61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)
- ・地方税・地方譲与税 43.5兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 42.9兆円)
- ・地方特例交付金 0.2兆円(同▲0.2兆円、同 0.4兆円)
- ・地方交付税 16.6兆円(同+0.4兆円、同 16.2兆円)
- ・臨時財政対策債 3.1兆円(同▲0.1兆円、同 3.3兆円)

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- ・地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費(仮称)」を0.4兆円計上

(3) 防災・減災対策の推進

- ・地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を0.1兆円計上
- ・災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・臨時財政対策債を、前年度から 0.1 兆円抑制(13.3 兆円→23.1 兆円)するとともに、令和 2 年度末残高見込みは 0.5 兆円縮減(153.8 兆円→253.3 兆円)

2. 東日本大震災分

○震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税 0.4 兆円(前年度比▲0.0 兆円)を確保

6. 20 年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項

19 年 12 月 20 日の政府予算案発表、同「地財対策」を経て、年が明けて、1 月 24 日各都道府県・政令市の財政担当者が総務省に集められて、「令和 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」が伝達された。

留意事項の内容を以下に書き出しておく。今年は 50 項目が用意されている。主要な項目だけ挙げておこう。

第 3 予算編成上の留意事項

- 1 令和 2 年度の国内総生産の成長率は、名目 2.1%程度、実質 1.4%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」(令和元年 12 月 19 日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表 2019」という。)に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣通知)を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果や、自治体行政スマートプロジェクトにおいて構築した業務プロセスの標準モデルを引き続き横展開することとしている。また、「自治体システム等標準化検討会」において住民記録システムの標準化について検討を行い、令和 2 年夏頃までに標準仕様書の作成を行うこととしている。基幹税務システムについても、令和 2 年度から標準仕様書の作成を進めることとしており、その他の情報システムについても、標準化に向けた調査・課題整理の結果に応じて、順次標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手することとしていること。

窓口業務については、民間委託に加え、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務を地方独立行政法人に委託することが可能となっている。民間委託に関する標準委託仕様書や「市区町村の窓口業務における民間委託と申請等関係事務処理法人の業務の範囲の事例」（平成 31 年 3 月）の積極的な活用等により、窓口業務の委託の推進に努めること。

(2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体で策定されたクラウド導入等に関する計画に沿って、クラウド導入等を着実に進めること。特に、同計画において自治体クラウドの導入を予定していない団体においては、計画を再検討し、自治体クラウドの導入に積極的に取り組んでいただきたい。また、各地方公共団体における情報システム経費については、引き続き公表することとしていること。あわせて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成 30 年 9 月版）(特に「第 3 編・第 2 章・8・外部サービスの利用」に関する事項)等を参照し、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(3) 地方公共団体のオンライン化については、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）第 5 条第 4 項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたことを踏まえ、原則として、全ての地方公共団体について、マイナポータルの電子申請受付機能(びったりサービス)の活用や情報システムの共同利用を含めて、行政手続のオンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう努めること。

(4) マイナンバー制度については、子育てワンストップサービスをはじめとするマイナポータルの積極活用、情報連携の着実な実施、制度の周知・広報に積極的に取り組み、引き続き住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。マイナ

ンバーカードについては、マイナポイントによる消費活性化策や令和 3 年 3 月からの健康保険証利用などによる交付枚数の増加に対応できるよう、市区町村において交付円滑化計画の策定を要請しており、その支援のため、令和 2 年度予算として、個人番号カード交付事務費補助金 610 億円を計上している。また、広報に関する地方財政措置を拡充するとともに、マイナンバーカードの多目的利用(コンビニ交付を含む。)に要する経費に係る特別交付税措置を令和 4 年度まで延長することとしている。これらを念頭に、各市区町村におけるマイナンバーカードの交付体制の整備及び普及・利活用の推進に積極的に取り組まねたいこと。

また、マイナンバー制度等行政事務の基盤となる住民票等を長期かつ確実に保存し、公証するためのシステム改修に係る経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしており、そのシステム改修を着実に実施すること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)の期間を踏まえ、令和 2 年度から 5 年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ 1,000 億円シフトすることとしていること。

(6) 業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和 2 年度においては、平成 28 年度に導入した 16 業務のうち 2 業務及び平成 29 年度に導入した 2 業務のうち 1 業務について、段階的な反映における 4 年目又は 5 年目の見直しを実施することとしていること。

また、地方財政計画においては、業務改革の取組等の成果に着目した減額は行わないこととしており、令和 2 年度においては、新たに 100 億円程度の影響額(基準財政需要額の減)が生じることが見込まれているが、これについては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(7) 公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、地方公務員法において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。また、令和元年 8 月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」においても、「能力・実績に基づく人事管理の推進」について言及されている。これらを踏まえ、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用につい

て」(平成 26 年 8 月 15 日付け総務省自治行政局長通知)にも留意し、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せず一律に行うなどの運用は不適切であることから、速やかな是正を図ること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和元年 10 月 11 日付け総務副大臣通知)に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

4 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与

事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(1) 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、地方財政計画に 1,738 億円計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 地方公共団体においては、就けようとする職の職務内容、勤務形態等に応じて任用根拠の明確化・適正化に取り組むとともに、会計年度任用職員の勤務時間については、職務内容や標準的な職務量に応じて適切に設定すること。

5 「地域社会再生事業費(仮称)」を 4,200 億円計上

6 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間が始まる令和 2 年度においても、前年度同額の 1 兆円を計上する。

7 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定。以下「3 か年緊急対策」という。)に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、地方財政計画の投資的経費(直轄・補助)に 9,400 億円程度を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その 50%(通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が 50%を超えるものは、当該措置率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。

また、地方公共団体が、3 か年緊急対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画の投資的経費(単独)に「緊急自然災害防止対策事業費」を 3,000 億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(緊急自然災害防止対策事業債)を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその 70%を基準財政需要額に算入することとしている。

緊急自然災害防止対策事業の事業期間(令和2年度まで)終了後の在り方については、3か年緊急対策の動向等も踏まえて検討する予定であるが、令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

- 8 河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を900億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債(緊急浚渫推進事業債)を充当できることとする特例措置を創設するため、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)の改正を行う予定である。また、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 9 森林環境譲与税を前倒しで増額することとしている。
- 10 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化し、また、大規模災害時の中長期派遣においても恒常的に不足していることから、都道府県等が技術職員を増員し、平時に市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。
- 11 災害発生時に迅速に応援職員を派遣
- 12 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理
- 13 緊急防災・減災事業費
- 14 令和2年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」
- 15 令和2年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担(6,701億円(前年度比3,873億円増))について、地方財政計画に全額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしている。
 - (1) 幼児教育・保育の無償化
 - 1 令和元年10月から実施している3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化については、引き続き実施すること。(5,448億円)
 - 2 全額国費による負担として措置することとされている令和2年度における事務費及び令和3年度から令和5年度までにおける認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、令和2年度において所要額(360億円)を「子育て支援対策臨時特例交付金」として都道府県に交付し、安心こども基金の積増しを行うこととされていること。
 - 3 認可外保育施設等の質の確保・向上について、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすための支援やベビーシッターの指導監督基準の創設に伴

う研修等の充実に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(2) 高等教育の無償化

- 1 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第 8 号)に基づき、令和 2 年 4 月から、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に高等教育の修学支援(学資支給及び授業料等減免)を実施することとされており、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。(公立大学等分 129 億円、私立専門学校分 264 億円)
- 2 都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専門学校の確認及び減免費用の交付に係る事務費について、令和 2 年度は「高等教育負担軽減実施体制整備費補助金」(2.8 億円(全額国費))を交付することとされていること。
- 16 「地方創生推進交付金」
- 17 「ローカル 10,000 プロジェクト」及び「分散型エネルギーインフラプロジェクト」
- 18 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(令和元年法律第 64 号)に基づいて新たに設けられる特定地域づくり事業協同組合に対する運営支援に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。
- 19 令和 2 年 3 月 31 日をもってその効力を失うこととなっている「市町村の合併の特例に関する法律」(平成 16 年法律第 59 号)について、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、合併の円滑化の措置を講ずることができるよう、期限を 10 年間延長する法案を通常国会に提出する予定である。また、合併した市町村については、引き続き所要の地方財政措置を講ずることとしている。
- 20 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 21 定住自立圏構想
- 22 地方版総合戦略
- 23 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。
 - (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
 - (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則

の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあつては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26 年 8 月 5 日付け総務大臣通知)等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年 7 月 23 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ、策定した経営健全化方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

24 予算計上及び予算執行

25 地方公会計については、各地方公共団体において、毎年度、統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例をとりまとめ、公表を行うこととしているので、当該事例も参考にしながら取組を進めていただきたい。

26 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標、基金の積立状況等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

27 一般行政経費(単独)に係る決算情報については、平成 30 年度決算に係る試行調査を通じて全国の状況についてより詳細に把握・分析を進めているところであり、今後、地方公共団体の意見も踏まえながら、引き続き「見える化」の在り方を検討することとしている。

28 公共工事

29 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化

30 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 31 号)に基づき、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和 2 年年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

1 「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる 1,772 億円(全額国費)が確保されていること。

2 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 72 条の 2 に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金(給付費等の 9%分)については、その所要額(6,423 億円)について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

3 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度(4,400 億円(都道府県 3/4、市町村 1/4))

イ 保険者支援制度(2,579 億円(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4))

ウ 高額医療費負担金(3,767 億円(国 1/4、都道府県 1/4、都道府県国保 1/2))

エ 国保財政安定化支援事業(1,000 億円(市町村単独))

(2) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」(912 億円(全額国費))を交付することとされていること。

また、保険者努力支援制度の中で予防・健康づくりを一層促進するため、新たに「予防・健康づくり交付金」(上記(1)1 とは別に 500 億円(全額国費))を交付することとされていること。

なお、普通調整交付金について、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討することとされていること。

(3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

なお、厚生労働省において、法定外繰入等が生じる要因の分析を市町村単位で行い、法定外繰入等の額と併せて公表することとされていること。

- 31 後期高齢者医療制度
- 32 介護保険制度
- 33 「予防接種法」
- 34 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」
- 35 地域住民の課題や児童虐待への対応、災害発生時の要援護者支援など、地域の見守りを担う民生委員・児童委員の役割や活動範囲が拡大していることを踏まえ、民生委員・児童委員及び地区民生委員協議会の活動費について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 36 消防防災行政
- 37 Society5.0
- 38 条件不利地域
- 39 外国人受入環境整備交付金
- 40 近年の小中学校におけるいじめ
- 41 教育教材の整備
- 42 「主要農作物種子法」
- 43 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」
- 44 市町村が実施する単身の要介護者や障害者等のゴミ出しが困難な状況にある世帯へのゴミ出し支援に要する経費について
- 45 地域情報化推進事業等
- 46 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分
- 47 公営競技
- 48 「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和元年改定版)」
- 49 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策
- 50 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 69 号)に基づく地方消費税率の引上げに関して

7. 17 年改正地方自治法最後の施行へ（内部統制と監査基準）

20 年度は自治体財政もさることながら、監査制度と内部統制の仕組みに大きな変化が起きる。17 年の自治法改正の最後の部分がやっと今度の 20 年 4 月 1 日に施行になるのだ。内部統制制度は都道府県と政令市は義務、あとは条例で任意にということにな

っているのだが、一般市でも導入の機運が高まっている。監査基準の作成と公表はすべての自治体向けだ。17年改正の概要を見ておこう。

1. 内部統制に関する方針の策定等

2. 監査制度の充実強化

(1) 監査基準に従った監査等の実施等

1) 監査委員は、監査基準に従い、監査等を行わなければならないものとする。

(第198条の3第1項関係)

2) 監査基準は、監査委員が定めるものとする。(第198条の4第1項関係)

3) 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならないものとする。(第198条の4第3項関係)

4) 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。(第198条の4第5項関係)

(2) 監査委員の権限の強化等

1) 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならないものとする。(第199条第11項関係)

2) 監査委員から1)による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長又は関係のある委員会若しくは委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないものとする。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならないものとする。(第199条第15項関係)

3) 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならないものとする。(第75条第5項及び第199条第13項関係)

(3) 監査体制の見直し

1) 条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとする。(第196条第1項関係)

2) 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができるものとし、監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任するものとする。(第200条の2)

第1項及び第2項関係)

3) 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものとする。 (第200条の2第3項関係)

(4) 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和

政令で定める市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならないものとする。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないものとする。 (第252条の36第2項関係)

3. 決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備

普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないものとする。 (第233条第7項関係)

4. 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に。 (第243条の2第1項関係)

(条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定)

・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取。 (第243条の2第2項関係)

5. 施行期日

監査体制の見直し、包括外部監査契約、決算不認定の場合の議会への報告については施行済み。大津市をはじめ議選の監査委員を選任しない条例を制定した自治体も存在する。決算不認定で、議会への措置の報告、公表をした自治体もいくつかある。内部統制、監査基準については 2020年4月1日施行。



令和2年度茨城県当初予算案

令和2年2月



予算編成の基本方針

1人でも多くの皆様に「茨城県、ワクワクするよね」と感じていただけるような茨城を目指し、引き続き「4つのチャレンジ」を推進

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

III 「新しい人材育成」へのチャレンジ

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- 選択と集中を常に意識し、絶えず効果検証を行うことで、躊躇せずに見直しや追加の対策を実施。
- 新たな課題に対しても積極的に挑戦。

これまでの取組に更に磨きをかけ、政策を大きく前進



予算規模

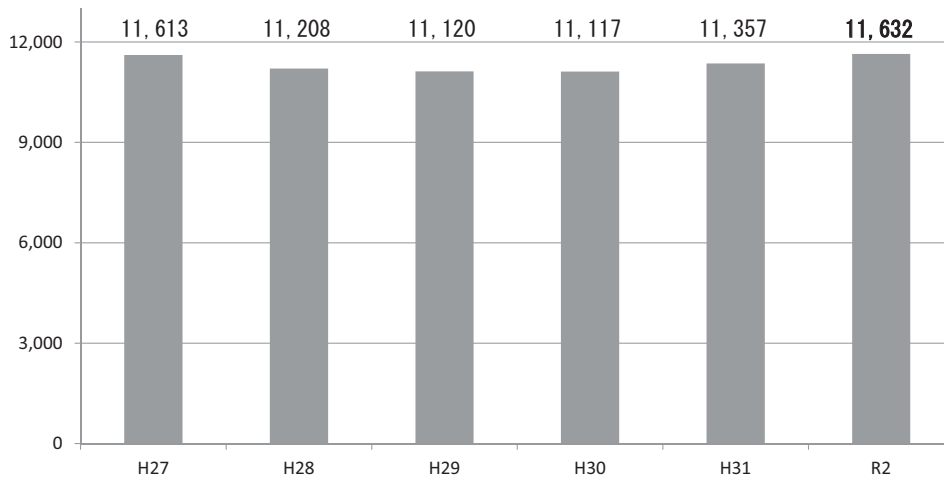
一般会計予算額 1兆1,632億1,900万円

(対前年度比 +275億600万円 +2.4%)

※ 災害関連や地方消費税の税率変更分等を除いた伸び率 +1.3%

一般会計当初予算額の推移

(単位：億円)



令和2年度当初予算案

2



I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

▶全国トップレベルの本社機能等誘致補助制度を創設し、16件を補助対象に認定

⑧ 本社機能移転強化促進補助 5,000百万円

▶県北地域に付加価値の高い有機農業の大規模モデル団地を整備

⑧ いばらきオーガニックステップアップ事業 107百万円

など

★高い技術力をもった企業や研究機関が集積する県北地域の産業競争力を強化

地域外企業や大手企業等との取引の中心となる県北地域の中核企業の販路開拓等を支援

⑧ 県北地域牽引産業・中核企業創出事業 40百万円

★常陸牛を世界トップブランドに育成するための一貫した生産体制を構築

優良な繁殖雌牛の増頭や獣医師による繁殖コンサルティング等を支援

⑧ 優良繁殖和牛群整備対策事業 155百万円

★新たなビジネス展開や生産性向上を志す経営者を対象とした研究会の開設

各界で活躍する著名な経営者などのトップリーダーを招聘した講義やディスカッション

⑧ 茨城経営者育成事業 15百万円

<その他の取り組み>

★陸上養殖産業の創出にチャレンジするための調査・検討の実施 8百万円

★外国人材の確保に向けた就職マッチング機能の強化 107百万円

★大手企業人材のセカンドキャリアへの誘導と県内企業とのマッチングを実施 83百万円



令和2年度当初予算案

3

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

- ▶ 最優先の病院・診療科（必要医師16名）を選定して重点対策を講じ、8.5名を確保
 - 継 県外からの医師確保強化事業 255百万円 等
- ▶ ソフト・ハードを組み合わせた治水・浸水被害対策を推進
 - 継 住民避難力強化事業 3百万円 等

など

★医師を目指す方への支援を通じた医師確保の推進

医師修学資金の貸与及び海外医科大学卒業生を対象とした支援

- 拡 医師修学資金貸与事業 786百万円

★障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を充実

あすなろの郷の再編整備に向けた用地造成及び既存施設の解体設計

- 拡 あすなろの郷再編整備関連事業 93百万円

★国土強靱化3か年緊急対策に対応した防災・減災対策を推進

道路の法面对策や橋梁の耐震化、河道改修等

- 拡 公共事業（国土強靱化3か年緊急対策関連分） 12,236百万円

<その他の取り組み>

- ★ 医療機関への「遠隔画像診断治療補助システム」等の導入支援 31百万円
- ★ 地域猫の不妊去勢手術への支援や適正飼育指導員による監視及び指導等 27百万円



令和2年度当初予算案

4

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

- ▶ 県立高等学校改革プランに基づき、2020年度以降、中高一貫校10校を順次開設
 - 継 県立高等学校改革プラン推進事業 431百万円
- ▶ 第3子以降で3歳未満の子どもの保育料について、所得制限を撤廃し、完全無償化を推進
 - 継 多子世帯保育料軽減事業 571百万円

など

★中高一貫教育校におけるICT環境の整備により「学びの質・効率性」を向上

1人1台端末を活用した授業環境整備、遠隔教育環境や学習支援アプリの導入など

- 新 県立学校先端技術活用教育推進事業 107百万円

★国際社会で活躍できる人材を強かに育成

県立高等学校等への外国語指導助手（ALT）の配置を大幅に増

- 拡 外国語指導助手招致事業 242百万円

★就学前の子どもの家庭養育原則を踏まえ、里親委託を強かに推進

里親リクルートや委託後の里親家庭への訪問支援等を大幅に増

- 拡 里親養育包括支援事業 58百万円

<その他の取り組み>

- ★ SNSの活用などによるいじめ対策の強化 38百万円
- ★ 中高生を対象としたトップレベルのプログラミング・AI人材の育成 45百万円
- ★ 県立図書館におけるカフェスペース設置のための改修工事 68百万円



令和2年度当初予算案

5

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

<これまでの取り組み>

- ▶ 2021年春のリニューアルオープンに向けたフラワーパークの改修等を実施
 - 継 フラワーパーク振興対策事業 1,800百万円 ※国交付金を活用しR1最終補正予算に計上予定
- ▶ 本県観光のイメージアップに繋がる宿泊施設の誘致促進制度を創設し、1件を認定
 - 継 宿泊施設立地促進事業 1,002百万円

など

★東日本で唯一ジンベエザメが見られる水族館を整備

「ひたちなか大洗リゾート構想」の中核施設であるアクアワールド・大洗の新館整備に向けた設計等

- 新 アクアワールド茨城県大洗水族館新館整備事業 347百万円

★東京オリ・パラ開催を契機として旅ナカ客向けプロモーション等を拡充

個人観光客向けオリジナルツアー等の実施、県内周遊バスへの支援によるツアー造成の促進

- 拡 ビジット茨城・観光誘客プロモーション事業 230百万円

★世界的なスタートアップイベントの誘致等により、起業・創業の拠点都市を形成

「Venture café」によるイノベーション創出支援プログラム・イベントを継続的に提供

- 新 スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業 40百万円

<その他の取り組み>

- ★ 県北地域におけるロングトレイルコースの整備・プロモーション等の推進 43百万円
- ★ 県民の森及び県植物園の魅力向上に向けた計画の策定 20百万円
- ★ 企業等と連携した県産品販売イベントを都内で開催 19百万円



第1回定例会

令和2年度予算案関係資料

I	令和2年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和2年度当初予算案の概要	
1	予算編成の基本的考え方	(3)
2	4つのチャレンジのポイント	(4)
3	令和2年度当初予算案の規模	(6)
4	歳入の状況	(7)
5	歳出の状況	(11)
6	主な事業	(15)
7	一般会計性質別内訳	(38)
8	一般会計歳別内訳 (歳入)	(39)
9	一般会計歳別内訳 (歳出)	(40)
10	特別会計	(43)
11	企業会計	(43)
III	債務負担行為一覧	(44)
IV	条例その他の議案の概要	(48)

予 算	20件	(一般会計 1件 特別会計13件 企業会計 6件)
条例その他	31件	(条 例28件 その他 3件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和2年第1回県議会定例会提出議案等一覧

- | | | |
|------|------------------------------|--|
| (予算) | | |
| 1 | 令和2年度茨城県一般会計予算(議決反映後) | 茨城県立空閑陶芸大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 2 | 令和2年度茨城県競輪事業特別会計予算 | 研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例 |
| 3 | 令和2年度茨城県公債管理特別会計予算 | 茨城県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計予算 | 茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算 | 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 令和2年度茨城県立区療大付風病院特別会計予算 | |
| 7 | 令和2年度茨城県国民健康保険特別会計予算 | |
| 8 | 令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算 | |
| 9 | 令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算 | |
| 10 | 令和2年度茨城県農業改良資金特別会計予算 | |
| 11 | 令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | |
| 12 | 令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | |
| 13 | 令和2年度茨城県港湾事業特別会計予算 | |
| 14 | 令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算 | |
| 15 | 令和2年度茨城県病院事業会計予算 | |
| 16 | 令和2年度茨城県下水道事業会計予算 | |
| 17 | 令和2年度茨城県工業用水道事業会計予算 | |
| 18 | 令和2年度茨城県地域振興事業会計予算 | |
| 19 | 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算 | |
| 20 | 令和2年度茨城県流域下水道事業会計予算 | |

(条例その他)

- | | | |
|----|---|--|
| 1 | 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例 | |
| 2 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 3 | 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 | |
| 4 | 茨城県地方活力向上地域等における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 5 | 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 | |
| 6 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 7 | 茨城県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例 | |
| 8 | つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 9 | 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 10 | 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | |
| 11 | 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 12 | 茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | |
| 13 | 茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 | |
| 14 | 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | |

II 令和2年度当初予算案の概要

1 予算編成の基本的考え方

1人でも多くの皆様に「茨城県、ワクワクするよね」と感じていただけるような「新しい茨城」づくりに向け、引き続き「4つのチャレンジ」を推進する。

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す。

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く。

III 「新しい人材育成」へのチャレンジ

茨城の未来をつくる「人材」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力向上を図る。

- 選択と集中を常に意識し、絶えず効果検証を行うことで、躊躇せずこ見直しや追加の対策を実施。
- 新たな課題に対しても積極的に挑戦。



これまでの取組に更に磨きをかけ、政策を大きく前進

2 4つのチャレンジのポイント

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

★高い技術力をもった企業や研究機関が集積する県北地域の産業競争力を強化

地域外企業や大手企業等との取引の中心となる県北地域の中核企業等の販路開拓等を支援

〔新〕 県北地域牽引産業・中核企業創出事業 40百万円

★常陸牛を世界トップブランドに育成するための一貫した生産体制を構築

優良な繁殖雌牛の増頭や獣医師による繁殖コンサルティング等を支援

〔新〕 優良繁殖和牛群整備対策事業 155百万円

★新たなビジネス展開や生産性向上を志す経営者を対象とした研究会の開設

各界で活躍する著名な経営者などのトップリーダーを招聘した講義やディスカッション

〔新〕 茨城経営者育成事業 15百万円

<その他の取組み>

★陸上養殖産業の創出にチャレンジするための調査・検討の実施 8百万円

★外国人材の確保に向けた就職マッチング機能の強化 107百万円

★大手企業人材のセカンドキャリアへの誘導と県内企業とのマッチングを実施 83百万円

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

★医師を目指す方への支援を通じた医師確保の推進

医師修学資金の貸与及び海外医科大学卒業生を対象とした支援

〔拡〕 医師修学資金貸与事業 786百万円

★障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を充実

あすなろの郷の再編整備に向けた用地造成及び既存施設の解体設計

〔拡〕 あすなろの郷再編整備関連事業 93百万円

★国土強靱化3か年緊急対策に対応した防災・減災対策を推進

道路の法面対策や橋梁の耐震化、河道改修等

〔拡〕 公共事業（国土強靱化3か年緊急対策関連分） 12,236百万円

<その他の取組み>

★医療機関への「遠隔画像診断治療補助システム」等の導入支援 31百万円

★地域猫の不妊去勢手術への支援や適正飼育指導員による監視及び指導等 27百万円

3 令和2年度当初予算案の規模

一般会計予算案の規模 1兆1,629億17百万円(対前年度当初比+2.4%)

※(災害関連や地方消費税の税率変更分等除きでは+1.2%)

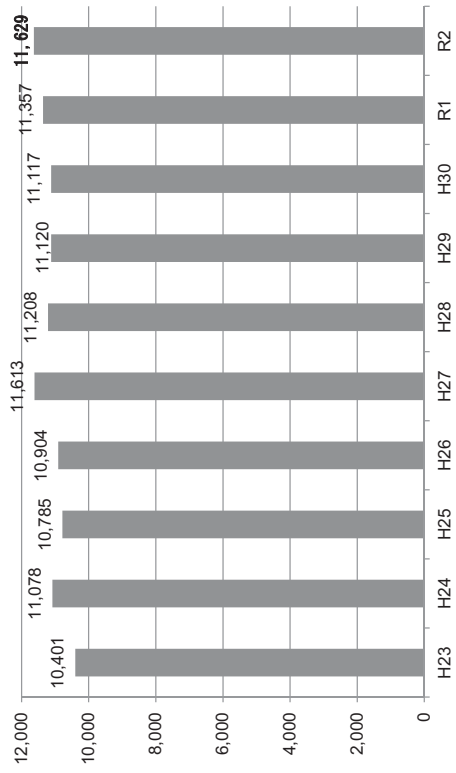
- 台風被害に対処する災害関連事業の計上や、地方消費税の税率変更に伴う都道府県清算金や市町村交付金の増、社会保障関係費の増などにより、歳出規模は前年度と比べて、+2.4%で過去最大。
- 災害関連や地方消費税の税率変更分等除きの比較では、+1.2%。

区分	R1	R2	増減率
一般会計	1,135,713 (1,078,402)	1,162,917 (1,091,739)	2.4 (1.2)
特別会計	595,504	565,527	▲5.0
企業会計	110,281	110,137	▲0.1
計	1,841,498	1,838,581	▲0.2

(単位：百万円、%)

(注) ()内は、災害関連や地方消費税の税率変更分等を除いた額及び伸び率

【一般会計当初予算額の推移】



Ⅲ 「新しい人財育成」へのチャレンジ

★中高一貫教育校におけるICT環境の整備により「学びの質・効率性」を向上

1人1台端末を活用した授業環境整備、遠隔教育環境や学習支援アプリの導入等

【新】県立学校先端技術活用教育推進事業 1,077百万円

★国際社会で活躍できる人材を強力に育成

県立高等学校等への外国語指導助手(A.L.T.)の配置を大幅に増

【新】外国語指導助手招致事業 2,422百万円

★就学前の子どもの家庭養育原則を踏まえ、里親委託を強力に推進

里親リクルートや委託後の里親家庭への訪問支援等を大幅に増

【新】里親養育包括支援事業 58百万円

<その他の取組み>

★SNSの活用などによるいじめ対策の強化 38百万円

★中高生を対象としたトップレベルのプログラミング・AI人材の育成 45百万円

★県立図書館におけるカフェスペース設置のための改修工事 68百万円

Ⅳ 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

★旅ナカ客向けプロモーション等を拡充

個人観光客向けオリジナルツアー等の実施、県内周遊バスへの支援によるツアー造成の促進

【新】ビジット茨城・観光誘客プロモーション事業 230百万円

★世界的なスタートアップイベントの誘致等により、起業・創業の拠点都市を形成

「Venture cafe」によるイノベーション創出支援プログラム・イベントを継続的に提供

【新】スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業 40百万円

★本県観光の中核施設である水族館の誘客機能を更に強化

サメの飼育数日本一という強みを更に強化するための調査等

【新】アクアワールド茨城県大洗水族館新館整備事業 45百万円

<その他の取組み>

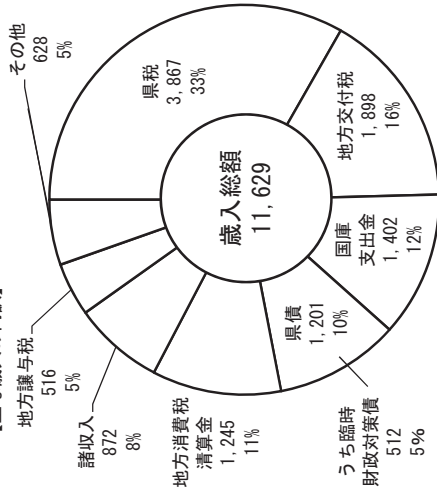
★県北地域におけるロングトレイルコースの整備・プロモーション等の推進 43百万円

★県民の森及び県植物園の魅力向上に向けた計画の策定 20百万円

★企業等と連携した県産品販売イベントを県内で開催 19百万円

4 歳入の状況

【主な歳入の内訳】



(単位：億円、構成比)

前年度から増加

- ・県税 (+0.1%)
- ・地方交付税 (+2.1%)
- ・国庫支出金 (+6.8%)
- ・地方消費税清算金 (+10.1%)
- ・県債 (+2.1%)
- ・諸収入 (+2.2%)

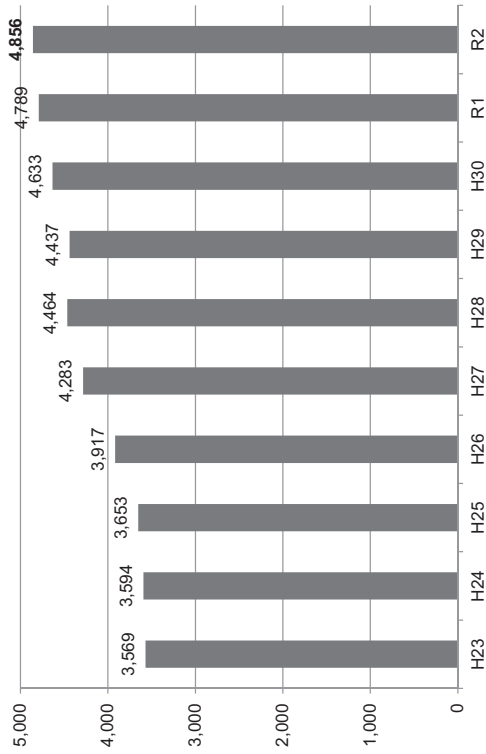
前年度から減少

- ・地方譲与税 (▲0.5%)

【実質的県税の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区分	R1	R2	増減	増減率	備考
県税収入①	386,452	386,701	249	0.1	
地方消費税清算金(清算後)②	44,842	51,474	6,632	14.8	税率引上げによる増
小計(①+②)	431,294	438,175	6,881	1.6	
特別法人事業譲与税③	-	47,194	47,194	皆増	
地方法人特別譲与税④	47,332	-	▲47,332	皆減	
自動車重量譲与税⑤	257	235	▲22	▲8.6	
実質的県税 ①+②+③+④+⑤	478,883	485,604	6,721	1.4	

【実質的県税収入 当初予算額の推移】 (単位：億円)



① 県税 3,867億円 【対前年度比：+2億円、+0.1%】

- ・ 県税収入総額は、企業収益の減などによる法人事業税等の減が見込まれるものの、地方消費税の増により+0.1%、2億円の増。
- ・ 実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額）では、前年度比+1.4%、67億円の増で、4,856億円。
- ・ 法人二税は、企業収益の減による課税所得の減などにより前年度比▲6.2%、61億円の減で、928億円。
- ・ 個人県民税は、課税所得の減などにより▲1.4%、16億円の減で、118億円。

【主な税目の前年度比較】 (単位：百万円、%)

税目	R1	R2	増減	増減率	増減の主な理由
法人二税	98,886	92,759	▲6,127	▲6.2	企業収益の減
個人県民税	113,359	111,787	▲1,572	▲1.4	課税所得の減
地方消費税	69,975	79,219	9,244	13.2	税率引上げによる増
自動車税	51,663	52,988	1,325	2.6	環境性能割の導入による増
自動車取得税	2,476	-	▲2,476	皆減	消費税率引上げ時に廃止
県税収入計	386,452	386,701	249	0.1	

② 地方交付税 1,898億円 【対前年度比：+38億円、+2.1%】
 (うち震災復興特別交付税110億円)
 臨時財政対策債 512億円 【対前年度比：▲38億円、▲6.9%】

- 普通交付税については、令和元年度の算定結果をもとに、令和2年度の地方財政計画の内容等を踏まえ算定し、前年度比+3.8%、64億円増の1,768億円を計上。
- 特別交付税については、前年度同額の20億円。震災復興特別交付税については、震災関連事業の減により前年度比▲18.9%、26億円減の110億円を計上。
- 臨時財政対策債については、前年度比▲6.9%、38億円減の512億円を計上。
- この結果、地方交付税(震災復興特別交付税を除く)と臨時財政対策債を合わせた実質的地方交付税は2,300億円となり、前年度比+1.1%、26億円増。

【実質的地方交付税の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区分	R1	R2	増減	増減率	地財計画
地方交付税	185,970	189,802	3,832	2.1	2.3
普通交付税①	170,400	176,800	6,400	3.8	2.5
特別交付税(通常分)②	2,000	2,000	-	-	-
震災復興特別交付税③	13,570	11,002	▲2,568	▲18.9	▲7.6
臨時財政対策債	55,000	51,200	▲3,800	▲6.9	▲3.6
実質的地方交付税①+②+③	227,400	230,000	2,600	1.1	1.5

③ 県債 1,201億円 【対前年度比：+25億円、+2.1%】

- 県債の発行額は、公共投資に充てる県債や退職手当債の増などにより2.1%、25億円の増。
- 特例的県債(臨時財政対策債)の発行額は、▲6.9%、38億円の減。
- 通常県債(公共投資に充てる県債や退職手当債など)に係る県債残高は、令和2年度末(見込)では1兆1,424億円となり、令和元年度末(見込)に比べ149億円縮減。
- 予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県収入などその他の歳入が増加したことにより10.3%と0.1ポイント減少(前年度当初：10.4%)。
- 特例的県債に係る県債残高は、令和2年度末(見込)で9,728億円と増加するものの、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、令和2年度末(見込)で2兆1,151億円となり、前年度末(見込)に比べ147億円縮減。

【県債発行額の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区分	R1	R2	増減	増減率	備考
通常県債	62,651	68,926	6,275	10.0	
公共投資に充てる県債	62,651	64,926	2,275	3.6	
退職手当債		4,000	4,000	皆増	
特例的県債	55,000	51,200	▲3,800	▲6.9	臨時財政対策債
合計	117,651	120,126	2,475	2.1	

④ 実質的な一般財源総額 7,217億円 【対前年度比：+73億円、+1.0%】
 (震災復興特別交付税含み) 対前年度比：+47億円、+0.6%

- 県税(地方消費税清算後)、特別法人事業譲与税、実質的地方交付税とその他の地方譲与税等を合わせた実質的な一般財源総額は、7,217億円となり、対前年度比で+1.0%、73億円の増と前年度を上回る額を確保。
- 震災復興特別交付税を含めた一般財源総額は、7,327億円となり、対前年度比で+0.6%、47億円の増。

【実質的な一般財源総額の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区分	R1	R2	増減	増減率	(参考)地財計画
県税(地方消費税清算後)	431,294	438,175	6,881	1.6	4.0
特別法人事業譲与税	-	47,194	47,194	皆増	皆増
地方法人特別譲与税	47,332	-	▲47,332	皆減	皆減
実質的地方交付税	227,400	230,000	2,600	1.1	1.5
震災復興特別交付税	13,570	11,002	▲2,568	▲18.9	▲7.6
その他の地方譲与税等	8,383	6,310	▲2,073	▲24.7	
合計	727,979	732,681	4,702	0.6	
震災復興特別交付税除き	714,409	721,679	7,270	1.0	(水準超除き) 1.8

※実質的地方交付税は、地方交付税(震災復興特別交付税を除く)及び臨時財政対策債の合計額
 ※その他の地方譲与税等は、特別法人事業譲与税及び地方法人特別譲与税以外の地方譲与税及び地方特例交付金の合計額

⑤ 繰入金(一般財源) 32億円 【対前年度比：+32億円、皆増】

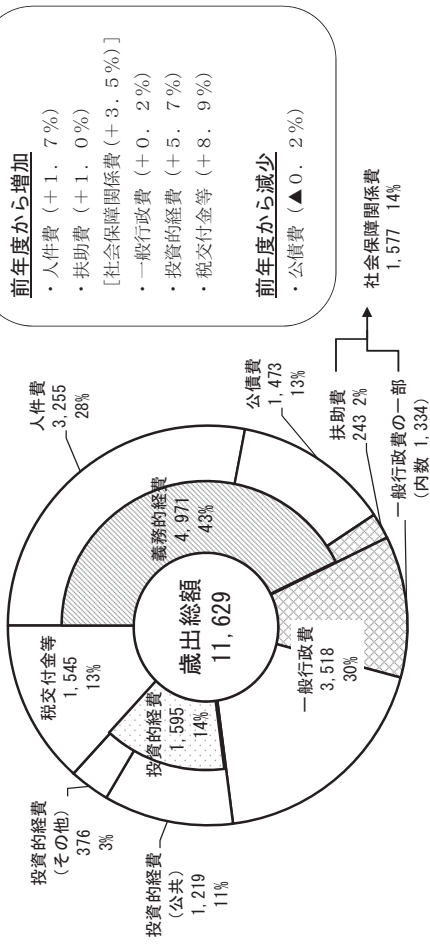
- 一般財源総額は前年度を上回る見込みであるものの、全国的な企業業績の悪化などにより、税収等の増加が十分に見込めないことから、一般財源基金繰入金32億円を計上。

【繰入金(一般財源)の前年度比較】 (単位：百万円、%)

区分	R1	R2	増減	増減率	備考
一般財源基金繰入金	-	3,217	3,217	皆増	
一般財源基金残高(年度末)	66,531	63,314	▲3,217	▲4.8	

5 歳出の状況

【歳出（性質別内訳）の前年度比較】（単位：億円、構成比）



① 義務的経費 4,971億円 【対前年度比：+53億円、+1.1%】 歳出全体に占める構成比：42.7%（前年度 43.3%）

- 人件費は、退職手当の増等により、+1.7%。
- 公債費は、過去に発行した高利率の県債残高の減少により利子が減少することにより、▲0.2%。
- 扶助費は、生活保護費の増などにより、+1.0%。
- なお、社会保険関係費（扶助費及び一般行政費の一部）は、幼児教育・保育の無償化や介護給付費負担金の増などにより、+3.5%。

② 投資的経費 1,595億円 【対前年度比：+85億円、+5.7%】 （公共+2.2%、その他投資+18.6%）

- 〔国補公共〕
- 国補公共事業（特別・企業会計含み）については、復興・創生期間の最終年度である震災復興関連事業や発展の基盤となる社会資本の整備を、引き続き着実に進めるとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、県民の安心安全の確保を一層推進することとし、前年度比▲0.3%の1,021億円（震災関連分を除く通常事業分は前年度比+8.0%の801億円）を計上。

〔県単公共〕

- 県単公共事業（特別・企業会計含み）については、通学路等の安全対策、道路・堤防の除草や補修等に対応する維持・管理対策・長寿命化対策等を引き続き着実に進めるとともに、国の緊急対策と連携し、防災インフラ整備を推進することとし、前年度比+5.1%の253億円を計上。

〔公共事業全体〕

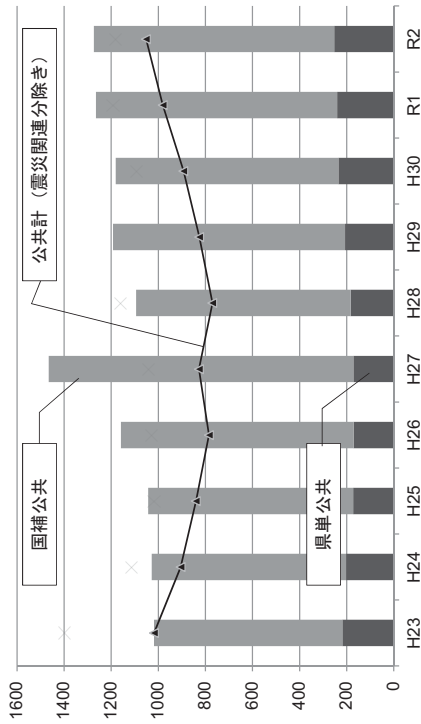
- 公共事業全体については、前年度比+0.7%の1,274億円（震災関連分を除く通常事業分は前年度比+7.3%）。なお、一般会計分は、前年度比+2.2%の1,219億円。
- その他投資（一般会計）
- その他投資については、強い農業づくりに向けた農産園芸共同利用施設の整備に対する支援の増などにより、前年度比+18.6%の376億円。

【公共事業費（特別・企業会計含み）の前年度比較】（単位：百万円、%）

区分	R 1	R 2	増減	増減率
国補公共事業	102,416 (74,177)	102,071 (80,085)	▲345 (5,908)	▲0.3 (8.0)
補助事業	84,923 (58,562)	83,674 (64,370)	▲1,249 (5,808)	▲1.5 (9.9)
直轄事業負担金	17,493 (15,615)	18,397 (15,715)	904 (100)	5.2 (0.6)
県単公共事業	24,121 (23,890)	25,348 (25,117)	1,227 (1,227)	5.1 (5.1)
合計	126,537 (98,067)	127,419 (105,202)	882 (7,135)	0.7 (7.3)

（注）（ ）内は、震災関連分を除いた額及び伸び率

【公共事業費（特別・企業会計含み）当初予算額の推移】（単位：億円）



区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
国補公共	799	825	870	988	1,293	911	985	946	1,024	1,021
県単公共	219	203	173	171	172	183	207	235	241	253
合計	1,018	1,028	1,043	1,159	1,465	1,094	1,192	1,181	1,265	1,274
震災関連分除き	1,018	905	840	785	827	770	826	893	981	1,052

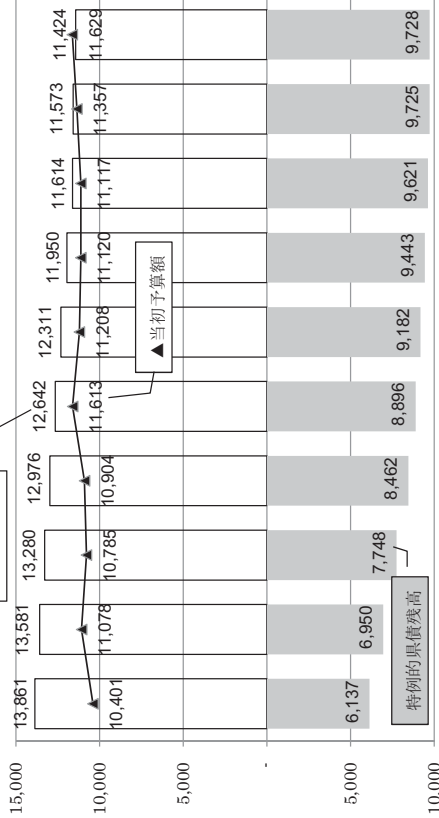
③ 一般行政費 3,518億円 【対前年度比：+7億円、+0.2%】

- 一般行政費は、
- 企業誘致や若手経営者の育成、農林水産物のブランド化などの産業育成
 - 医師確保をはじめとする医療体制整備や防災対策などの生活基盤づくり
 - 少子化対策やICT教育環境の整備などの「人材」育成
 - 観光客促進や本県の魅力向上・発信
- などに重点的に取り組むための所要額を計上。

④ 財政健全化に向けた取組

- 将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための、健全な財政構造を確立する。
- 【財政健全化に向けた目標】
- 特例的県債を除く県債残高を前年度以下に縮減
 - 臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合のプライマリーバランスの黒字の維持
- 令和2年度当初予算案では、上記目標を共に達成

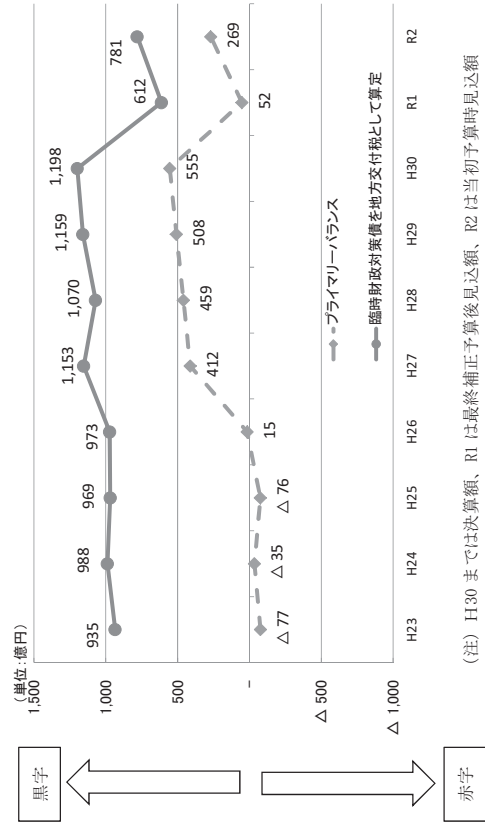
【県債残高の推移】（単位：億円）



県債残高 総額	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総額	19,998	20,531	21,028	21,438	21,538	21,493	21,393	21,235	21,298	21,151

（注）H30までは決算額、R1は最終補正予算後見込額、R2は当初予算時見込額
 「通常県債」：公共投資に充てる県債や、退職手当債など
 「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的
 県債（臨時財政対策債、減収補償債など）

【プライマリーバランスの推移】（単位：億円）



（注）H30までは決算額、R1は最終補正予算後見込額、R2は当初予算時見込額

6 主な事業

[] : R1当初予算額

茨城経営者育成事業（新規）

【R2当初予算額 15百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3560)

本県を牽引する経営者の新規ビジネスへのチャレンجزを促すため、各界で活躍する経営者をはじめとしたトップリーダーを招聘し、講義やピッチ大会などを行います。

1 名称
次世代リーダー育成・NEXTT いばらき

2 対象
県内で事業を営んでいる者等
※事業拡大等に意欲と実績のある経営者
(20名程度)
＜主なターゲット層＞
年齢：原則30代後半～50代
業種：不問

3 内容 (研究会を月1回程度開催)

① 講義
トップリーダーの豊富な経験に基づく経営手法やリーダーシップ論

② ピッチ大会
自身のビジネスの現状や課題、新たなビジネスプラン等の発表を通じた経営者の磨き上げ

事業継続力強化支援計画推進事業（新規）

【R2当初予算額 10百万円】

産業戦略部中小企業課団体支援G (029-301-3554)

小規模事業者の事業継続力の強化を図るため、「事業継続力強化支援計画」の策定を支援することにより、防災・減災に取り組む商工会・商工会議所のモデルケースを創出します。

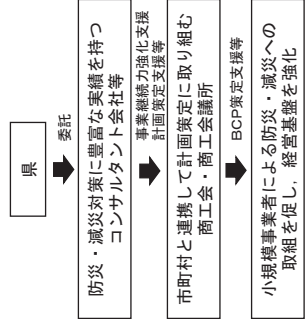
事業内容

- 商工会・商工会議所に対し、事業継続力強化支援計画の策定や計画策定後の訓練等のコンサルティング(情報提供や助言指導)を実施
- モデルケース：2か所
- 計画策定を通じて商工会・商工会議所が得たノウハウや事例紹介等を行うセミナーを開催

(参考) 事業継続力強化支援計画

商工会等が、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援するために市町村と連携し共同で策定する計画
 ・目的：被災時の早期復旧、被害情報収集体制の構築等
 ・内容：災害対策の普及啓発や要援支援、災害発生時の情報収集、小規模事業者等のBCP(事業継続計画)策定等

<事業スキーム>



中小企業融資資金貸付金（事業承継支援融資分）（新規）

【R2当初予算額 100百万円】

産業戦略部産業政策課金融G (029-301-3530)

一定の要件を満たす中小企業者に対し、事業承継時に必要な資金を経営者保証なしで融資することにより、円滑な事業承継を促進します。

○ 事業承継支援融資の概要

新規融資枠	300百万円(県当初予算枠100百万円)
融資対象者	3年以内に事業承継を予定している法人又は事業承継日から3年を経過していない法人であって、資産超過等の財務要件を満たす中小企業者
融資条件	融資限度額：8,000万円 融資期間：10年以内 融資利率：1.3%～1.6%
資金使途	事業承継時に必要な資金(経営者保証を設定している借入金の借換も可能)
信用保証料率	原則0.45%～1.90% (国、県、信用保証協会の割引等により、実質0.00%～0.95%)

(参考) 制度融資概要
 ・ 中小企業融資資金貸付金：R2融資枠214,447百万円(県当初予算枠51,452百万円)
 信用力・資金調達が脆弱な中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、県が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れ、金融機関が低利・長期の融資を中小企業者に提供

地域新ビジネス創出支援事業（新規）

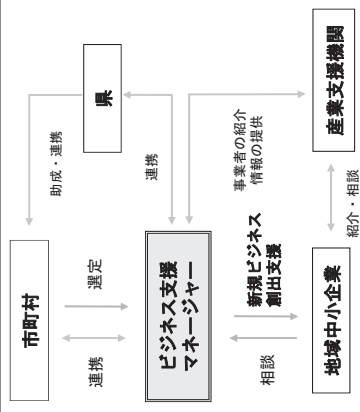
【R2当初予算額 15百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室 (029-301-3550)

地域の中小企業の新規ビジネスの創出や新商品の開発など、新たな事業展開への挑戦を促進するため、専門家による助言・伴走支援等に取り組む市町村を支援します。

(1) 事業概要

- 市町村における下記の取り組みへの補助
 - ① 「ビジネス支援マネージャー」の配置
 - ② 新規ビジネス創出、新商品開発等に向けた助言・伴走支援
 - ③ 新規ビジネス創出セミナー等の実施
- (2) 補助率等
1/2(上限1,500万円, 最長3年)
- (3) 補助対象
人件費等、事業推進に係る経費



プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

【R2当初予算額 83百万円】
[45百万円]

産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 (029-301-3645)

県外大手企業の高度なスキルを持った人材について、本県での就業をさらに促進するため、転職・副業等の多様な形態による県内企業とのマッチングを実施します。

- 1 **プロフェッショナル人材戦略拠点の運営 (41百万円)**
 - (1) 企業が持つ潜在成長力への気付きを喚起し「攻めの経営」への転換促進
 - (2) 必要な人材二つの明確化・マッチングを支援
 - (3) 経営者及び人材双方に対するフォローアップ
- 2 **副業・セカンドキャリア推進 (42百万円) 【新規】**
 - (1) 大手企業を訪問し、転職などのセカンドキャリア・副業解禁を促進
 - (2) マッチングイベントの開催・インタナー制度の創設
 - (3) 副業人材の活用に関する普及セミナーの開催・マッチング集中支援の実施



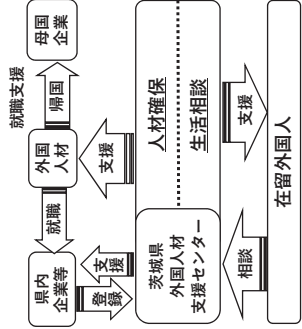
外国人材活躍促進事業

【R2当初予算額 107百万円】
[75百万円]

産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 (029-301-3645)

県内企業の人手不足を解消するため、「茨城県外国人材支援センター」において、外国人材との就職マッチング支援強化や外国人雇用モデル企業の創出等に取り組みます。

- 1 **外国人材の確保 (65百万円)** 上線部は主な拡充部分
 - (1) 県内での就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援
 - ・重点国※での求人情報の提供等による人材募集
 - ※インドネシア、ペトナム、ミャンマー、モリゴル
 - ・専門アドバイザーによる県内企業からの相談対応、県内企業向けセミナーの開催
 - (2) 外国人雇用モデル企業創出のための集中支援
 - ・受入体制整備(専門家派遣等)から、重点国での採用活動までを一貫して支援
 - (3) 外国人材の帰国後の就労支援



- 2 **選ばれる茨城県づくり (42百万円)**
 - (1) 日本語学習支援・ラーニングシステムの提供
 - (2) 送出国等向け県内視察ツアーの開催

県北地域牽引産業・中核企業創出事業 (新規)

【R2当初予算額 40百万円】

産業戦略部技術振興局技術革新課
技術革新支援G (029-301-3579)

電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の産業競争力強化を図るため、企業の連携体の活動支援や研究開発ができる人材の確保に向けた取組を支援します。

- 1 **分野特化型新連携体の活動支援 (19百万円)**

医療機器分野や宇宙機器分野など、強みのある分野特化型新連携体のPR活動や、他地域との連携を促進するほか、連携体を構成する中核企業の販路開拓等を支援する。
 - 2 **技術開発・研究開発人材確保支援 (21百万円)**

企業と大学の連携環境を構築する。企業と大学の連携環境を構築する。
- ※上記のほか、研究機関等と連携した先進的プロジェクトを推進
- ① 電動化技術の核となる次世代「革新的モーター」開発プロジェクト
 - ② 「宇宙・航空機関連先端材料(CMC)」開発プロジェクト

イノベーション創発型対日直接投資促進事業

【R2当初予算額 73百万円】
[45百万円]

産業戦略部グローバル戦略チーム投資・誘致G (029-301-2858)

本県への外資系企業誘致に向け、関係機関とより一層連携し、外資系企業と地元企業・研究機関等とのパートナーシップの構築を図るとともに、充実した支援制度をはじめとした投資環境の優位性をPRし、さらなる雇用とイノベーションの創出につなげます。

- 1 **推進体制整備 (3百万円)**
 - (1) 行政、ジェトロ、研究機関、支援機関、大学、金融機関等による「いばらき対日投資県内誘致促進連絡協議会」の開催
 - (2) 対日投資アドバイザー設置
外資系企業と地元企業・研究機関等とのマッチングを支援
- 2 **進出有望企業へのPR (34百万円)**

外資系企業の海外本社訪問等による本県の投資環境PRや進出有望外資系企業の本県への個別招へい(10社)
- 3 **外資系企業誘致に向けた支援制度 (34百万円)**
 - ・進出検討段階の外資系企業と地元企業・研究機関等との共同研究に対するトライアル補助(上限200万円)
 - ・県内に新たに事業拠点を設置する外資系企業への補助
 - ① 設立補助 (補助率1/2、上限200万円)
 - ② 研究開発補助 (補助率1/4、上限200万円)
 - ③ 賃料補助 (補助率1/2、上限240万円)
- 4 **スタートアップビザ制度導入に向けた環境整備 (2百万円)**

いばらきグローバル懇話会(14年6月)における進出有望外資系企業への知事トクサセルス



次世代技術活用ビジネスイノベーションイノベーション創出事業

【R2当初予算額 128百万円】
[105百万円]

産業戦略部技術振興局技術革新課
技術革新支援G (029-301-3579)

新ビジネス創出による中小企業の競争力強化を図るため、IoT・AI等の知識やビジネス創出ノウハウ等の修得から、ビジネスプラン構築、次世代技術を活用したビジネスの創出・展開まで、一貫して支援します。

1 新ビジネス創出のワンストップ支援 (61百万円)

- ・ 縦横プロデューサーの設置
- ・ 新ビジネス創出の環境整備(コワーキングスペース等)

2 新ビジネス創出支援 (26百万円)

- (1) IoT・AI等を活用できる人材の育成
 - ・ アイデア創出等のノウハウ修得支援
 - ・ 次世代技術を活用・分析できる人材育成
- (2) ビジネスプラン構築
 - ・ 経験豊富な指導者がビジネスプラン構築を支援
 - ・ ビジネスプラン審査会で優れた案件を選定(3件)

3 ビジネスプラン実証支援【新規】 (41百万円)

- ・ 優秀なビジネスプランの実証を支援
- ・ 実証経費上限6百万円/件、メンタリングの実施

ワンストップの支援体制
・ 縦横プロデューサーの助言・指導
・ コワーキングスペースの運営 等

学ぶ
IoT・AI等人材の育成
アイデア創出・次世代技術活用方法の習得

考える
ビジネスプラン構築
経験豊富な指導者の支援のもと、具体的なビジネスプランを構築

試す
ビジネスプランの実証
優秀案件の実証経費支援、メンタリング

いばらき宇宙ビジネス創出拠点事業

【R2当初予算額 145百万円】
[105百万円]

産業戦略部技術振興局科学技術振興課
特区・宇宙プロジェクト推進室 (029-301-2515)

宇宙ビジネスに挑戦しやすい環境づくりを進め、宇宙ベンチャーの創出・誘致と県内企業の宇宙ビジネスへの新規参入を促進します。

1 宇宙ビジネスの機運醸成 (10百万円)

- ・ 宇宙分野の投資家等を招聘したビジネスマッチングの開催

2 宇宙ビジネスを支える体制構築 (61百万円)

- ・ コーディネーターによる相談対応、ニーズ把握・シーズ発掘
- ・ 企業や産業支援機関等で構成するコンソーシアムの運営
- ・ 宇宙機器開発に係る試験設備ネットワークの構築

3 挑戦する企業等の事業化加速 (74百万円)

- ・ 宇宙関連企業等に対する財政支援
 - ① 試験設備利用料補助
 - ② 販路開拓、衛星データを活用したソフトウェア開発費補助(補助率2/3、上限180万円・2400万円)
 - ③ コンソーシアムの会員企業等が取り組む事業構想の事業化のサポート
- ① アドバイザーによる助言 ② イベント登壇 ③ 研究開発支援等



いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業

【R2当初予算額 30百万円】

産業戦略部産業政策課産業企G (029-301-3523)

国体での大会開催実績を活かし、「eスポーツの拠点・茨城」のブランド化と関連産業の誘致・創出を図るため、eスポーツ競技環境の整備や人材育成を進めます。

1 eスポーツ競技環境の整備 (10百万円)

- ・ 企業等が行うイベント開催やチームづくりの支援
- ・ eスポーツ産業創造フォーラムの開催

2 人材育成 (20百万円)

- (1) いばらきeスポーツアカデミー
企業や学校関係者を対象とした定期的な講座の開催、eスポーツの社会的意義等の調査・研究
- (2) いばらきeスポーツ推進事業
eスポーツ関連企業経営者やプロレジャーヤーなどを活用し、県内でのeスポーツの普及、産業化に向けた取組を推進
- (3) 茨城県eスポーツ推進協議会
eスポーツ産業の拠点形成に向けて、産学官が連携したプラットフォームを設置し、ビジネス参入やイベント開催を支援



いばらき農林水産物トップブランド育成事業

【R2当初予算額 55百万円】
[55百万円]

産業戦略部販売流通課販売戦略G (029-301-3966)

本県産の梨「恵水」、豚肉「常陸の輝き」について、都内高級果実専門店や高級レストランでのフェア開催と連動した情報発信の強化などにより、トップブランドとしての定着を図ります。

目標：誰もが認めるトップブランドの育成 「認知度向上」・「トップクラスの販売価格」

<p>梨「恵水」 (24百万円)</p> <ol style="list-style-type: none"> 高級品としての販売力強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内高級果実専門店でのフェア開催等 ・ 貯蔵恵水の販路開拓、メディアへの露出 需要開拓 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外飲食店等でのメニューフェア <p>果オ리지ナル品種等の果実 (5百万円) 高級果実専門店等での取扱拡大 ・ 年間を通しての販促活動、スイーツメニューの開発支援等</p>	<p>豚肉「常陸の輝き」 (26百万円)</p> <ol style="list-style-type: none"> ブランドの頂点を極める <ul style="list-style-type: none"> ・ 高級とんかつ店等への営業活動 ・ 話題となるメニュー開発やメディアへの露出 ・ 高級飲食店等でのメニューフェア 全国的な知名度確立のための情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な食のイベントへの出展等 ・ 生ハム等の加工品開発
---	--

茨城かんしよトトプランナー産地拡大事業

【R2当初予算額 1,530百万円】

農林水産部産地振興課野菜対策G (029-301-3950)

国内外で需要が拡大している本県産かんしよの生産拡大を図るため、農地の確保や生産機械等の整備を支援するとともに、需要者とのマッチングと生産拡大・品質向上を支援する技術開発・普及を進めます。

1 生産農地確保の促進 (359百万円)

(1) 荒廃農地等を活用したかんしよ生産農地確保の取組に対する補助

- 補助先：荒廃農地等を再生するかんしよ農家、農業者団体
- 補助対象：荒廃農地等の再生に係る費用
- 補助率：1/2 (上限100千円/10a)

※樹木の移植が必要な場合には、当該経費の1/2 (上限150千円/10a) を加算

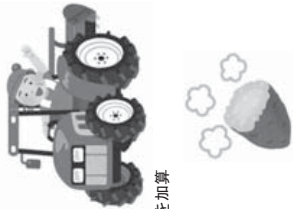
(2) 規模拡大のための農地貸付協力金

- 交付先：かんしよ農家に農地 (20a以上) を貸し出す農家
- 交付額：定額15千円/10a

2 生産に必要な機械・施設の整備支援 (1,163百万円)

3 国内外の需要者 (加工業者、輸出業者等) とのマッチングの推進 (1百万円)

4 かんしよの生産拡大と品質向上を支える技術開発・普及 (7百万円)



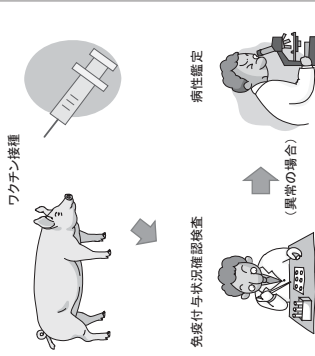
家畜伝染病予防事業

【R2当初予算額 472百万円】
[184百万円]

農林水産部畜産課畜衛生・安全G (029-301-3982)

国内で発生が継続しているCSF (豚熱) を始めとする家畜伝染病について、本県での発生予防とまん延防止を徹底するため、ワクチン接種や検査体制の充実を図ります。

- 1 CSF 感染拡大防止対策
 - (1) CSF に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく飼養豚へのワクチン接種
 - (2) CSF 免疫付与状況確認検査
 - (3) 飼養豚の異常が確認された場合の病性鑑定
- 2 家畜伝染病予防法に基づく検査
- 3 家畜伝染病検査体制の充実・強化



優良繁殖和牛群整備対策事業 (新規)

【R2当初予算額 155百万円】

農林水産部畜産課生産振興G (029-301-3993)

常陸牛のブランド力向上と儲かる経営体育成のため、和牛繁殖雌牛の増頭や能力向上を支援し、子牛の生産から肥育まで一貫した生産体制の構築と常陸牛の高品質化を図ります。

1 繁殖雌牛増頭支援

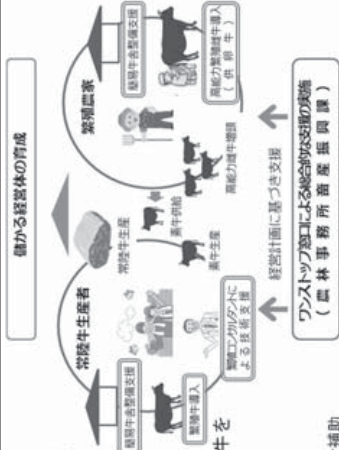
- (1) 繁殖雌牛導入等支援
補助対象：増頭に必要な繁殖雌牛の導入経費等
補助率：1/2 (上限40万円)
- (2) 繁殖コンサルテーション支援
補助対象：獣医師による妊娠鑑定や診察等を行うコンサル経費

2 高能力繁殖雌牛導入支援

- 補助対象：肉質や増体等に関する能力が高い雌牛を供卵牛として県外から導入する経費
補助額：定額70万円

3 繁殖牛舎の整備支援

- 補助対象：肉質や増体等に要する経費
補助率：1/4 ※AUC事業(補助率1/2)への上乘せ補助
補助要件：繁殖雌牛の飼養頭数40頭以下の生産者



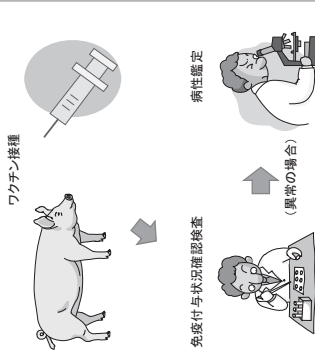
「いばらきの養殖産業」創出事業 (新規)

【R2当初予算額 8百万円】

農林水産部水産振興課栽培・施設G (029-301-4119)

いばらきの水産業の持続的発展を目指すため、自然条件や天然資源の変動に左右されない「いばらきの養殖産業」を創出します。

- 「いばらきの養殖産業」を創出するための基本構想の策定 (委託)
- ・本県で養殖業を始めるための指針となる基本構想の策定 (委託)
 - ・基本構想を策定するため大学等の専門家を委員とする検討委員会の開催



「いばらきの養殖産業」創出事業 (新規)

【R2当初予算額 8百万円】

農林水産部水産振興課栽培・施設G (029-301-4119)

いばらきの水産業の持続的発展を目指すため、自然条件や天然資源の変動に左右されない「いばらきの養殖産業」を創出します。

「いばらきの養殖産業」を創出するための基本構想策定

- ・本県で養殖業を始めるための指針となる基本構想の策定 (委託)
- ・基本構想を策定するため大学等の専門家を委員とする検討委員会の開催

〈現状〉

- ・本県漁業はサバやシラス等の回遊魚が主体で不安定
- ・本県は湾や入り江がなく海面養殖は行われていない
- ・全国的に循環式陸上養殖の技術開発が進み実用段階に



第23回全国農業担い手サミット推進事業（新規）

【R2当初予算額 21百万円】

農林水産部農業経営担い手サミットG (029-301-3867)

「儲かる農業」の実現のため、本県農業者の経営者マインドの醸成や農業経営の法人化推進の契機となる第23回全国農業担い手サミットin茨城を開催します。

1 事業内容

- (1) 全体会・中央交流会の開催
- (2) 会場設営、宿泊・輸送業務
- (3) 実行委員会の運営



全体会

現地研修会

写真：静岡大会(R1年)

2 全国農業担い手サミット概要

- 目的：全国の農業担い手が参加し、農業経営の現状や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を図るため、H10年から毎秋開催。本県では第5回大会(H14年)に続き2回目の開催
- 内容：全国優良経営体表彰や担い手事例発表のほか、県内各地域で開催する交流会や先進的・特徴的な農業経営の事例研修を行う
- 主催：担い手サミット実行委員会、(一社)全国農業会議所

ICT活用による医療体制強化支援事業

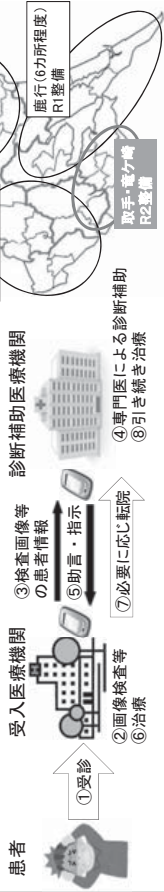
【R2当初予算額 31百万円】
[73百万円]

保健福祉部医療局医療政策課医療整備G (029-301-3186)

ICTの活用により、地域の中核的な医療機関間の遠隔医療ネットワークを全県的に構築し、急性期医療体制の充実・強化とともに、医師が働きやすい環境を整備します。

「遠隔画像診断治療補助システム」の導入支援

- ・補助先：取手・竜ヶ崎地域等の受入医療機関及び診断補助医療機関(6箇所程度)
- ・補助対象：システム導入に係る経費
- ・補助基準額：470万円(1箇所当たり 補助率10/10)



医師修学資金賞与事業

【R2当初予算額 786百万円】
[675百万円]

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G (029-301-3191)

医師修学資金を貸与することにより医師の養成・確保を図るとともに、増加傾向にある海外医科大学卒業生の受入拠点の整備を目指し、大学卒業後から日本の医師国家試験に合格するまでの居場所づくりと受験勉強を支援します。

1 医師修学資金賞与(776百万円)

項目	医師修学資金	地域医療医師修学資金	海外対象医師修学資金
対象者	①県内高校出身者または県内居住者の子で、県外の医学部在籍者 ②筑波大学医学部在籍者	筑波大、東京医科歯科大、東京医科歯科大、杏林大、日本医科大、北里大、帝京大の地域枠入学者	海外の医科大学進学者のうち、卒業後に日本の医師免許取得及び県内勤務を希望する者
貸与枠	20人	53人	修学資金 10人、研修資金 8人
貸与額	月額15万円 月額20万円 月額25万円	国立大学 月額20万円 私立大学 月額25万円	修学資金 月額15万円 研修資金 150万円
返還免除	貸与期間と同じ期間、県内医師不足地域で勤務	9年間を県内で勤務(1/2以上は医師不足地域で勤務)	3~9年間を県内で勤務(修学資金等の貸与期間による)

2 海外医科大学卒業生受入推進事業(10百万円)【新規】

海外医科大学卒業生を対象とした国家試験対策により、海外からの医師確保と県内定着を促進

- ・対象者：海外医科大学卒業生(研修資金貸与者を除く)
- ・実施内容：海外医科大学卒業生を受け入れる県内医療機関への講師派遣・出張講義(10回)



あすなろの郷再編整備関連事業

【R2当初予算額 93百万円】
[20百万円]

保健福祉部障害福祉課企画G (029-301-3357)

建設後45年が経過し老朽化が課題となっているあすなろの郷の再編整備において、新しい施設の建設に向け、民間施設用地の造成設計や民間事業者の公募等を実施します。

1 事業内容

- 1 再編に向けた、あすなろの郷敷地内の民間施設用地造成設計、一部の既存施設の解体設計、民間事業者の公募等
- 2 再編の方向性
 - ・最重度の方向けの入所施設、病院 → 県立施設として新設
 - ・生活訓練を行う施設等 → 民間事業者の参入
- 3 スケジュール

R2	R3	R4以降
造成設計等	造成工事等	新施設建設予定

※ 最重度の方向けの入所施設はR6年度完成予定

〈参考〉あすなろの郷の概要
(障害者の入所施設)
・所在地：水戸市杉崎町
・開設：S48年



老朽化が進む入所施設

犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業

【R2当初予算額 27百万円】
[26百万円]

保健福祉部生活衛生課環境・動物愛護G (029-301-3418)

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条約等を踏まえ、継続して各種事業を展開し、茨城県動物指導センターに収容される犬及び猫の頭数削減を図ります。

- 犬猫殺処分ゼロを目指す県民意識醸成事業 (1百万円)
・犬猫殺処分ゼロを目指すことの周知及び寄付金の協力呼びかけ
- 地域猫活動推進事業 (18百万円)
・市町村と連携して地域が取組む地域猫活動について、不妊去勢手術にかかる費用を補助
- 犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業 (1百万円)
・動物愛護団体等から殺処分頭数の減少につながる取組を公募し、審査会で選定した取組に対し費用を補助
- 適正飼育指導員設置事業 (7百万円)
・犬の収容頭数の多い鹿行地域で不適正飼養者に対する集中的な監視指導を実施

外国語指導助手招致事業

【R2当初予算額 242百万円】
[194百万円]

教育庁学校教育課指導G (029-301-5262)

県立高校等に外国語指導助手 (A.L.T.) を増員し、ネイティブと実践的な会話ができる機会を増やすことで、グローバル人材の育成を図ります。

- A.L.T.の重点配置
県立高校等のA.L.T.を増員 (40人→53人) し、中高一貫教育等に重点的に配置
⇒新たな活用方法による効果を実証
 - 活用方法
(1) デイビートを活用した授業による実践的な英語力の向上
(2) マンツーマン、少人数での英会話レッスン
(3) 専門性をもつA.L.T.による英語以外の教科・課題研究の授業
(4) クラスの副担任として学校行事等での交流等
- A.L.T.との実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人材」を育成
-

いじめ問題対策推進事業

【R2当初予算額 38百万円】
[29百万円]

教育庁学校教育課義務教育課生徒指導推進室 (029-301-5229)

SNSを活用した相談窓口の開設期間を拡充するとともに、県と市町村・学校が専門家と連携し、いじめ等の早期発見から解消まで一貫したサポートを行います。

1 いじめ・体罰解消サポートセンターの運営 (15百万円)

- いじめ・体罰等を早期に発見し、解消までを総合的にサポート
- 相談者は電話、来所、ネットにより相談 (匿名相談も可)
- ※ 特に深刻な事案は警察・OB等の専門家や学校等へ派遣し、家庭訪問等を通じて解消を支援

2 SNS活用相談事業 (20百万円) 【拡充】

- 内容 : LINE等のSNSを使った相談窓口の整備
- 時期 : 長期休業明け前後4回 計100日 (R1当初:夏季40日間)

3 スクールロイヤー活用事業 (3百万円)

- 内容 : 弁護士によるいじめ予防等のための教職員研修
弁護士によるいじめ問題に係る法的助言

※必要に応じて関係機関と情報共有・連携

小中学校における遠隔教育実証研究事業 (新規)

【R2当初予算額 12百万円】

教育庁学校教育課義務教育課指導G (029-301-5226)

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔教育の実証研究を行い、質の高い教育の実現を図ります。

1 優れた指導力をもつ教員による遠隔授業 (エリア型)

- 1つの配信校からエリア (市町村) 内の複数の学校へ配信
- 2つのエリア (市町村) の小中学校で教科を限定して実施
- 同時配信や受信校同士をつなぐ遠隔合同授業も実施

2 高度な専門性をもつ外部人材等による遠隔授業 (ピンポイント型)

- 1つの配信校・配信地から1つの受信校へ配信
- 英語科とプログラミングで実施
- [英語科] ネイティブ・スピーカー等 (小中学校等10校)
- [プログラミング] 大学教員等 (小学校1校、中学校2校)

県立学校先端技術活用教育推進事業（新規）

【R2当初予算額 107百万円】

教育庁総務企画部総務課総務G (029-301-5143)

県立中高一貫教育校において、生徒が1人1台の端末を活用できる環境の整備を行い、遠隔教育やクラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進します。

1. 事業内容

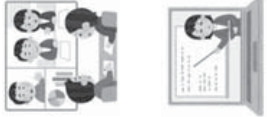
○県立中高一貫教育校において、1人1台の端末を活用できる教育環境の整備

- ・端末の整備（R1補正）
- ・遠隔教育、クラウドサービス等学習環境整備
- ・研修やICT支援員等のフォローアップ

2. ICTを活用した学習場面

- ・課題解決型学習：他者と協働で課題に向かい、学んだ知識を活用して解決
- ・個に応じた学習：生徒1人1人の学力に応じた学習機会の提供
- ・遠隔学習：高い専門性をもつ外部人材の活用や異文化交流等
- ・学びの履歴を蓄積：学習や進路の指導に生かすために、活動記録等を蓄積

先端技術を活用したICT教育を推進することにより、情報活用能力を育成するとともに、大きく変化する社会や様々な課題に対応できる人財を育成



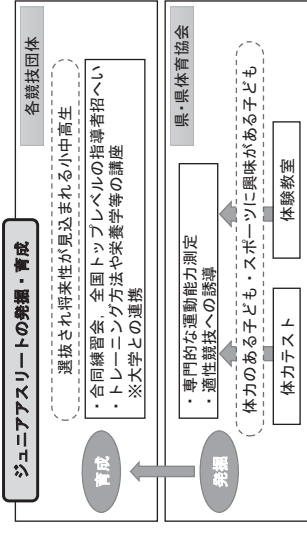
世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（新規）

【R2当初予算額 91百万円】

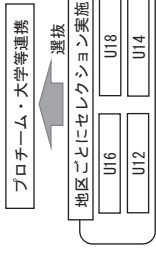
教育庁学校教育部保健体育課国際競技力向上対策室 (029-301-5357)

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした競技力の向上を図ります。

【事業内容】①モデル競技（バスケットボール・サッカー）でのトップアスリート育成システムの構築
②ジュニアアスリートの発掘・育成



※将来プロとして活躍できる可能性がある
ある主な競技



プログラミング・エキスパート育成事業

【R2当初予算額 45百万円】
[42百万円]

教育庁学校教育部高校教育課指導G (029-301-5260)

全国トップレベルのプログラミング能力やAI活用能力をもつ中高生をもつ中学生を育成するとともに、多くの生徒がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供します。

1 高い意欲・能力を有する中高生向けの指導

- ①現役プログラマー等による個別指導
対象：県内の中学生 40名（160名から選考）
内容：参加者の考案するアプリ等の制作

②エキスパートの育成

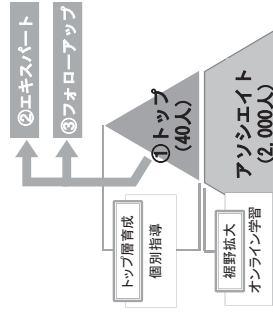
- 対象：①修了者のうち2名を選抜
内容：さらに専門性の高いスキルの習得

③フォローアップ研修

- 対象：①修了者のうち ア：希望者 イ：10名以内
内容：ア) コンテストに向けたアプリ等の制作
イ) AI技術の指導【新規】

2 プログラミングに興味がある高校生向けオンライン講座

- 対象：県内の高校生 2,000名
内容：基礎的なプログラミングスキルを学習



※トップ：プログラミングに高い意欲・能力を有する者
※アソシエイト：プログラミングに興味を有する者

図書館魅力向上推進事業

【R2当初予算額 68百万円】
[28百万円]

教育庁総務企画部生涯学習課振興G (029-301-5318)

県立図書館を県民の集まる拠点としていくため、館内1階ロビー等にカフェスペースを整備し、図書館の魅力向上を図ります。

- カフェの整備による新しい魅力ある図書館へ（R2年夏オープン）
◇読書や調べものを楽しみながらコーヒーを楽しむ
◇これまでの「静かな図書館」から会話の生まれる図書館へ
◇くつろぎスペースや打合せのできるスペースを提供

【整備箇所】

現在の1階ロビー、ギャラリ、飲食スペース



- ・カフェスペース
- ・ゆったりと読書ができるくつろぎスペース
- ・ビジネスに利用可能なスペース
（電源を確保し、ノートPCが使用可能）など



里親養育包括支援事業

【R2当初予算額 58百万円】
[31百万円]

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
児童養育・母子福祉G (029-301-3247)

里親制度の普及やリクルート、里親研修・トレーニング体制を強化するほか、養親希望者に対する助成を実施し、要保護児童の家庭養育環境を整備します。

- 1 里親制度等普及促進・里親リクルート事業 (19百万円)
 - ・ 公民館等での説明会、イベント会場等での周知
 - ・ 里親登録者へのアンケートや児童相談所の記録等を基に効果的な広報・啓発を実施
- 2 里親研修・トレーニング等事業 (18百万円)
 - (1) 未登録者向け：里親登録に必須の研修、座学、実践研修等
 - (2) 受入経験の無い里親向け：受入に向けたトレーニング（講義・実習）
- 3 里親委託推進等事業・里親訪問等支援事業など (18百万円)
 - ・ 里親委託推進員の増員
 - ・ 委託後の里親家庭への訪問支援 等
- 4 養親希望者手数料負担軽減事業 (3百万円)
 - ・ 養親希望者が養子縁組民間にあっせん機関に支払う手数料の助成 (35万円/件)



フラワーパーク振興対策事業

【R2当初予算額 1,800百万円】
※R1最終補正予算に計上予定

営業戦略部観光産物産観光戦略G (029-301-3617)

茨城県フラワーパークを、本県の魅力を再発見・再発信することのできる新たな観光拠点として全面的にリニューアルし、観光客増加と地域経済活性化を図ります。

- 1 事業内容
 『“見る”から“感じる”フラワーパーク～「ばら」から始まる茨城再発見～』をコンセプトに、R1年度から、民間事業者の発想やノウハウを活かした大規模な施設改修工事を実施
- 2 スケジュール
 【R1年度】基本設計、ワークショップ施設の改修工事等
 【R2年度】実施設計、レストラン・エントランスギャラリーの新築工事、インフォメーションセンターの改修工事 等
 【R3年4月下旬頃】リニューアルオープンを予定
- 3 全体事業費 (R1～R2)
 約20億円 (地方創生拠点整備交付金活用予定)

【リニューアルイメージ】



エントランスギャラリー



ワークショップ施設

アクアワールド茨城県大洗水族館新館整備事業 (新規)

【R2当初予算額 45百万円 (修正後)】

県民生活環境部生活文化課文化振興G (029-301-2826)

本県観光の中核施設であるアクアワールド・大洗の誘客機能を更に強化するための調査等を実施します。

事業内容 (修正後)

交通実態把握のための調査及び計画の策定。

県民の森等魅力向上事業 (新規)

【R2当初予算額 20百万円】

農林水産部林政課森づくり推進室 (029-301-4021)
 政策企画部地域振興課県民・庶行G (029-301-2730)
 営業戦略部観光産物産観光戦略G (029-301-3622)

茨城県民の森及び茨城県植物園における観光誘客に向けて、民間のアイデアを取り入れた魅力向上計画を策定します。

【魅力向上計画策定業務】

県民の森と植物園の一体的な活用による新たな観光拠点の創出に向け、民間アイデアを活用した魅力向上計画(基本構想)を策定。

【方向性】

- 植物園
 先進的な技術等を取り入れた新たな施設にリニューアル
- 県民の森
 広大な森を活用し、キャンプ等の体験型アウトドア施設を新設



県北ニューツーリズム推進事業

【R2当初予算額 43百万円】
〔10百万円〕

政策企画部東北振興局振興G (029-301-2715)

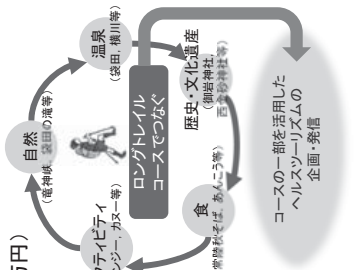
県北地域に点在する多様な地域資源（自然、温泉、歴史・文化遺産、食、アクティビティ等）をつなぐことにより、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進します。

1 県北ロングトレイルコースの整備・プロモーション (35百万円)

- 県北地域のハイキング道等をつなぎ、自然や歴史・文化などに触れながら歩く「ロングトレイル」を推進
- コースの下草刈、道標制作・設置
- モニターイベントの実施
- 県北ロングトレイル構想の県内外向け情報発信
- 観光ノウハウを持つ専門員を通じた事業PR等

2 ヘルストゥーリズムの企画・発信 (8百万円)

- 県北地域の自然や温泉、食などを組み合わせ、心身ともに癒される旅行スタイル（ヘルストゥーリズム）を企画・発信
- ヘルストゥーリズムプログラムや実施体制の検討
- モニターツアーの実施



2020東京五輪競技大会警備対策事業（新規）

【R2当初予算額 89百万円】

警察本部 (029-301-0110) 警備課 (内線5711)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサッカー競技、聖火リレー及び各種オリンピック関連行事等の警備対策を実施します。

1 開催概要

- (1) 聖火リレー
日程：7月5日(日)～7月6日(月)
場所：1日目：鹿嶋市～水戸市 (8市町) 2日目：古河市～つくば市 (8市)
- (2) サッカー競技
日程：7月23日(木)～8月6日(木)
場所：茨城カシマスタジアム 8日間 11試合



2 事業内容

- ・会場及び会場周辺の警戒警備の強化
- ・テロ対策の推進、テロ情勢に対応した装備資機材の整備
- ・渋滞緩和、交通総量抑制及び会場周辺の駐車対策の徹底

東京オリンピック・パラリンピック推進事業

【R2当初予算額 514百万円】
〔716百万円〕

県民生活環境部オリンピック・パラリンピック課
企画G (029-301-2790)、サッカー競技G (029-301-2780)

本県で開催される東京オリンピック・サッカー競技の成功に向けた各種対応や、県内におけるオリンピック聖火リレーの実施、事前キャンプの受入などに取り組みます。

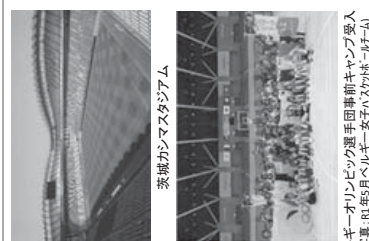
1 オリピック・パラリンピック競技大会運営等 (442百万円)

- (1) 大会運営関連
茨城カシマスタジアム周辺へのインフォメーションの設置・都市ボランティアの運営など、観戦客の受入に向けた各種対応
※茨城カシマスタジアムでは延べ8日間11試合開催予定
- (2) オリピック聖火リレー・パラリンピック聖火フェスティバル
- (3) 機運醸成
シティードレッシング（都市装飾）・パブリックビューイング等

2 事前キャンプ受入等 (72百万円)

- ・キャンプ受入市町村に対する補助 <補助率>1/2 (上限100万円)
- ・ベルギーオリンピック選手団事前キャンプ受入対応等
- ・ホストタウン交流事業（文化体験会等）の実施

(参考) 事前キャンプ受入基本合意書締結件数：14件
県内ホストタウン登録件数：16件



ベルギーオリンピック選手団事前キャンプ受入
(写真：R2年5月ベルギー女子バスケットボール)

集中的プロモーション強化事業（新規）

【R2当初予算額 30百万円】

営業戦略部プロモーション戦略チーム
プロモーションG (029-301-2123)、制作・発信G (029-301-2128)

観光誘客や県産品のブランド化の取り組みを一層推進するため、インターネットを活用したターゲティング広告や県公認Vtuber「茨ひより」の海外イベントブースへの出展など、新たな手法による集中的なPRを実施します。

1 国内への魅力発信強化 (20百万円)

- インターネットのデータ（年齢・性別等の属性や検索履歴情報など）を活用し、ターゲットに絞った広告を集中的に実施。
- ・実施内容：ポータルサイト（Yahoo!やGoogle）での広告や、アプリや専門サイト内広告など
- ・テーマ：サイクルーツリズム、アクアワールド大洗、フラワーパークなど



イメージ画像

2 茨ひよりを活用した海外に向けたPR (10百万円)

- 海外で行われるアニメイベントに出展し、「茨ひより」及び「茨城県の魅力」の海外における認知の拡大を図る。
- ・対象国：フランス、Japan Expo (7月)、シンガポール G3AFA (11月)
- ・内容：対象国に特化した動画制作・配信（県産品PR、フランス・エンヌス県との友好交流）など



友好交流

県産品PR

② ビジット茨城・海外誘客プロモーション事業

【R2当初予算額 230百万円】
[136百万円]

営業戦略部国際観光課国際誘客G (029-301-3616)

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、個人旅行者の誘客や県内周遊の促進を図るため、国・地域のニーズに対応した戦略的なプロモーションを実施し、海外からの一層の誘客促進に取り組みます。

1 戦略的な誘客プロモーションの誘客促進

- (1) 都内等滞在インバウンドの誘客促進
 - ・ ティンダールケテイルインバウンドの実施【新規】
 - ・ 都内発着オリエントエクスプレスの運行【新規】
 - ・ 個人旅行者の県内周遊促進（周遊タクシーの運行）等
- (2) 強みを活かしたインバウンド需要の拡大
 - ・ コルフルーリズムの推進（現地説明会、モニターツアー等）
- (3) 市場別戦略に基づいたプロモーションの展開
 - ・ 外国クルーズ船の寄港地観光の推進
 - ・ 海外誘客拠点（観光レップ）を活用した情報発信やセールス活動の強化【拡充】等



タイ旅行会社のファミツアー



外国クルーズ船（セブンシー・スマリナー）の寄港

- 2 ツアー造成促進
 - ・ 商談会への出展や海外旅行会社等のファミツアーの実施
 - ・ 団体旅行者の県内周遊促進（周遊バスの支援）【新規】等

- 3 受入体制整備
 - ・ 観光事業者を対象とした多言語表記整備等の支援

② フィルムコミッション関連事業

【R2当初予算額 47百万円】
[26百万円]

営業戦略部観光課フィルムコミッション推進室 (029-301-2528)

本県のロケ地としての強みを活かし、国内はもとより、海外からも魅力的な作品を誘致するとともに、ロケ地を活用した本県の魅力向上と観光誘客を図ります。

1 フィルムコミッション推進事業 (14百万円)

- 撮影風景のパネル、撮影美術品の展示などによるロケセットの再現、ロケ地ツアーの企画などによる誘客促進

- 監督、出演者等作品関係者やキャラクター等を活用したメディア、SNSや集客施設等での情報発信



2 魅力映画支援事業 (33百万円)

(DMO観光地域づくり支援事業)

- 海外の映画監督や脚本家等を対象にした本県へのロケーションツアー等を行いロケ地やロケ支援体制をPR

- 本県を舞台・題材とする映画等の製作に対し、県内での撮影に要する経費等の一部を補助
 - ・ 補助率：1/2（上限1,000万円）

② DMO観光地域づくり推進事業（「食」をテーマとした観光振興分）

【R2当初予算額 30百万円】
[9百万円]

営業戦略部観光課産伝誘客G (029-301-3622)

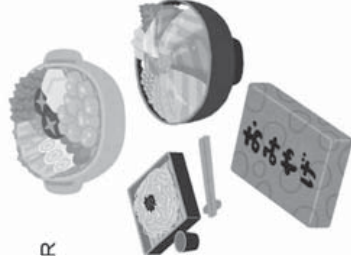
観光客の県内消費を増やし、稼げる観光地域づくりを推進するため、観光目的となるような「食事」や、買って帰りたい魅力ある「おみやげ」の開発・販売促進に取り組みます。

1 食のプロフェッショナル等が選定した料理や飲食店のPR

- ・ 旅行者にお勧めしたい料理や飲食店を食のプロ等が選定しPR

2 特産品を使った名物料理コンテストの開催

- ・ 本県の特産品を使った名物料理コンテストを開催
- ・ 専門家の審査により入選した料理を「茨城の名物料理」としてPR



3 おみやげ品の販売促進支援、プラッシュアップ支援

- ・ 旅行者にお勧めしたい「茨城のおみやげ」をPRするとともに、その磨き上げを支援

② 「茨城をたべよう」食の魅力発信強化事業（新規）

【R2当初予算額 18百万円】

営業戦略部販売流通課企画広報G (029-301-3945)

茨城が誇るすばらしい食材・加工品・料理等の魅力を首都圏に発信し、本県農林水産物の認知度の向上と販路の拡大を図ります。

○ 2020東京オリンピック前に開催される大規模フードイベント「東京ハーヴェエスト2020」への出展

- 1 日程：R2年5月23日（土）、24日（日）
- 2 会場：駒沢オリンピック公園（東京都世田谷区）
（1964年の東京オリンピック第2会場）

3 内容

- (1) キッチンカー・屋台・マルシェの出店
- (2) ステージイベント・ワークショップ
- (3) 生産者・販売者等の交流会



前回の東京ハーヴェエストの様子



【東京ハーヴェエスト】
東京から世界へ「おいしい日本」を発信する取組祭として、全国の食の作り手が集まる食の祭典
東京ハーヴェエスト実行委員会
主催
（オイシックス・ラ・大地㈱、カフェ・カンパニー㈱、（一社）東の食の会）

スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業（新規）

【R2当初予算額 40百万円】

産業戦略部技術振興局技術革新課
イノベーション創出G (029-301-3522)

イノベーション創出やスタートアップ支援の世界的なコミュニティである「ベンチャーカフェ」を誘致し、つくばを中心にスタートアップの世界的な拠点形成を図ります。

- 1 **ベンチャー・カフェ（※1）のつくばでの開催**
 - ・つくば市内で定期的（隔週）にセミナーやピッチ（※2）等のイベントを実施
 - ・様々な分野の参加者の交流等を組み合わせたプログラムの開催により、国内外のスタートアップや人材が集うコミュニティを形成
- 2 **拠点都市構想の推進**
 - ・内閣府が進める「スタートアップ・エコシステム（※3）拠点都市」の形成・推進に向け、東京都や川崎市などのほか、つくば市、大学、研究機関等との連携を促進



※1 ベンチャー・カフェ：
・起業家や起業を志す人、投資家、研究者など、多様なイノベーター達が集い、繋がり、学びあうことで、これまでにないイノベーションを生み出すコミュニティ
・米国のイノベーション拠点であるCIC(Cambridge Innovation Center)の姉妹組織として、2010年にポストンで設立。現在、世界6カ国11都市（アジアでは東京のみ）で開催
※2 ピッチ：投資家等に向けた、アイデアやビジネスプランの短時間のプレゼンテーション
※3 エコシステム：様々なプレイヤーが集積・連携することで共存・共栄し、経済成長の好循環を生み出すビジネス環境を、自然環境の生態系になぞらえたもの

都市間高速バスネットワーク強化事業

【R2当初予算額 90百万円】
[58百万円]

政策企画部交通部政策課地域交通G (029-301-2604)

水戸とつくばの都市間連携を促し、インバウンドを含めた県内外からの交流人口を拡大させ、県域全体の活性化につなげるため、高速バスの増便実証実験に取り組みます。



- 1 **高速バス増便実証実験（69百万円）**
R1年10月から実施している高速バス増便の継続運行
【対象ルート・増便数】
①水戸・つくば間高速バス
平日12便（6往復）、土日祝日8便（4往復）
②茨城空港・つくば間連絡バス
台湾便接続（週2日）2便（1往復）
- 2 **利用促進の取組（19百万円）**
 - ・プロスポーツ試合やイベントに合わせた臨時便運行
 - ・運行情報システムの運用やバス待ち環境整備等の利便性向上
 - ・周知・PRの展開 等
- 3 **調査・検討、事業評価（2百万円）**
利用状況の分析やアンケート調査を行い、運行ルートやダイヤ等の見直しを検討

社会資本の整備

土木部監理課予算G (029-301-4329)、農林水産部農業政策課総務G (029-301-3817)

- 単位：百万円 []：R1当初予算額
【全会計127,419[126,537]】 121,965[119,311]
【全会計102,071[102,416]】 96,648[95,521]
- 1 公共事業
(1) 国補公共事業
(直轄事業負担金：18,397百万円)
道路(東関東自動車道水戸線など)、治水(鬼怒川など)等
(補助事業：83,674百万円)
道路橋梁(国道354号境岩井バイパス、鳥栖大橋など)、河川(八間堀川など)、港湾(茨城港など)、土地改良(ほ場整備・三坂地区など)等
16,635[22,305]
 - 緊急輸送対策強化事業(東日本大震災関連連分)
・復興みちづくりアクションプランに基づく緊急輸送道路等の整備
・緊急物資輸送の拠点となる茨城港・鹿島港の防波堤整備(国直轄事業)
3,828[2,615]
 - 治水直轄事業負担金(関東・東北豪雨関連連分)
河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用した鬼怒川の集中的な改修
・実施期間：H27～R2年度
12,236[4,429]
 - 国土強靱化3か年緊急対策に対応した防災・減災事業
道路の法面対策や橋梁の耐震化、河道改修等
・事業箇所：道路改良38箇所、河道掘削17箇所ほか

社会資本の整備

土木部監理課予算G (029-301-4329)、農林水産部農業政策課総務G (029-301-3817)

- 単位：百万円 []：R1当初予算額
【全会計 25,348[24,121]】 25,317[23,790]
4,762[2,414]
- 1 公共事業
(2) 県単公共事業
○防災・減災対策事業
河川の護岸修繕や土砂撤去、急傾斜地崩壊防止のための工事等
・事業箇所：護岸修繕111箇所、急傾斜地崩壊防止対策11箇所ほか
河川の事前防災・減災を行うための堤防・河道等危険度調査
・事業箇所：17河川
 - 長寿命化対策事業
道路や橋梁、下水道管渠等の補修
・事業箇所：舗装修繕109箇所、橋梁補修35箇所、下水道管渠補修4箇所ほか
3,492[3,403]
 - 2 道路工事業基礎調査費
幹線道路ネットワークの強化や緊急輸送道路の整備に向けた調査・概路設計等
268[228]

河川危険度事前調査事業（新規）（県単公共事業：再掲）

【R2当初予算額 120百万円】

土木部河川課計画G (029-301-4485)

台風等の豪雨災害に備え、事前防災・減災対策を行うため、河川における治水上の危険度の調査を実施します。

1 実施箇所

一級河川 桜川 外 16河川
※洪水予報河川、水位周知河川等

2 実施内容

上空からの測量による堤防・河道等の調査

＜従来の調査＞

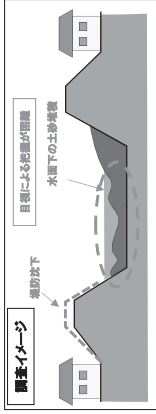
①日常的な対応
県管理の全河川において目視による点検・巡視
⇒堤防沈下や水面下の土砂堆積等の詳細把握が困難

②異常時（災害など）の対応
被災箇所のみ詳細測量を実施
⇒事後対応

＜今後の方向性＞

従来の調査①、②に加えて、

③事前防災・減災への対応
これまで被災が無い箇所も含めて、優先順位を踏まえ上空からの測量（迅速、広範囲、地形の影響を挙げない）を実施し、危険度を事前に調査
⇒危険箇所における対策に活用し、災害の事前防止を図る



借楽園魅力向上等推進事業（県単公共事業：再掲）

【R2当初予算額 130百万円】

土木部都市局都市整備課公園利用促進G (029-301-4660)

借楽園の更なる魅力向上と誘客促進を図り、日本を代表する観光拠点化を目指します。

○ 事業内容

- ・ 歴史的建物群の復元調査
- ・ アクセス向上調査
- ・ イベントの実施
- ・ 集客拠点施設の誘致
- ・ 料金徴収業務 等

（参考）国補公園事業による事業内容

- ・ 好文亭の耐震化
- ・ 休憩所の新設
- ・ 園路整備 等



7 一般会計性質別内訳

（単位：百万円、％）

区分	R1当初 (A)	R1当初 構成比	R2当初 (B)	R2当初 構成比	増減 (B-A)	増減率
人件費	320,200	28.2	325,548	28.0	5,348	1.7
公債費	147,510	13.0	147,232	12.6	▲278	▲0.2
扶助費	24,094	2.1	24,344	2.1	250	1.0
経費	(152,396)	(13.4)	(157,675)	(13.6)	(5,279)	(3.5)
計	491,804	43.3	497,124	42.7	5,320	1.1
公共事業	119,311	10.5	121,965	10.5	2,654	2.2
うち国庫	95,521	8.4	96,648	8.3	1,127	1.2
うち県単	23,790	2.1	25,317	2.2	1,527	6.4
その他	31,694	2.8	37,584	3.2	5,890	18.6
うち国庫	11,929	1.1	20,462	1.8	8,533	71.5
うち県単	19,765	1.7	17,122	1.4	▲2,643	▲13.4
計	151,005	13.3	159,549	13.7	8,544	5.7
うち国庫	107,450	9.5	117,110	10.1	9,660	9.0
うち県単	43,555	3.8	42,439	3.6	▲1,116	▲2.6
一般行政費	351,068	30.9	351,781	30.3	713	0.2
税交付金等	141,836	12.5	154,463	13.3	12,627	8.9
合計	1,135,713	100.0	1,162,917	100.0	27,204	2.4

（注）公共事業は区画整理事業（特別会計）及び下水道事業（企業会計）除きである。

8 一般会計款別内訳 (歳入)

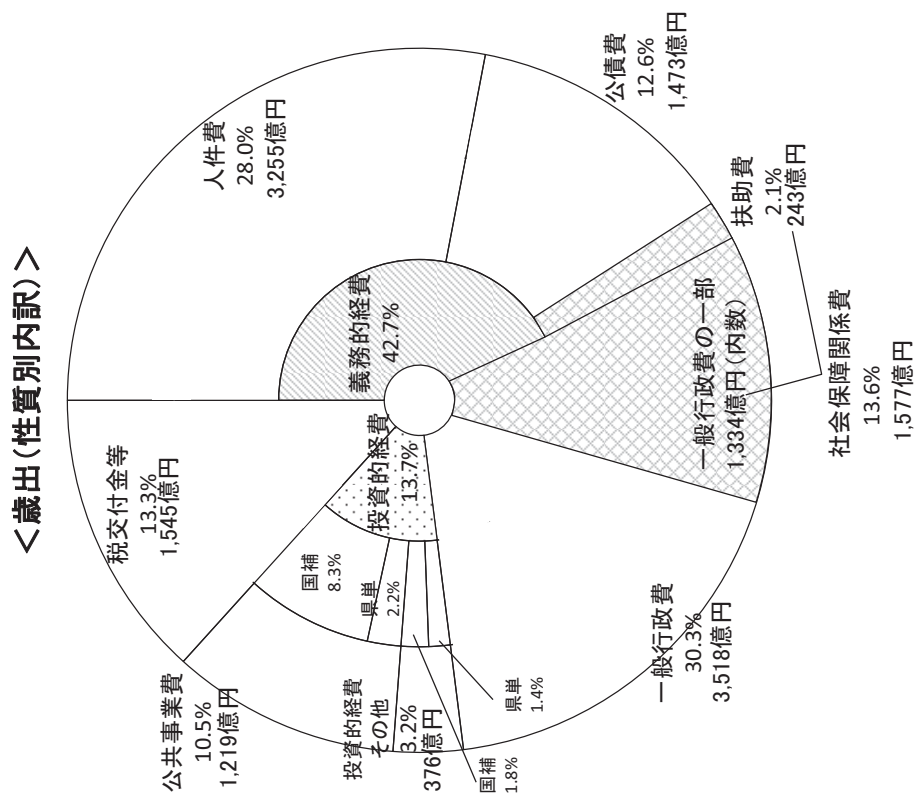
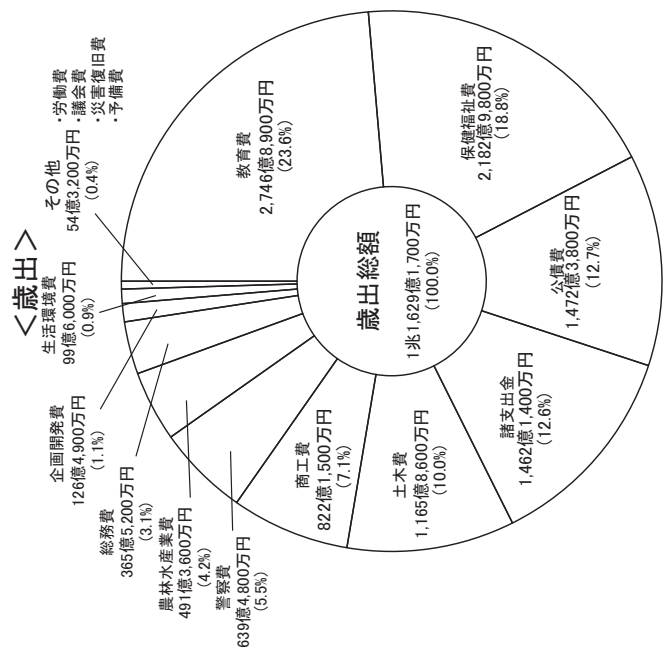
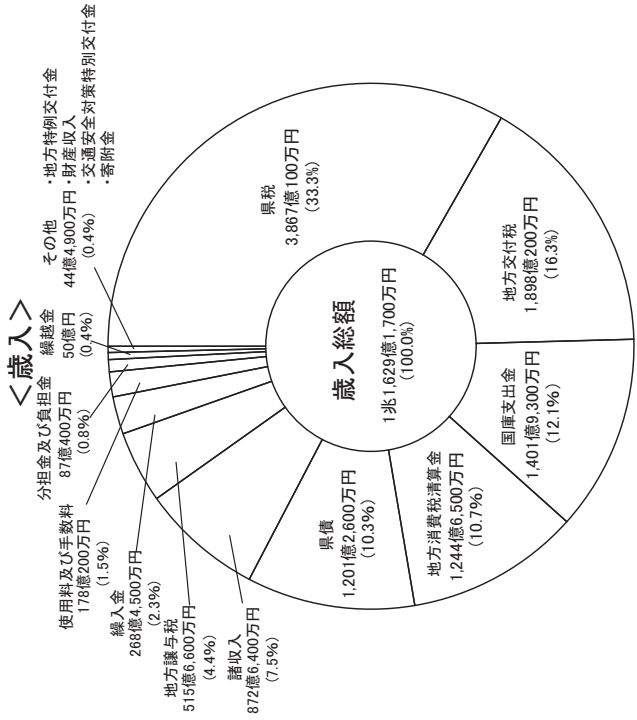
(単位：百万円，%)

款名	R 1 当初 (A)	R1当初 構成比	R 2 当初 (B)	R2当初 構成比	増減 (B-A)	増減率
果税	386,452	34.0	386,701	33.3	249	0.1
地方消費税清算金	113,000	9.9	124,465	10.7	11,465	10.1
地方譲与税	51,824	4.6	51,566	4.4	▲258	▲0.5
地方特例交付金	3,891	0.3	1,938	0.2	▲1,953	▲50.2
地方交付税	185,970	16.4	189,802	16.3	3,832	2.1
交通安全対策補助交付金	789	0.1	754	0.1	▲35	▲4.4
分担金及び負担金	8,899	0.8	8,704	0.8	▲195	▲2.2
使用料及び手数料	17,718	1.6	17,802	1.5	84	0.5
国庫支出金	131,278	11.5	140,193	12.1	8,915	6.8
財産収入	1,959	0.2	1,690	0.1	▲269	▲13.7
寄附金	137	0.0	67	0.0	▲70	▲51.1
繰入金	25,755	2.3	26,845	2.3	1,090	4.2
繰越金	5,000	0.4	5,000	0.4	-	0.0
諸収入	85,390	7.5	87,264	7.5	1,874	2.2
果債	117,651	10.4	120,126	10.3	2,475	2.1
合計	1,135,713	100.0	1,162,917	100.0	27,204	2.4

9 一般会計款別内訳 (歳出)

(単位：百万円，%)

款名	R 1 当初 (A)	R1当初 構成比	R 2 当初 (B)	R2当初 構成比	増減 (B-A)	増減率
議会費	1,692	0.1	1,715	0.1	23	1.4
総務費	38,396	3.4	36,552	3.1	▲1,844	▲4.8
企画開発費	11,239	1.0	12,649	1.1	1,410	12.5
生活環境費	11,160	1.0	9,960	0.9	▲1,200	▲10.8
保健福祉費	212,004	18.6	218,298	18.8	6,294	3.0
労働費	2,799	0.2	2,604	0.2	▲195	▲7.0
農林水産業費	43,946	3.9	49,136	4.2	5,190	11.8
商工費	82,080	7.2	82,215	7.1	135	0.2
土木費	113,206	10.0	116,586	10.0	3,380	3.0
警察費	62,133	5.5	63,948	5.5	1,815	2.9
教育費	274,791	24.2	274,689	23.6	▲102	▲0.0
災害復旧費	816	0.1	813	0.1	▲3	▲0.4
公債費	147,515	13.0	147,238	12.7	▲277	▲0.2
諸支出金	133,636	11.8	146,214	12.6	12,578	9.4
予備費	300	0.0	300	0.0	-	0.0
合計	1,135,713	100.0	1,162,917	100.0	27,204	2.4



10 特別会計

(単位：百万円，%)

会計名	R1当初 (A)	R2当初 (B)	増減 (B-A)	増減率
競輪事業	11,898	12,717	819	6.9
公債管理	218,991	181,321	▲37,670	▲17.2
市町村振興資金	1,049	981	▲68	▲6.5
鹿島臨海工業地帯造成事業	3,635	4,210	575	15.8
県立医療大学付属病院	2,997	3,097	100	3.3
国民健康保険	254,001	244,514	▲9,487	▲3.7
母子・父子・寡婦福祉資金	186	171	▲15	▲8.1
中小企業事業資金	2,726	32,630	29,904	1,097.0
農業改良資金	66	63	▲3	▲4.5
林業・木材産業改善資金	92	92	-	0.0
沿岸漁業改善資金	71	71	-	0.0
港湾事業	35,018	11,619	▲23,399	▲66.8
都市計画事業土地区画整理事業	64,774	74,041	9,267	14.3
合計	595,504	565,527	▲29,977	▲5.0

11 企業会計

(単位：百万円，%)

会計名	R1当初 (A)	R2当初 (B)	増減 (B-A)	増減率
病院事業	28,766	29,452	686	2.4
水道事業	33,309	31,170	▲2,139	▲6.4
工業用水道事業	19,619	21,120	1,501	7.7
地域振興事業	148	305	157	106.1
鹿島臨海都市計画下水道事業	4,803	5,039	236	4.9
流域下水道事業	23,636	23,051	▲585	▲2.5
合計	110,281	110,137	▲144	▲0.1

III 債務負担行為一覧

【一般会計】
(新規分)

事項	債権証券債務共同発行連帯債務を負う。	県庁舎中央監視設備更新工事請負契約	環境保全施設整備資金利子補給	環境保全施設整備資金利子補給	がん先進医療費利子補給	地域医療医師研修学資金貸与契約	医師教育資金補給	医師海外派遣事業費用負担協定	創業支援融資損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資損失補償	新分野進出等支援融資損失補償
内容	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	県庁舎の中央監視設備更新工事に係る工事請負契約を締結する。	茨城県環境保全施設整備資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	茨城県地域医療医師研修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を締結する。	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。
期間	自 令和2年度 至 令和12年度	令和3年度	自 令和3年度 至 令和9年度	自 令和3年度 至 令和17年度	自 令和3年度 至 令和9年度	自 令和3年度 至 令和7年度	自 令和3年度 至 令和4年度	自 令和3年度 至 令和4年度	自 令和2年度 至 令和17年度	自 令和2年度 至 令和17年度	自 令和2年度 至 令和12年度	自 令和2年度 至 令和17年度
限度額	元金1,176,000,000千円及びこれに対する利子相当額	169,685千円	融資総額10億4,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給率を乗じて得た額	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給率を乗じて得た額	681,000千円	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給率を乗じて得た額	10,940千円	34,000千円	24,000千円	2,000千円	20,000千円

事項	事業内容	期間	限度額
農作物災害経費補給金等利子補給(現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和2年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は、市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の1/5を補助する。	令和3年度 自 至 令和14年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経費補給金等損失補償(現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は、市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の1/5を補助する。	令和5年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和22年度	31,250千円
外国人労働者等住環境整備資金利子補給	茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業法人等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は、当該金融機関に対し利子補給する。	令和3年度 自 至 令和17年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に規定する率を乗じて得た額
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金補給法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は、県が当該金融機関に対し利子補給する。	令和3年度 自 至 令和25年度	融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は、当該金融機関に対し利子補給する。	令和3年度 自 至 令和5年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
地方道路整備費用負担契約	一般国道118号、大子町南田気地内の南田気路橋(仮称)の地方道整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和3年度	500,000千円
県営住宅建設費工事請負契約	桜川西了パークの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	367,000千円
被災住宅復興支援利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は、市町村に対し利子補給した額の1/5を補助する。	令和3年度 自 至 令和7年度	9,686千円
県立学校校舎借契約	県立鹿島特別支援学校外1校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	令和3年度 自 至 令和13年度	926,640千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和3年度	1,100千円
警察本部庁舎空調自動制御設備更新工事請負契約	警察本部庁舎の空調自動制御設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	406,212千円
警察職員宿舎整備運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによる損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	令和4年度 自 至 令和33年度	総戸数の家賃総額に入室補償率90%を乗じて得た額から入室戸数の家賃総額を除いた額

事項	事業内容	期間	限度額
パワースタッフ融資(旧パワースタッフ融資)制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和17年度	142,000千円	
パワースタッフ融資(旧セブティネット融資)制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和14年度	71,000千円	
再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和17年度	35,000千円	
災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和17年度	88,000千円	
災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和20年度	68,000千円	
借換融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和17年度	112,000千円	
災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県は、市町村に対し利子補給した額の1/5を補助する。	令和3年度 自 至 令和5年度	58,608千円	
失業者等生活資金補給金交付契約	失業者等生活資金補給法に基づき、日本労働者信用基金協会の保証した債務によって損失が生じたときは、県は、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	令和2年度 自 至 令和8年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	令和3年度 自 至 令和4年度	58,135千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和3年度	3,245千円
野菜価格安定対策補助事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和2年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金体有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	令和2年度 自 至 令和3年度	139,112千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金補給法に基づき、金融機関が農業業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は、県が当該金融機関に対し利子補給する。	令和3年度 自 至 令和22年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は、県が当該金融機関に対し利子補給する。	令和3年度 自 至 令和17年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額

IV 条例その他の議案の概要

議案	内 容
<p>(行政経営課)</p> <p>茨城県行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>行政組織体制の見直しに伴い、営業戦略部及び産業戦略部の業務の変更等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 産業戦略部の企業誘致業務及び土地販売業務について、営業戦略部に移管し、海外の企業誘致業務等と集約・強化</p> <p>2 児童虐待対応の機能強化のため、日立児童相談所及び鉾田児童相談所を設置</p> <p>3 国体・全国障害者スポーツ大会の終了に伴う国体・障害者スポーツ大会の廃止</p> <p>4 スポーツによる県民生活の向上及び地域の活性化に関する業務を県民生活環境部において実施</p> <p>5 その他所要の改正</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(人事課)</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の一部改正にあわせて、家畜等取扱手当について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>家畜等取扱手当の対象となる作業に家畜伝染病のまん延を防止するための作業を追加</p>
<p>(財政課、生活衛生課、建築指導課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴う手数料の算定区分の追加 (主なもの) ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日外)</p>

[企業会計]
(新規分)

事項	事業内容	期 間	限 度
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	鹿島臨海都市計画下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和5年度	3,600,000千円
霞ヶ浦常南流流域下水道工事請負契約	霞ヶ浦常南流流域下水道事業の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	1,839,100千円
霞ヶ浦湖北流流域下水道工事請負契約	霞ヶ浦湖北流流域下水道事業の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	3,191,025千円
那珂久慈流流域下水道工事請負契約	那珂久慈流流域下水道事業の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 3 年 度	343,905千円
鬼怒小貝流流域下水道工事請負契約	鬼怒小貝流流域下水道事業のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 3 年 度	102,000千円
小貝川東部流流域下水道工事請負契約	小貝川東部流流域下水道事業のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 3 年 度	51,000千円
県南西広域建設工事請負契約	県南西広域水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。	令 和 3 年 度	343,000千円
県南西広域水道建設工事請負契約	県南西広域水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	1,325,900千円
県南西広域水道事業浄水処理間運用業務委託契約	県南西広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	令 和 3 年 度	181,255千円
鹿行広域水道事業浄水処理間運用業務委託契約	鹿行広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。	令 和 3 年 度	65,934千円

議 案	内 容
<p>(総務課)</p> <p>茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>企業の本社機能の移転等の促進を通じた就業の機会の創出及び経済基盤の強化を引き続き図るため、期限の延長を行おうとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>事業税及び不動産取得税に係る特別措置の適用期限の延長</p> <p>令和2年3月31日まで → 令和4年3月31日まで（2年間）</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(総務事務センター)</p> <p>茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例</p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、知事等の損害賠償責任の一部の免責について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合における免責及び免責額について規定</p> <p>(参考) 免責額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事：基準給与年額の6倍を超える額 ・ 副知事、教育長等：基準給与年額の4倍を超える額等 <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(総務事務センター)</p> <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>会計年度任用職員に係る公務災害補償の算定方法について規定を整備</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(計画推進課)</p> <p>茨城県地方創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長</p> <p>令和2年3月31日まで → 同年5月31日まで（2月間）</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的：地方創生に資する施設整備等を推進 ・ 積立額：国から交付を受けた地方創生拠点整備交付金の額 <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容
<p>(地域振興課)</p> <p>つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>駐車場の利用料金の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 近傍価格を踏まえた駐車場の利用料金の見直し (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間まで 160円 → 220円 ・ 10時間を超え24時間まで 1,600円 → 2,200円 <p>2 付属設備の廃止に伴う利用料金の削除 3項目</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(生活文化課)</p> <p>茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>付属設備の追加に伴い、利用料金について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>付属設備の追加に伴う利用料金の追加 6項目</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(厚生総務課)</p> <p>茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動 「第14条の2」→「第14条」</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的：後期高齢者医療の財政の安定化 ・ 積立額：国・県・広域連合が1/3ずつ拠出 <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(生活衛生課)</p> <p>茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 動物愛護を担当する職員の位置付けの明確化に伴う規定の整理 「動物愛護担当職員」→「動物愛護管理担当職員」等</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 令和2年6月1日)</p>
<p>(生活衛生課)</p> <p>茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>食品取扱施設の管理運営基準について、厚生労働省令においてHACCPに合った衛生管理に係る管理運営基準が定められたことに伴う関係規定の整理</p>	<p>改正の内容</p> <p>食品取扱施設の管理運営基準について、厚生労働省令においてHACCPに合った衛生管理に係る管理運営基準が定められたことに伴う関係規定の整理</p> <p>(施行日 令和2年6月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(障害福祉課)</p> <p>茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間 令和2年3月31日まで → 令和3年3月31日まで (1年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的：地域における自殺対策を緊急に強化 ・積立額：国から交付を受けた地域自殺対策緊急強化交付金の額 <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(技術革新課)</p> <p>茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放等に伴い、設備使用料及び試験等手数料について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>設備使用料及び試験等手数料の追加等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加する設備・試験 35項目 ・機器の更新等に伴う項目の更新 12項目 ・機器の老朽化等により削除する設備・試験 8項目 <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(技術革新課)</p> <p>茨城県立空間陶芸大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放に伴い、設備使用料について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>設備使用料の追加</p> <p>新たに追加する設備 2項目</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(土地販売推進課)</p> <p>研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>清算金を分割徴収する場合における利子の利率の改正</p> <p>年6パーセント → 法定利率</p> <p>(参考) 改正条例(3条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業施行規程を定める条例 ・研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業施行規程を定める条例 ・土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業施行規程を定める条例 <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(農地整備課)</p> <p>茨城県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>農地中間管理機構県営土地改良事業の実施に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 農地中間管理機構県営土地改良事業に係る特別徴収金について規定を整備</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(参考) 特別徴収金 土地改良事業の受益者が、当該事業の計画において予定した用途以外の用途に供した場合等に徴収する徴収金を</p> <p>(施行日 公布の日)</p>
<p>(都市計画課)</p> <p>茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例</p> <p>屋外広告物法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>屋外広告物の表示等を禁止する地域に田園住居地域を追加</p> <p>(参考) 田園住居地域 都市計画において、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を確保するため定める地域</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(下水道課)</p> <p>茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>引用条項の移動</p> <p>「第243条の2第8項」 → 「第243条の2の2第8項」</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>
<p>(会計管理課)</p> <p>茨城県証紙条例の一部を改正する条例</p> <p>県民の利便性の向上を図るため、証紙により徴収している手数料の徴収方法について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>クレジットカード等による納付を可能とするため、証紙徴収としていた手数料の一部について本条例の適用を除外</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>

議 案	内 容
(企業局) 茨城県公営企業の一部を改正する条例 水道事業を統合すること等に 伴い、所要の改正をしようとする ものである。	改正の内容 1 県南広域水道事業及び県西広域水道事業を統合 → 県南西広域水道事業 (一日最大給水量386,075立方メートル) 2 その他所要の改正 (施行日 令和2年4月1日)
(企業局) 茨城県水道条例の一部を改正 する条例 水道事業を統合することに伴 い、所要の改正をしようとする ものである。	改正の内容 県南広域水道事業及び県西広域水道事業を統合した県南 西広域水道事業に係る料金について規定 ・旧給水対象地域の料金区分をそれぞれ適用 (施行日 令和2年4月1日)
(病院局) 茨城県病院事業の設置等に関 する条例の一部を改正する条例 地方自治法の一部改正に伴い、 所要の改正をしようとするもの である。	改正の内容 引用条項の移動 「第243条の2第8項」→「第243条の2の2第8項」 (施行日 令和2年4月1日)
(生涯学習課) 学校以外の教育機関の設置、 管理及び職員に関する条例の一 部を改正する条例 茨城県女性プラザを廃止する ため、所要の改正をしようとし るものである。	改正の内容 設置目的に係る事業等の見直し(※)に伴う廃止 (※)茨城県女性プラザに係る事業については、男女共 同参画に係る事業に集約して実施 (施行日 令和2年4月1日)
(生活安全総務課) 茨城県警察関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例 古物営業法の一部改正に伴い、 所要の改正をしようとするもの である。	改正の内容 引用条項の移動 「第7条第4項」→「第7条第5項」 (施行日 令和2年4月1日)

議 案	内 容
(生活安全総務課) 茨城県ヤードにおける自動車 の適正な取扱いの確保に関する 条例の一部を改正する条例 道路運送車両法の一部改正に 伴い、所要の改正をしようとし るものである。	改正の内容 用語の整理 「自動車分解整備事業」→「自動車特定整備事業」 (施行日 令和2年4月1日)
(監査委員事務局) 特別職の職員の給与並びに旅 費及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例 監査専門委員を設置するため、 所要の改正をしようとするもの である。	改正の内容 1 監査専門委員の報酬について規定を整備 ・日額16,000円 2 その他所要の改正 (施行日 令和2年4月1日)
(監査委員事務局) 茨城県監査委員に関する条例 の一部を改正する条例 地方自治法の一部改正に伴い、 所要の改正をしようとするもの である。	改正の内容 1 財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保する ための方針及び体制について評価した報告書の審査に係 る規定を整備 2 その他所要の改正 (施行日 令和2年4月1日)

議 案	内 容																											
<p>(出資団体持連・行政監察室) 包括外部監査契約の締結について</p> <p>地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、税理士坂本和重と契約を締結しようとするものである。</p>	<p>議案の内容 (1) 契約の目的：包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 (2) 契約の始期：令和2年4月1日 (3) 契約金額：1,650万円を上限とする金額 (4) 契約の相手方：税理士 坂本 和重</p>																											
<p>(業務課) 県有財産の取得について</p> <p>新型インフルエンザ対策に係る治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬「イナビル(備蓄用)」を取得しようとするものである。</p>	<p>取得する財産の内容</p> <p>(1) 物品の名称、数量 ・ 抗インフルエンザウイルス薬「イナビル(備蓄用)」 ・ 192,000容器</p> <p>(2) 取得予定価格 166,214,400円</p> <p>(3) 取得先 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号 第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳</p> <p>(参考) ・ 成人一人当たり：2 容器 ・ 今回の備蓄量：2 容器×96,000人分＝192,000容器</p>																											
<p>(下水道課) 震ヶ浦常南、震ヶ浦湖北、震ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>下水道法の規定に基づき、震ヶ浦常南、震ヶ浦湖北、震ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。</p>	<p>議案の内容 流域下水道の維持管理に要する費用負担額(令和2年度分) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="901 1189 1141 1680"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震ヶ浦常南</td> <td>1,954,375</td> <td>龍ヶ崎市外5 市町</td> </tr> <tr> <td>震ヶ浦湖北</td> <td>1,801,790</td> <td>土浦市外4 市町</td> </tr> <tr> <td>震ヶ浦水郷</td> <td>291,577</td> <td>湖西市外1 市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>1,948,595</td> <td>水戸市外8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>360,503</td> <td>古河市外2 市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>379,065</td> <td>下妻市外3 市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>345,475</td> <td>下妻市外3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,081,380</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	負担額	市 町 村	震ヶ浦常南	1,954,375	龍ヶ崎市外5 市町	震ヶ浦湖北	1,801,790	土浦市外4 市町	震ヶ浦水郷	291,577	湖西市外1 市	那珂久慈	1,948,595	水戸市外8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	360,503	古河市外2 市町	鬼怒小貝	379,065	下妻市外3 市町	小貝川東部	345,475	下妻市外3 市	計	7,081,380	
流域下水道名	負担額	市 町 村																										
震ヶ浦常南	1,954,375	龍ヶ崎市外5 市町																										
震ヶ浦湖北	1,801,790	土浦市外4 市町																										
震ヶ浦水郷	291,577	湖西市外1 市																										
那珂久慈	1,948,595	水戸市外8 市町村、ひたちなか・東海広域事務組合																										
利根左岸さしま	360,503	古河市外2 市町																										
鬼怒小貝	379,065	下妻市外3 市町																										
小貝川東部	345,475	下妻市外3 市																										
計	7,081,380																											

新型コロナウイルス感染症対策に係る追加提案について

1 基本的な考え方

- 国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に連動して、県民の命と健康を守り、影響を受ける県内産業等を支援するために必要な予算について、追加で計上するもの。
- 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金金を充当した。

2 補正予算の規模等

2カ年度分の合計 81億円

区分	現計 A	補正予算 [既提出分] B	補正予算 [追加分] C	補正後 計	
				A+B+C	A+B+C
一般会計	1,191,255	▲19,605	826	1,172,476	

(単位：百万円)

区分	現計 D	補正予算 E	補正後 計	
			D+E	D+E
一般会計	1,163,219	7,289	1,170,508	

(単位：百万円)

※ 両年度ともに特別会計・企業会計に係る補正予算[追加分]はなし。

3 主な事業

(1) 令和元年度予算分

- ① 感染拡大防止策の強化
- 感染症予防医療法施行事業
(入院協力医療機関の空床確保に対する補助等)
 - 新 社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業
(高齢者福祉施設等における感染拡大防止のための資材提供に要する経費)
- 826
64
95

② 影響を受ける県民生活等への緊急対応

- 新生活福祉資金貸付原資等助成事業
(生活福祉資金貸付金の貸付原資の積み増し)
 - 障害児福祉施設入所事業
(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの実施に対する補助)
- 456
205

- 放課後子ども教室推進事業
(学校の臨時休業に伴う放課後子ども教室の実施に対する補助)
 - 新 学校給食臨時休業対策事業
(給食中止に伴うキャンセルできなかった食材費の補填等に要する経費)
- 1
5

(2) 令和2年度予算分

- ① 感染拡大防止策の強化
- 感染症予防医療法施行事業
(PCR検査自己負担分及び入院協力医療機関の空床確保に対する補助等)
 - 新 高齢者福祉施設等個室化改修支援事業
(高齢者福祉施設等における感染拡大防止のための多床室の個室化に対する補助)
 - 障害者施設整備事業
(障害者支援施設等における感染拡大防止のための多床室の個室化に対する補助)
- 514
19
4
- ② 影響を受ける県内産業等への緊急対応
- 中小企業融資資金貸付金 【融資枠41,000】 5,858
 - 中小企業信用保証料助成 440
 - 新 新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業
(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業を支援するための融資枠の拡充等)
- 454

4 繰越明許費 (令和元年度予算分)

区分	既提出分 A	追加分 B	計 A+B	
			A+B	A+B
一般会計	141,666	100	141,766	

(単位：百万円)

5 債務負担行為 (令和2年度予算分)

- 3件 (利子補給 19億円, 損失補償 5億円)



【R2当初追加提案予算額6,752百万円】

産業戦略部産業政策課金融G (029-301-3530)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の負担を軽減するため、パワーアップ融資の融資枠を拡充するとともに、信用保証料補助や利子補給を実施します。

パワーアップ融資 5,858百万円

新規融資枠: 600億円(410億円追加)

融資対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかの要件について市町村長の認定を受けた者

ア 売上高等が20%以上減少

イ 経済産業大臣が指定する事業を営み、売上高等が5%以上減少

ウ 金融秩序の混乱等により、売上高等が15%以上減少

融資限度額: 設備・運転・併用5,000万円

融資期間: 設備10年以内(据置3年以内) 運転・併用7年以内(据置2年以内)

融資利率: 年1.3~1.6%

信用保証料補助 440百万円

5割補助(年0.7% → 0.35%)

利子補給 454百万円

3年間10割補給(年1.3~1.6% → 0.0%)

目 次

I	令和2年4月臨時会提出議案等一覧	(1)
II	令和2年度4月補正予算案の概要	
	1 基本的な考え方	(2)
	2 補正予算の規模	(2)
	3 主な事業	(2)
	4 一般会計補正予算款別内訳 (歳入)	(6)
	5 一般会計補正予算款別内訳 (歳出)	(7)
III	債務負担行為一覧	(8)
IV	報告事項	(9)

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
報 告	1 件	(専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

令和2年4月臨時会

令和2年度予算案関係資料

茨 城 県

II 令和2年度4月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策等に連動して、県民の命と健康を守り、影響を受ける県内産業等を支援するために必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。
- ・ 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金金を充当した。

2 補正予算の規模

963億33百万円 (全て一般会計)

区分	現計 A	今回補正予算 B	(単位：百万円)	
			補正後 A+B	計
一般会計	1,170,207	96,333	1,266,540	

※ 特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

3 主な事業

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等
- 新 新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金 (単位：百万円) **7,490**
 (県からの休業要請等に応じた事業者に対する協力金の支払い) **4,500**
 - ・ 感染症予防医療法施行事業 **2,066**
 (医療機関の設備整備に対する補助、軽症者等受け入れ施設の借り上げ等)
 - 新 社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策事業 **669**
 (高齢者福祉施設や保育施設等における感染拡大防止のための資材提供に要する経費等)
 - 新 精神障害者新型コロナウイルス感染症対策事業 **5**
 (精神障害者施設等への心のケアのための医師の派遣等)
 - 新 施設等職員緊急補充事業 **68**
 (感染が発生した高齢者福祉施設における応援職員への受け入れに対する支援等)

I 令和2年4月臨時会提出議案等一覧

- (予 算)
- 1 令和2年度茨城県一般会計補正予算 (第2号)
- (報 告)
- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金（新規）

政策企画部政策調整課政策調整G（029-301-2030）

【R2.4月補正予算額 4,500百万円】

県の要請に伴い、対象施設を休業（飲食店や居酒屋などの食事提供施設は営業時間を短縮）した事業者を対象に協力を給付します。

期	概要
令和2年4月22日から5月6日まで	（4/17発表の緊急事態措置等に係る施設は概ね4/18から）
休業要請等対象施設の例	遊興施設等：キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー等 大学、学習塾等：大学、専修学校、自動車教習所、学習塾等 運動、遊技施設：体育館、ホーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等 劇場等：劇場、観覧場、映画館等 集会・展示施設：集会場、展示場、博物館、美術館、ホテル（集金の用に供する部分）等 商業施設：生活必需品の小売関係等以外の店舗等 食事提供施設：朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時まで
協力金額	最大30万円/事業者：1事業者当たり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数賃借している場合はさらに10万円を加算。

- ・ 学校の臨時休業に伴う補習等に係る学習等支援関連事業 1 1 8 2
（学校再開後の学習等への対応のための非常勤講師の勤務時間の増に要する経費）

(2) 県民生活等への支援 1, 1 8 1

- 新 生活福祉資金貸付原資等助成事業 8 0 0
（生活福祉資金貸付金の貸付原資の積み増し）
- ・ 生活困難者自立支援事業 4 5
（生活困難者に対する支援員の増員、離職者等への住居確保給付金の拡充等）
- 新 県立学校における1人1台端末整備関連事業 3 3 3
（中高一貫教育校、特別支援学校における端末等整備の前倒し、家庭用無線環境の整備）
- 新 学校給食臨時休業対策事業 3
（給食中止に伴うキャンセルできななかった食材費の補填等に要する経費）

(3) 県内産業等への支援 8 6, 6 6 2

- 新 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金 4, 5 7 2
（中小企業に対する事業活動の維持に必要な資金の貸し付け）
- ・ 中小企業融資資金貸付金 【融資枠560, 000】 8 0, 0 0 0
（国・緊急経済対策に対応した融資メニューの創設）

新 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業 1, 2 5 7

- （国・雇用調整助成金の上乗せ支援）
- ・ 指定管理施設におけるキャンセル対応関連事業 2 5
（県有施設におけるイベント等自粛に伴うキャンセル料返還の補填に要する経費）

新 県産品お取り寄せ販売促進事業 4 9

- （県産品のお取り寄せサイトを活用した県産品販売キャンペーンの実施）
- 新 県産和牛等学校給食提供緊急対策事業 7 5 9
（学校給食における県産和牛等の提供に対する補助）

(4) 今後への備え 1, 0 0 0

- ・ 予備費 1, 0 0 0

新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金（新規）

【R2.4月補正予算額 4,572百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業の継続を支援するための新たな貸付制度を創設します。

【概要】

新規貸付枠	4,400百万円	貸付機関	茨城県
貸付対象者	引き続き1年以上事業を営み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、次の要件のいずれにも該当する中小企業等 ア 売上高等が前年同期と比べ50%以上減少 イ 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと		
貸付限度額	200万円/事業者		
貸付期間	10年以内（据置5年以内）※10年を限度に1回の延長可		
貸付利率	無利子		
担保	無担保		
協調割合	県3/4、市町村1/4 ※県と市町村による協調貸付		

中小企業融資資金貸付金（新型コロナウイルス感染症対策融資）

【R2.4月補正予算額 80,000百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の既存の借入に係る返済負担を軽減するとともに、資金繰りの機会の拡充を図るため、新たな融資制度を創設します。

【概要】

新規融資枠	560,000百万円	融資機関	金融機関
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期と比べ5%以上減少していることについて市町村長の認定を受けた中小企業等		
融資限度額	8,000万円	融資期間	10年以内（据置5年以内）
利子	3年間無利子無担保（上限：3千万円）※1 ※1 個人事業主：売上高等5%以上減少、中小企業：売上高等15%以上減少の場合 ・3千万円超は年1.3%～1.6%		
保証料	ゼロ（上限：3千万円）※2 ※2 個人事業主：売上高等5%以上減少、中小企業：売上高等15%以上減少の場合 ・3千万円超は保証料が必要		
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資（制度融資を含む。）の過去の借入を借換可能		

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	386,701	-	386,701
地方消費税清算金	124,465	-	124,465
地方譲与税	51,566	-	51,566
地方特例交付金	1,938	-	1,938
地方交付税	189,802	-	189,802
交通安全対策特別交付金	754	-	754
分担金及び負担金	8,704	-	8,704
使用料及び手数料	17,803	-	17,803
国庫支出金	140,475	2,510	142,985
財産収入	1,690	-	1,690
寄附金	67	-	67
繰入金	27,994	12,721	40,715
繰越金	5,000	-	5,000
諸収入	93,122	81,102	174,224
県債	120,126	-	120,126
計	1,170,207	96,333	1,266,540

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会会費	1,715	-	1,715
総務費	36,552	-	36,552
企画開発費	12,649	4,521	17,170
生活環境費	9,960	4	9,964
保健福祉費	218,835	3,564	222,399
労働費	2,604	1,257	3,861
農林水産業費	49,136	759	49,895
商工費	88,967	84,621	173,588
土木費	116,587	-	116,587
警察費	63,948	-	63,948
教育費	274,689	607	275,296
災害復旧費	813	-	813
公債費	147,238	-	147,238
諸支出金	146,214	-	146,214
予備費	300	1,000	1,300
計	1,170,207	96,333	1,266,540

III 債務負担行為一覧

〔一般会計〕
（新規分）

事項	事業内容	期間	限度額
新型コロナウイルス感染症対策融資損失補償	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自令和2年度 至令和17年度	6,272,000千円

IV 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事項 (専決処分年月日)	内容																																	
(財政課) 令和元年度茨城県一般会計補正予算(第7号) (令和2年3月31日専決処分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【歳入】</td> <td>専決額</td> <td>現計</td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td>991 (377,094)</td> <td>専決後 378,085)</td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td>△ 109 (49,350)</td> <td>49,241)</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>△ 252 (4,135)</td> <td>3,883)</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>950 (191,702)</td> <td>192,652)</td> </tr> <tr> <td>交通安全交付金</td> <td>△ 22 (712)</td> <td>690)</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>334 (8,951)</td> <td>9,285)</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>△1,838 (20,905)</td> <td>19,067)</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>△ 54 (77,658)</td> <td>77,604)</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>- (1,172,476)</td> <td>1,172,476)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 最終専決後予算規模：1,172,476百万円</p>	内 容		(百万円)	【歳入】	専決額	現計	県税	991 (377,094)	専決後 378,085)	地方譲与税	△ 109 (49,350)	49,241)	地方交付税	△ 252 (4,135)	3,883)	地方交付税	950 (191,702)	192,652)	交通安全交付金	△ 22 (712)	690)	財産収入	334 (8,951)	9,285)	繰入金	△1,838 (20,905)	19,067)	諸収入	△ 54 (77,658)	77,604)	歳入合計	- (1,172,476)	1,172,476)
内 容		(百万円)																																
【歳入】	専決額	現計																																
県税	991 (377,094)	専決後 378,085)																																
地方譲与税	△ 109 (49,350)	49,241)																																
地方交付税	△ 252 (4,135)	3,883)																																
地方交付税	950 (191,702)	192,652)																																
交通安全交付金	△ 22 (712)	690)																																
財産収入	334 (8,951)	9,285)																																
繰入金	△1,838 (20,905)	19,067)																																
諸収入	△ 54 (77,658)	77,604)																																
歳入合計	- (1,172,476)	1,172,476)																																
(税務課) 茨城県税条例の一部を改正する条例 (令和2年3月31日専決処分) 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものがある。	<p>改正の内容</p> <p>1 法人事業税の見直し 電気供給業に係る法人事業税について、発電事業及び小売電気事業に係る課税方式の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税率区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の法人</td> <td><収入割>1.3%</td> <td><収入割> 1.05%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の法人等</td> <td><収入割>1.3%</td> <td><付加価値割> 0.37%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><資本割> 0.15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><収入割> 1.05%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><所得割> 1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他要の改正</p> <p>(施行日 令和2年4月1日)</p>	税率区分	改正前	改正後	資本金1億円超の法人	<収入割>1.3%	<収入割> 1.05%	資本金1億円以下の法人等	<収入割>1.3%	<付加価値割> 0.37%			<資本割> 0.15%			<収入割> 1.05%			<所得割> 1.85%															
税率区分	改正前	改正後																																
資本金1億円超の法人	<収入割>1.3%	<収入割> 1.05%																																
資本金1億円以下の法人等	<収入割>1.3%	<付加価値割> 0.37%																																
		<資本割> 0.15%																																
		<収入割> 1.05%																																
		<所得割> 1.85%																																



令和2年度6月補正予算案

令和2年6月1日
茨城県



基本的な考え方・規模



- <現況>
- ・「茨城版コロナNext」に基づき，対策Stageを緩和中。
(5/18～ Stage3，5/25～ Stage2)
 - ・感染拡大へ十分な警戒が必要な状況ではあるものの，「感染症対策」と「社会経済活動の維持」の両立に向け，新たな一歩を踏み出したところ。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と，県内産業等への支援，新しい生活様式への対応に必要な予算の計上について，スピード感をもって対応。

一般会計補正予算額 50億8百万円

<内訳>	・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	31億95百万円
	・ 県民生活等への支援	6億77百万円
	・ 県内産業等への支援	4億36百万円
	・ 今後の備え（予備費）	7億円



★感染拡大防止策と医療提供体制の整備等

- 地域外来・検査センターの設置や民間検査機関等との連携による検査体制の強化
- 病床や軽症者等受け入れ施設および医療用資機材の確保 → [3ページ参照](#)
感染症予防医療法施行事業 3,084百万円

★県民生活等への支援

- 県立高校における端末及び家庭用無線環境等の整備 → [4ページ参照](#)
県立学校先端技術活用教育推進事業 189百万円
- 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの実施に対する補助
放課後児童クラブ推進事業 283百万円

★県内産業等への支援

- 本県観光需要を喚起するための宿泊促進支援等 → [5ページ参照](#)
県内宿泊促進事業/いばらきキャンプ魅力発信事業 121百万円
- 輸出商流の回復等に対応するための施設整備等に対する補助
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 200百万円

※上記のほか、今後の備えとして予備費700百万円を計上。



【R2.6月補正予算額 3,084百万円】

保健福祉部疾病対策課健康危機管理対策室	(029-301-3233)
同 医療局医療政策課医療整備G	(029-301-3186)
同 生活衛生課新型コロナウイルス療養施設G	(029-301-3414)
同 医療局業務課企画調整G	(029-301-3384)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、検査体制を強化するとともに、医療機関の設備整備に対する補助や軽症者等受け入れ施設の借り上げなどを行います。

検査体制の強化

- ・地域外来・検査センターの設置
- ・医療機関のPCR検査機等の購入補助
- ・PCR検査にかかる自己負担分の補助など

医療提供体制の整備

- ・医療用資機材(防護服等)の確保
- ・医療機関の受け入れ病床確保に対する補助
- ・入院にかかる医療費自己負担分の補助
- ・帰国者・接触者外来等への設備補助など



患者受入体制の拡充

- ・軽症者・無症状者を受け入れるための宿泊療養施設の借り上げや運営など

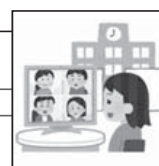
【R2.6月補正予算額 189百万円】

教育庁学校教育部高校教育課
ICT教育推進室 (029-301-5308)

県立高校において、臨時休業等の非常時にも子供たちの学びの保障を図るため、家庭におけるオンライン学習を実施できる環境整備を推進します。

貸与用タブレット端末の整備

オンライン学習等に用いるタブレット端末を整備・貸与
対象：経済的な事情により、端末を所持していない世帯



通信環境の整備支援

家庭でのオンライン学習等に必要モバイルルーターを整備・貸与
対象：経済的な事情により、ネットワーク環境が未整備の世帯
※臨時休業期間中に限り、毎月の通信費の1/2を補助（上限1,750円/月）



遠隔学習環境の整備

授業動画配信等に使用するためのカメラ・マイク等を学校に整備

【R2.6月補正予算額 121百万円】

営業戦略部観光物産課宣伝誘客G (029-301-3622)

本県の観光需要の回復に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、県内ホテル・旅館への宿泊促進支援やキャンプをテーマとした観光誘客を図ります。

1 県内宿泊促進事業 (99百万円)

県内宿泊事業者等を対象に、旅行宿泊料金の割引相当額を支援

宿泊料金 (税込)	支援額 (1人1泊あたり)
10,000円以上	5,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円



2 いばらきキャンプ魅力発信事業 (22百万円)

- 県内キャンプ場のポータルサイト立ち上げ・広報宣伝
- 国内最大級のキャンプ場予約サイトとの連携
- キャンプ場の新型コロナウイルス感染症対策の情報発信 等



【太子広域公園オートキャンプ場 グリンヴィラ】

第2回定例会

目 次

I 令和2年第2回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II 令和2年度6月補正予算案の概要	
1 基本的な考え方	(2)
2 補正予算の規模等	(2)
3 主な事業	(2)
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(6)
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(7)
III 条例その他の議案の概要	(8)
IV 報告事項	(13)

令和2年度予算案関係資料

予 算	1 件	(一般会計 1 件)
条例その他	1 4 件	(条 例 1 0 件 その他 4 件)
報 告	1 件	(専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和2年第2回県議会定例会提出議案等一覧

- (予 算)
- 1 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第3号）
- (条例その他)
- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 3 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
 - 4 茨城県立カンマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 - 6 貸せい刑取縮法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 7 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
 - 8 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例
 - 9 茨城県立学校設置条例の一部を改正する条例
 - 10 工事請負契約の変更について（仮称）北沢トンネル本体工事（その1）
 - 11 工事請負契約の変更について（仮称）北沢トンネル本体工事（その2）
 - 12 工事請負契約の変更について（仮称）橋大橋橋梁上部工事（その3）
 - 13 損害賠償の額の決定について
 - 14 東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について
- (報 告)
- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

II 令和2年度6月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と、県内産業等への支援、新しい生活様式への対応に必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。
- ・ 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、一般財源基金からの繰入金を充当した。

2 補正予算の規模等

50億8百万円（全て一般会計）

区 分	現計 A	今回補正予算 B	補正後 計 A+B
一般会計	1,266,540	5,008	1,271,548

(単位：百万円)

※ 特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

<参考> 一般財源基金の予算計上額等 (単位：百万円)

繰 入 金	1,013
残 高	※ 58,712

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の配分見込み等を含む。

3 主な事業

(単位：百万円)

- (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等
- ・ 感染症予防医療法施行事業 (医療機関の設備整備に対する補助、軽症者等受け入れ施設の借り上げ等) 3,084
 - ・ 社会福祉施設等の個室化改修支援関連事業 (高齢者福祉施設や児童福祉施設等における感染拡大防止のための多床室の個室化等に対する補助) 54
- 新 通所サービス事業等の事業継続支援関連事業 9
 (感染が発生した通所介護施設等の訪問サービスへの切り替えに対する補助)

感染症予防医療法施行事業

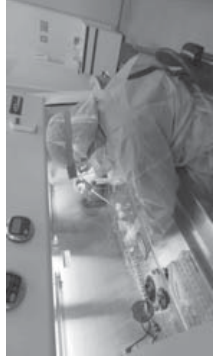
【R2.6月補正予算額 3,084百万円】

保健福祉部保健医療衛生管理科保健課 (029-301-3233)
 同 医療関係施設整備課 (029-301-3186)
 同 生活衛生課 (029-301-3414)
 同 医療関係施設整備課 (029-301-3364)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、検査体制を強化するとともに、医療機関の設備整備に対する補助や軽症者等受け入れ施設の借り上げなどを行います。

検査体制の強化

- ・ 地域外来・検査センターの設置
- ・ 医療機関のPCR検査機等の購入補助
- ・ PCR検査にかかる自己負担分の補助など



患者受入体制の拡充

- ・ 軽症者・無症状者を受け入れるための宿泊療養施設の借り上げや運営など

医療提供体制の整備

- ・ 医療用資機材（防護服等）の確保
- ・ 医療機関の受け入れ病床確保に対する補助
- ・ 入院にかかる医療費自己負担分の補助
- ・ 帰国者・接触者外来等への設備補助など

県立学校先端技術活用教育推進事業

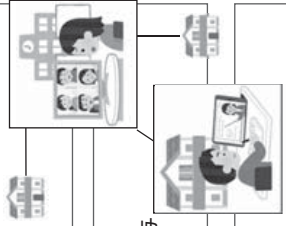
【R2.6月補正予算額 189百万円】

教育庁学校教育部高校教育課
 ICT教育推進室 (029-301-5308)

県立高校において、臨時休業等の非常時にも子供たちの学びの保障を図るため、家庭におけるオンライン学習を実施できる環境整備を推進します。

貸与用タブレット端末の整備

オンライン学習等に用いるタブレット端末を整備・貸与
 対象：経済的な事情により、端末を所持していない世帯



通信環境の整備支援

家庭でのオンライン学習等に必要なモバイルルーターを整備・貸与
 対象：経済的な事情により、ネットワーク環境が未整備の世帯
 ※臨時休業期間中に限り、毎月の通信費の1/2を補助（上限1,750円/月）

遠隔学習環境の整備

授業動画配信等に使用するためのカメラ・マイク等を学校に整備

1 2

・ 障害者施設整備事業

(障害者福祉施設における感染拡大防止のためのテレワーク導入等に対する補助)

1

・ 児童福祉施設等改修事業

(児童相談所等におけるICT機器の整備)

1 9

・ 県立等看護専門学校学習環境整備事業

(県立看護専門学校の臨時休業に伴うオンライン学習等に必要な設備の整備)

1 6

・ 職員給与費等

(感染症対策に従事した職員への保健衛生業務手当の特例の新設)

(2) 県民生活等への支援

6 7 7

・ 放課後児童クラブ推進事業

(小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの実施に対する補助)

2 8 3

・ 障害児福祉施設入所事業

(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの実施に対する補助)

1 9 0

・ 生活困窮者自立支援事業

(離職者等への住居確保給付金の拡充)

1 8 9

・ 県立学校先端技術活用教育推進事業

(県立高校における端末及び家庭用無線環境等の整備)

(3) 県内産業等への支援

4 3 6

新 県内宿泊促進事業

(キャンペンプランを設定する県内宿泊施設に対する補助)

9 9

新 いばらきキャンパス魅力発信事業

(ポータルサイトを活用した県内キャンパスワールドの魅力発信)

2 2

・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

(輸出商流の回復等に対応するための施設整備等に対する補助)

2 0 0

・ 県産和牛等学校給食提供緊急対策事業

(学校給食における地鶏の提供に対する補助)

1 1 5

(4) 今後への備え

7 0 0

・ 予備費

7 0 0

県内宿泊促進事業（新規）／いばらきキャンプ魅力発信事業（新規）

【R2.6月補正予算額 121百万円】

営業戦略部観光物産課宣伝誘客G (029-301-3622)

本県の観光需要の回復に向けて、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、県内ホテル・旅館への宿泊促進支援やキャンプをテーマとした観光誘客を図ります。

1 県内宿泊促進事業（99百万円）

県内宿泊事業者等を対象に、旅行宿泊料金の割引相当額を支援

宿泊料金（税込）	支援額（1人1泊あたり）
10,000円以上	5,000円
6,000円以上10,000円未満	3,000円



【太子山地区キャンプ場 クラウド】

2 いばらきキャンプ魅力発信事業（22百万円）

- 県内キャンプ場のポータルサイト立ち上げ・広報宣伝
- 国内最大級のキャンプ場予約サイトとの連携
- キャンプ場の新型コロナウイルス感染症対策の情報発信 等

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	386,701	-	386,701
地方消費税清算金	124,465	-	124,465
地方譲与税	51,566	-	51,566
地方特例交付金	1,938	-	1,938
地方交付税	189,802	-	189,802
交通安全対策特別交付金	754	-	754
分担金及び負担金	8,704	-	8,704
使用料及び手数料	17,803	-	17,803
国庫支出金	142,985	3,994	146,979
財産収入	1,690	-	1,690
寄附金	67	-	67
繰入金	40,715	1,014	41,729
繰越金	5,000	-	5,000
諸収入	174,224	-	174,224
果債	120,126	-	120,126
計	1,266,540	5,008	1,271,548

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

款名	(単位：百万円)		
	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,715	-	1,715
総務費	36,552	-	36,552
企画開発費	17,170	-	17,170
生活環境費	9,964	-	9,964
保健福祉費	222,399	3,683	226,082
労働費	3,861	-	3,861
農林水産業費	49,895	315	50,210
商工費	173,588	121	173,709
土木費	116,587	-	116,587
警察費	63,948	-	63,948
教育費	275,296	189	275,485
災害復旧費	813	-	813
公債費	147,238	-	147,238
諸支税金	146,214	-	146,214
予備費	1,300	700	2,000
計	1,266,540	5,008	1,271,548

III 条例その他の議案の概要

議案	内容
(人事課) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 人事院規則の特例にあわせて、保健衛生業務手当について、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 新型コロナウイルス感染症に係る保健衛生業務手当の特例の新設 日額 3,000 円（特に危険な場合には日額 4,000 円） (施行日 公布の日)
(財政課、畜産課) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 用語の整理 「豚コレラ」→「豚熱」等 (施行日 公布の日外)
(税務課) 茨城県税条例等の一部を改正する条例 地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。	改正の内容 1 地方税法の一部改正に伴う改正 (1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 ア 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）し一時に納税を行うことが困難である納税者を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例の手続を規定 イ 自動車税環境性能制の臨時的軽減に係る期限延長 令和2年9月30日まで → 令和3年3月31日まで (2) 令和2年度税制改正に伴う改正 ア 個人県民税 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等 イ 県たばこ税 軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ）の課税方式の見直し 2 その他所要の改正 (施行日 公布の日外)

議 案	内 容
<p>(地域振興課)</p> <p>茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>カシマサッカースタジアムのサブグラウンドの新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>サブグラウンドの利用料金の追加</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>
<p>(情報システム課)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>個人番号の利用に関し、県民の利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 県が個人番号を利用する事務の追加 高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金及び支援金の支給に関する事務を追加</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 令和3年4月1日)</p>
<p>(業務課、財政課、市町村課、青少年家庭課)</p> <p>覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>覚せい剤取締法の一部改正に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 用語の整理 「覚せい剤取締法」→「覚醒剤取締法」等</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(参考)改正条例(4条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 ・茨城県手数料徴収条例 ・茨城県青少年の健全育成等に関する条例 ・茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 <p>(施行日 公布の日)</p>

議 案	内 容						
<p>(道路維持課)</p> <p>道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法の規定に基づき、沿道区域の指定に係る基準を定めるため、所要の改正をしようとするものがある。</p>	<p>改正の内容</p> <p>道路区域外に起因する損害予防措置の拡充のため、道路に接続する区域を沿道区域として指定する基準の規定を整備</p> <p>(施行日 公布の日)</p>						
<p>(建築指導課)</p> <p>茨城県建築基準条例の一部を改正する条例</p> <p>建築基準法の規定に基づき、出水による危険の著しい区域内における建築物の建築を制限するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>1 出水による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、建築物の建築を制限するための規定を整備</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日)</p>						
<p>(高校教育改革・中高一貫校開設チーム)</p> <p>茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>県立中学校の新設、県立高等学校の廃止及びび県立中等教育学校の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>県立高等学校改革プラン実施プラン I 期 (2020～23) (第 1 部) に基づく次の改正</p> <p>1 併設型県立中学校 (2校) を新たに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸第一高等学校附属中学校 (水戸市三の丸3丁目) ・土浦第一高等学校附属中学校 (土浦市真鍋4丁目) <p>2 勝田高等学校を廃止し、勝田中等教育学校を新たに設置</p> <table border="1"> <tr> <td>廃止校</td> <td>新設校</td> <td>校地</td> </tr> <tr> <td>勝田高等学校</td> <td>勝田中等教育学校</td> <td>ひたちなか市足崎</td> </tr> </table> <p>※廃止校は、施行日前日の在学者が在学中は存続</p> <p>(施行日 令和2年7月1日外)</p>	廃止校	新設校	校地	勝田高等学校	勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎
廃止校	新設校	校地					
勝田高等学校	勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎					

議 案	内 容						
(道路建設課) 工事請負契約の変更について 一般国道461号常陸太田市下高倉町地内の(仮称)北沢トンネル本体工事(その1)について、請負契約の変更をしようとするものである。	変更の内容 (1)変更額等 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>既請負額</td><td>2,230,318,800</td></tr> <tr><td>今回変更額</td><td>49,280,000</td></tr> <tr><td>変更後総額</td><td>2,279,598,800</td></tr> </table> (2)変更理由 掘削・支保工に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの (参考) 工事の概要 (1)工 事 名 国補地道一般国道461号(仮称)北沢トンネル本体工事(その1) (2)工事箇所 常陸太田市下高倉町地内 (3)工事内容 トンネル工(L=811m) 掘削・支保工(L=1385.5m) (4)工 期 平成30年6月～令和2年8月 (5)契約の相手方 水戸市吉沢町311番地1 株木・根本・河北特定建設工事共同企業体 株木建設株式会社 取締役社長 株木 康吉 代理人 茨城本店常務執行役員本島店長 黒江 俊郎	既請負額	2,230,318,800	今回変更額	49,280,000	変更後総額	2,279,598,800
既請負額	2,230,318,800						
今回変更額	49,280,000						
変更後総額	2,279,598,800						
(道路建設課) 工事請負契約の変更について 一般国道461号常陸太田市折橋町地内の(仮称)北沢トンネル本体工事(その2)について、請負契約の変更をしようとするものである。	変更の内容 (1)変更額等 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>既請負額</td><td>2,229,087,600</td></tr> <tr><td>今回変更額</td><td>265,650,000</td></tr> <tr><td>変更後総額</td><td>2,494,737,600</td></tr> </table> (2)変更理由 掘削・支保工に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの (参考) 工事の概要 (1)工 事 名 国補地道一般国道461号(仮称)北沢トンネル本体工事(その2) (2)工事箇所 常陸太田市折橋町地内 (3)工事内容 トンネル工(L=770m) 掘削・支保工(L=1533.3m) (4)工 期 平成30年6月～令和2年8月 (5)契約の相手方 水戸市三の丸一丁目4番73号 三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社 代表取締役社長 新井 英雄 代理人 茨城営業所所長 青黒 要	既請負額	2,229,087,600	今回変更額	265,650,000	変更後総額	2,494,737,600
既請負額	2,229,087,600						
今回変更額	265,650,000						
変更後総額	2,494,737,600						

議 案	内 容						
(道路建設課) 工事請負契約の変更について 一般国道245号水戸市小泉町地内の湊大橋橋梁上部工事(その3)について、請負契約の変更をしようとするものである。	変更の内容 (1)変更額等 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>既請負額</td><td>430,421,040</td></tr> <tr><td>今回変更額</td><td>101,090,000</td></tr> <tr><td>変更後総額</td><td>531,511,040</td></tr> </table> (2)変更理由 上部工架設工法に変更が生じたことから、増額変更をしようとするもの (参考) 工事の概要 (1)工 事 名 国補地道一般国道245号湊大橋橋梁上部工事(その3) (2)工事箇所 水戸市小泉町地内 (3)工事内容 鋼橋製作工(L=46m) 鋼橋架設工(L=127m) (4)工 期 平成29年9月～令和2年7月 (5)契約の相手方 神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長 齋藤 功	既請負額	430,421,040	今回変更額	101,090,000	変更後総額	531,511,040
既請負額	430,421,040						
今回変更額	101,090,000						
変更後総額	531,511,040						
(経営管理課) 損害賠償の額の決定について 医療行為に係る事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。	損害賠償の概要 (1)事故発生日時 平成29年11月1日(水)午後3時頃 (2)事故発生場所 笠間市鯉淵6528番地中央病院内 (3)事故概要 手術時の医療行為により、後遺症を伴う神経根損傷を生じさせる損害を与えた。(中央病院所属) (4)損害賠償額 35,000,000円 (全額、病院賠償責任保険により補填)						
(庶子方安全対策課) 東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について	議案の概要 令和2年5月26日、地方自治法第74条第1項の規定により、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例制定の請求を受理したため、同条第3項の規定により、知事の意見を付して議会に付議しようとするものである。 地方自治法第74条の規定により、議決を受理したため、議会に付議しようとするものである。						

IV 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(警務部監察室) 和解について (令和2年4月28日専決処分) 交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要 (1) 事故発生日時 平成30年9月25日(火)午後10時10分頃 (2) 事故発生場所 東茨城郡茨城町大字長岡3317番地148地先町道上 (3) 事故概要 小型特種自動車で出張途中、方向転換のため後退した際、後方の工作物と衝突した事故(水戸警察署所属) (4) 損害賠償額 711,885円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>

令和2年度6月補正予算案の追加提案の概要

1 基本的な考え方

- 国の第2次補正予算案の決定等を受けて、県民生活や県内産業等への支援に必要な予算の計上について、スピード感をもって対応するもの。

2 補正予算の規模等

4.6億4,800万円 (全て一般会計)

区分	現計 A	補正予算 [既提出分] B	補正予算 [追加分] C	補正後 計 A+B+C
一般会計	1,266,539	5,008	4,648	1,276,195

(単位：百万円)

※ 特別会計・企業会計に係る補正予算なし。

3 主な事業

(単位：百万円)

- (1) 県民生活等への支援
- 新 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業 5,520
(低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給等) 234
 - ・ 児童虐待対策推進事業 10
(外出自粛要請緩和後の児童虐待相談対応のための児童相談所の体制強化)
 - ・ 妊娠・出産サポート体制整備事業 260
(妊婦に対するPCR検査費用の補助、感染した妊産婦に対する訪問支援等)
 - ・ 生活福祉資金貸付原資等助成事業 4,649
(生活福祉資金貸付金の貸付原資の積み増し)
 - 新 県立学校再開緊急対策事業 367
(県立学校再開のための物品整備等)
- (2) 県内産業等への支援
- 新 地域公共交通緊急対策事業 385
(地域公共交通事業者の路線等の確保・維持に対する支援)

(3) その他(減額補正分)

- △1,257
・ 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成事業
(国制度拡充に伴う県上乗せ支援の不要分の減額)

妊娠・出産サポート体制整備事業

【R2.6月補正予算額 260百万円】

保健福祉部子ども政策局少子化対策課
母子保健G (029-301-3257)

自身や胎児の健康に不安を抱える妊婦に対するPCR検査費用の補助や、新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対する退院後の訪問支援などに取り組みます。

1 妊婦に対するPCR検査費用の補助 (258百万円)

- ・ 対象：分娩前の妊婦
- ・ 補助率：定額補助(妊婦の自己負担なく検査を受けることが可能)
- ・ 実施想定：①不安を抱える分娩前の妊婦がかかりつけ医と相談



②医療機関等でPCR検査を受ける

③県が検査費用を補助



2 感染した妊産婦に対する退院後の支援 (2百万円)

- ・ 対象：新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦
- ・ 内容：保健師や助産師などによる電話相談、訪問支援
- ・ 想定回数：100回程度

地域公共交通緊急対策事業(新規)

【R2.6月補正予算額 385百万円】

政策企画部交通部政策課鉄道・物流G (029-301-2806)
地域交通G (029-301-2804)

新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が激減する中、県民の移動手段を確保・維持するため運行を継続している地域公共交通事業者(鉄道、バス及びタクシーの各事業者)に協力を支給し、事業継続を支援します。

区分	鉄道	バス	タクシー
対象	県内に路線がある 地域鉄道事業者(4社)	県内に自主運行系統がある 乗合バス事業者(9社)	県内のタクシー事業者 (約460社)
支給額	各地域鉄道事業者ごとに 運行経費の45日分(※)	各自主運行系統(高速バス路線 を除く)ごとに一定の要件のも と、運行経費の45日分(※)	車両保有台数に応じて定額 (5~40万円)支給
<p>※ 感染拡大により大きな影響を受けた期間(令和2年3~5月)の概ね半分の日数</p> <p>令和2年3~5月の間、休業していた事業者を除く</p>			

令和2年第2回定例会へ追加提案予定の主な議案の概要

番号	条例等名（担当課）	内 容
1	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	知事の給料を減額するため、所要の改正をしようとするもの 知事の給料を令和2年7月から令和3年3月まで（9か月）2割減額

令和2年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和元年12月20日

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

一般財源総額 63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)

一般財源総額(交付団体ベース) 61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)

- ・ 地方税・地方譲与税 43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度 42.9兆円)
- ・ 地方特例交付金 0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
- ・ 地方交付税 16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
- ・ 臨時財政対策債 3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※繰越控除のため合計が一致しない場合がある

(2) 偏在正財源を活用した歳出の計上

- ・ 地方法人課税の偏在正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費(仮称)」を0.4兆円計上

(3) 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①3.3兆円→②3.1兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分		(単位:兆円、%)		
区分	2年度 A	元年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
地方譲与税	40.9	40.2	0.8	1.9
地方特例交付金	2.6	2.7	▲0.1	▲3.8
地方交付税	0.2	0.4	▲0.2	▲53.8
地方庫支金	16.6	16.2	0.4	2.5
地方債	15.2	14.7	0.5	3.4
臨時財政対策債	9.3	9.4	▲0.1	▲1.6
臨時財政対策債以外	3.1	3.3	▲0.1	▲3.6
その他の	6.1	6.2	▲0.0	▲0.5
その他	5.9	6.0	▲0.0	▲0.7
計	90.7	89.6	1.1	1.3
一般財源	63.4	62.7	0.7	1.2
(水準超経費を除く交付団体ベース)	61.8	60.7	1.1	1.8
給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.2
一般行政経費	40.4	38.4	2.0	5.1
うち補助	22.7	21.5	1.2	5.8
うち単独	14.8	14.5	0.3	2.1
うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
うち地域社会再生事業費(仮称)	0.4	-	0.4	皆増
公債償補修費	11.7	11.9	▲0.2	▲1.8
維持補修費	1.4	1.3	0.1	7.5
うち緊急浚渫推進事業費(仮称)	0.1	-	0.1	皆増
投資的経費	12.8	13.0	▲0.3	▲2.0
直轄補助	6.6	6.9	▲0.3	▲3.7
単独	6.1	6.1	0.0	0.0
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
公営企業繰出金	2.5	2.5	▲0.0	▲1.9
水準超経費	1.7	2.0	▲0.4	▲17.2
計	90.7	89.6	1.1	1.3

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

令和2年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和元年12月20日

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,400億円程度	(①89兆5,930億円、+1兆1,500億円程度、+1.3%程度)
② 地方一般歳出	75兆8,500億円程度	(①74兆1,159億円、+1兆7,300億円程度、+2.3%程度)
③ 一般財源総額 ・水準超経費を除く 交付団体ベース	63兆4,318億円 61兆7,518億円	(①62兆7,072億円、+7,246億円、+1.2%) (①60兆6,772億円、+1兆746億円、+1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+4,073億円、+2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+6,696億円、+1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(①4,340億円、▲2,333億円、▲53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(①3兆2,568億円、▲1,171億円、▲3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(①4兆4,101億円、+1,183億円、+2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業	
① 震災復興特別交付税	3,742億円 (①4,049億円、▲307億円、▲7.6%)
② 規模	9,000億円程度 (①1兆987億円、▲2,000億円程度、▲18.1%程度)
(2) 全国防災事業	
規模	1,092億円 (①1,058億円、+34億円、+3.2%)

II 通常収支分

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保（交付団体ベースの一般財源総額は令和元年度を1.1兆円上回る額を確保）

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆4,318億円（前年度比 +7,246億円、+1.2%）
一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆7,518億円（同 +1兆746億円、+1.8%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.4%程度(①66.4%)

・地方税	40兆9,366億円	（前年度比 +7,733億円、+1.9%）
・地方譲与税	2兆6,086億円	（同 ▲1,037億円、▲3.8%）
・地方交付税	16兆5,882億円	（同 +4,073億円、+2.5%）
・地方特例交付金	2,007億円	（同 ▲2,333億円、▲53.8%）
・臨時財政対策債	3兆1,398億円	（同 ▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比 ▲1,500億円、▲1.6%）

・臨時財政対策債	3兆1,398億円	（前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%）
・臨時財政対策債以外	6兆1,395億円	（同 ▲329億円、▲0.5%）
➢ 通常債	5兆3,685億円	（同 ▲129億円、▲0.2%）
➢ 財源対策債	7,700億円	（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆5,882億円（前年度比 +4,073億円、+2.5%）

【一般会計】

① 地方交付税の法定率分等		15兆6,085億円 (a)
・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分		15兆898億円
・国税減額補正精算分(㉓、㉔)		▲2,355億円
② 一般会計における加算措置（既往法定分等）		5,187億円

【特別会計】

9,797 億円(b)

- ① 地方法人税の法定率分 1 兆 4,564 億円
- ② 交付税特別会計借入金償還額 ▲ 5,000 億円
- ③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 771 億円
- ④ 交付税特別会計剰余金の活用 + 1,000 億円
- ⑤ 返還金 + 4 億円

【地方交付税】 (a) + (b)

16 兆 5,882 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	①	②
地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.2	16.6

<令和元年度補正予算(第1号)に伴う精算>

令和元年度の補正予算(第1号)において国税収入が減額補正され、地方交付税法定率分の減を補填するため国の一般会計が加算した額 6,496 億円については、令和3年度以降10年間に分割して精算(各年度の精算額 650 億円)

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債 3兆1,398億円(前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%)
 臨時財政対策債残高 53.3兆円(同 ▲0.5兆円、▲0.9%)
 (令和2年度末見込み)

4 地域社会再生事業費(仮称)の創設

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費(仮称)」4,200億円を計上
 地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増となっていない

- ・ 地域社会再生事業費(仮称) 4,200億円

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円を確保

6 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,111億円(①2兆1,930億円)
 - ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,045億円(① 4,728億円)
 - ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆5,857億円(① 4,839億円)
- ※下記金額は、国・地方所要額の合計

7 緊急浚渫推進事業費(仮称)の創設

地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」を計上

- ・ 緊急浚渫推進事業費(仮称) 900億円
- > 各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浚渫について、令和2年度から6年度まで地方債の特例措置を講ずる(地方財政法を改正)

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額(森林環境税法等を改正)

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 令和2~6年度までの5年間で2,300億円
- ・ 令和2年度の森林環境譲与税 400億円(①200億円)
- ・ 令和2年度の特別会計借入金償還額 200億円※
- ※ 令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- ・ 一般行政経費（単独） 1,690億円
- ・ 公営企業繰出金 48億円

12 次世代型行政サービスの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

14 公営競技納付金制度の延長

公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和7年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に対する買付金の利下げに利用

15 財源不足の補填

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比 +1,183億円、+2.7%）

※ 折半対象財源不足は、令和元年度に引き続き生じていない

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、令和2年度においては、折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,700億円
- ② 地方交付税の増額による補填 6,187億円
 - ・ 一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187億円
 - ・ 交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円
- ③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分） 3兆1,398億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保に確保

- 震災復興特別交付税 3,742 億円
(前年度比 ▲307 億円、▲7.6%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 2,942 億円
 - ② 地方単独事業分 406 億円
 - ・ 単独災害復旧事業 134 億円
 - ・ 中長期職員派遣、職員採用等 272 億円
 - ③ 地方税等の減収分 394 億円
 - ・ 地方税法等に基づく特例措置分 365 億円
 - ・ 条例減免分 29 億円

※ 令和2年度の所要額は、3,742 億円であるが、予算額は年度調整分 319 億円を除いた 3,423 億円（令和元年度予算額：3,250 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成 23～令和 2 年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は 5 兆 4,090 億円

地域社会再生事業費(仮称)の創設

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費(仮称)」（4,200 億円）を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費(仮称)」を創設し、地域社会の維持・再生に必要な取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費(仮称) 4,200 億円程度
 うち、道府県分 2,100 億円程度
 うち、市町村分 2,100 億円程度

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

- (算定に用いる指標)
- ・ 人口減少率
 - ・ 年少人口比率
 - ・ 高齢者人口比率
 - ・ 生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

- (算定に用いる指標)
- ・ 非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標
 [特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※ 1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※ 2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

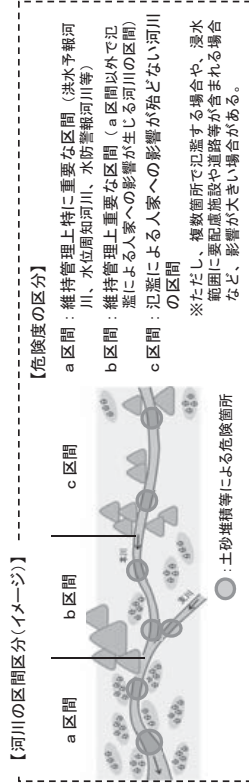
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参 考> 河川の浚渫の例

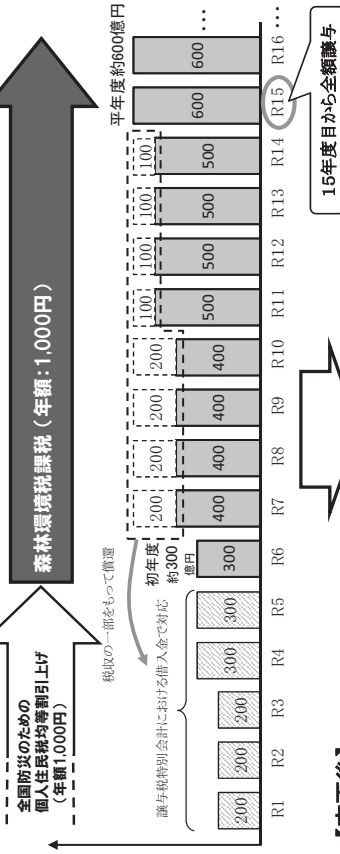
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



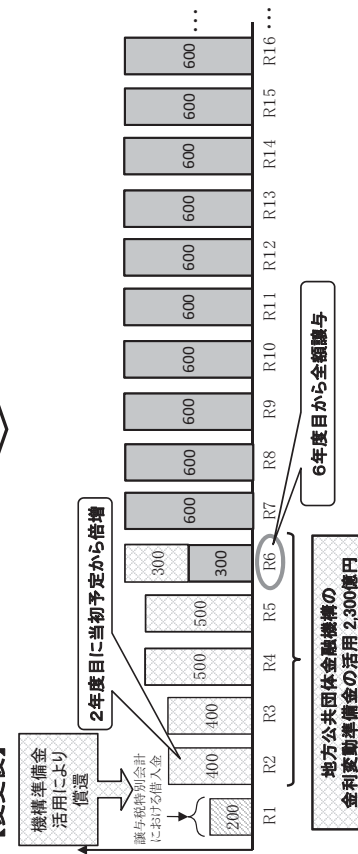
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

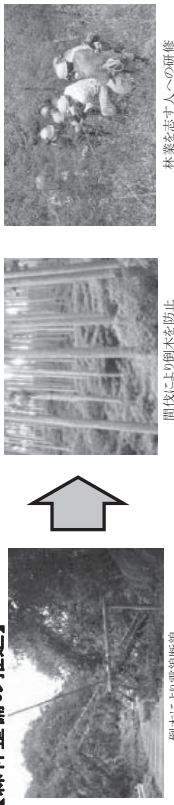
【現行】



【変更後】



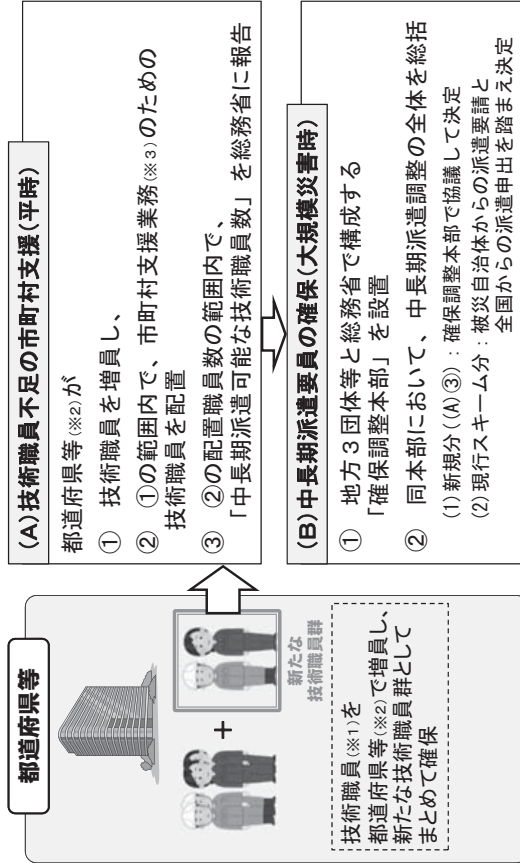
【森林整備の推進】



技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求めめる声の強いものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



- ※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師
- ※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む
- ※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数(A)③)に係る人件費について、普通交付税措置（「地域社会再生事業費（仮称）」において、報告数に応じて算定）

※ 市町村分については特別交付税措置

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策（電源設備等の高上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

（参考）緊急防災・減災事業費

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

平成29年度～令和2年度



<対策前>



<対策後>

<消防署の浸水対策（イメージ）>

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）
農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

（参考）緊急自然災害防止対策事業費

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

令和元年度～令和2年度



<対策前>



<対策後>

<道路の法面対策（イメージ）>

ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

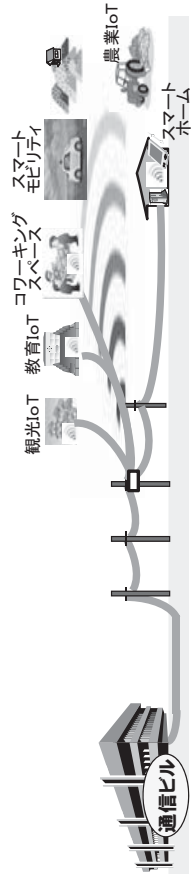
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対象事業	充当率	交付税措置率
① 光ファイバの新設		
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>	90%	30%
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1.(2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域(※)を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

措置率：0.5（財政力補正あり）

※ RPAの導入については措置率0.3（財政力補正あり）



地域医療の確保（公立病院に対する地方財政措置の見直し）

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上の公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費（医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等）に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。（現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様）

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急、救命救急センター及び不採算地区の病院（100床未満）に対する特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる



主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

		(単位：億円)	
区分		令和2年度 (見込)	令和元年度
歳入	合計 ①	907,400 程度	895,930
地方譲与税	税 ②	409,366	401,633
地方特例交付金	税 ③	26,086	27,123
地方交付税	税 ④	2,007	4,340
地方債	税 ⑤	165,882	161,809
うち臨時財政対策債	債 ⑥	92,783	94,282
復旧・復興財源充当分	債 ⑦	31,398	32,568
全国防災源充当分	業 ⑧	▲ 86	▲ 90
一般財源総額	業 ⑨	▲ 335	▲ 312
一般財源総額	②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	634,318	627,072
一般財源比率	②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨ ①	66.4% 程度	66.4%
地方債依存度	⑥ ①	10.2% 程度	10.5%

(参考)

- 地方の借入金残高 189兆円程度（令和2年度末見込み）
(東日本大震災分を含む)
- ※令和元年度末見込み 192兆円程度
- 交付税特別会計借入金残高 30.7兆円（令和2年度末見込み）
- ※令和元年度末見込み 31.2兆円

1. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方譲与税	409,366 億円	401,633 億円	1.9 %
地方交付金	26,086 億円	27,123 億円	▲ 3.8 %
地方交付税	2,007 億円	4,340 億円	▲ 53.8 %
地方債	165,882 億円	161,809 億円	2.5 %
うち臨時財政対策債	92,783 億円	94,282 億円	▲ 1.6 %
うち復興特別債	31,398 億円	32,568 億円	▲ 3.6 %
うち国庫補助金	▲ 86 億円	▲ 90 億円	▲ 4.4 %
うち国庫補助金	▲ 335 億円	▲ 312 億円	7.4 %
計	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
「一般財源」	634,318 億円	627,072 億円	1.2 %
(水準超過経費を除く交付団体ベース)	617,518 億円	606,772 億円	1.8 %
給与関係経費	202,900 億円	203,307 億円	約 ▲ 0.2 %
退職手当以外	187,600 億円	187,685 億円	約 ▲ 0.0 %
退職手当	15,300 億円	15,622 億円	約 ▲ 2.1 %
一般行政経費	403,800 億円	384,197 億円	約 5.1 %
うち補助	227,200 億円	214,845 億円	約 5.8 %
うち単独	147,500 億円	144,504 億円	約 2.1 %
うちまち・ひと・しごと創生事業費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
うち地域社会再生事業費(仮称)	4,200 億円	- 億円	皆増
公債	117,000 億円	119,088 億円	約 ▲ 1.8 %
維持補修費	14,500 億円	13,491 億円	約 7.5 %
公債	900 億円	- 億円	皆増
うち緊急資源推進事業費(仮称)	127,600 億円	130,153 億円	約 ▲ 2.0 %
投資的経費	66,500 億円	69,077 億円	約 ▲ 3.7 %
うち直轄・補助	61,100 億円	61,076 億円	約 0.0 %
うち単独	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
うち緊急防災・減災事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
うち公共施設等運営管理推進事業費	3,000 億円	3,000 億円	0.0 %
うち緊急自然災害防止対策事業費	24,900 億円	25,394 億円	約 ▲ 1.9 %
公営企業繰出金	15,100 億円	15,383 億円	約 ▲ 1.8 %
うち企業債償還費普通会計負担分	16,800 億円	20,300 億円	約 ▲ 17.2 %
水準超過経費	907,400 億円	895,930 億円	約 1.3 %
計	890,600 億円	875,630 億円	約 1.7 %
(水準超過経費を除く交付団体ベース)	758,500 億円	741,159 億円	約 2.3 %
地方一般債			

(注) 令和元年度における重点課題対応については、一般行政経費(単独)に含めて計上している。
(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は精査の結果、異動する場合がある。

2. 令和2年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
震災復興特別交付税	3,742 億円	4,049 億円	▲ 7.6 %
国庫支出金	約 5,100 億円	6,768 億円	約 ▲ 24.6 %
地方債	15 億円	12 億円	25.0 %
一般財源充当分	86 億円	90 億円	▲ 4.4 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %
直轄・補助事業費	約 8,100 億円	9,992 億円	約 ▲ 18.9 %
地方単独事業費	800 億円	853 億円	▲ 6.2 %
うち地方債等の減収見合い歳出	394 億円	356 億円	10.7 %
計	約 9,000 億円	10,987 億円	約 ▲ 18.1 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項目	令和2年度 (見込)	令和元年度	増減率 (見込)
地方税	756 億円	745 億円	1.5 %
一般財源充当分	335 億円	312 億円	7.4 %
収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
公債	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %
出	1,092 億円	1,058 億円	3.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は精査の結果、異動する場合がある。

(参考)

令和2年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災災分の合計)

Table with columns: 項目 (Item), 令和2年度(見込) (Estimated FY2020), 令和元年度 (FY2019), 増減率(見込) (Estimated Change Rate). Rows include 地方譲与税, 地方交付金, 地方特交付金, 震災復興特別交付税, etc.

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、詳細は各団体の届出、異動する場合があります。

(参考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移
(単位：%)

Table with columns: 年度 (Year), 地方財政計画 (Local Fiscal Plan), 対前年度増減 (Change vs. Previous Year), 伸び率 (Growth Rate), 地方交付税 (Local Allocation Tax). Rows include 昭和60年度, 令和元年度, etc.

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(参考2)

地方債等関係資料

年度	地方債 計画額 (億円)	対前年度 増減額 (億円)	地方債 依存度 (%)	地方の借入金 残高 (兆円)
昭和60年度	39,500	▲ 8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192程度 (見込)
2	92,783	▲ 1,500	10.2程度	189程度 (見込)

新型コロナウイルス（COVID-19）による

障がい者への影響と今後の対応

公益社団法人茨城県地方自治研究センター
研究員 有賀 絵理

1. はじめに

2020年が明け、世間では2019年の年度末として総まとめや2020年度の準備等で忙しくなっていた。その真ただ中、新型コロナウイルスという特効薬もない未知のウイルスに世界中が侵され始めてきたのである。

新型コロナウイルスは、2019年12月、中国の湖北省武漢市で、「原因不明のウイルス性肺炎」として症例が確認され、その後、中国全土に感染が拡がり、徐々に中国以外の国々にも拡大していったのである。日本では初の感染者を2020年1月16日に確認し、茨城県では初の感染者が同年3月17日に発表された。発生から約5カ月が過ぎようとしている現在も尚、新型コロナウイルスの影響で、世界中の人々が未だに振り回され続けている。

そのような中、日本国は、同年4月7日、7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）を対象に法律に基づく「緊急事態宣言」が出され、同年4月16日、6道府県（北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都）に「特定警戒都道府県」が出された。そして政府は、手洗い、うがい、マスクの着用、そして「3つの密（3密）」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、不要不急な外出自粛を促し続けている。しかし、このような1つひとつの政府の対策が、障がい者や保護者等の生活にかなりの影響を及ぼしている。

また、新型コロナウイルスのパンデミックにより、米国や欧州での医療は崩壊し、人工呼吸器が不足している。そのような状態の中、重度障がいの人工呼吸器ユーザーの人工呼吸器を外し、治る見込みのありそうな非障がい者の新型コロナウイルス感染者へ使用したというニュースを幾度となく、眼にし、耳にした。そのような中、米国アラバマ州の新しいトリアージのガイドラインを眼にした。そこには、「重度の知的障害、進行性認知症、重度の外傷性脳損傷の人々は人工呼吸器の補助の対象にならない可能性がある。」と示されており、そして「重度または最重度の知的障害、中等度から重度の認知症、または持続的な植物状態といった重度の精神的合併症の人々は人工呼吸器の補助の対象になる可能性が低い。」とあったのだ。このようなガイドラインは、米国アラバマ

州だけでなく、ワシントン州とアリゾナ州でも同様のガイドラインを出していたのだ。それにより、アラバマ州らの医師は、限られた医療資源をガイドラインに基づき、患者の病状ではなく、患者自身の状況から治療をしているのだろう。れっきとした「差別」である。しかしながら、日本国も、このまま新型コロナウイルス感染者が増え続けたら、社会的困難者である障がい者や高齢者等は、どのようになってしまうのだろうか。「生命」とは何だろうか。「生命」は選別をしてもよいのだろうか。だからこそ、今、新型コロナウイルスに対する障がい者の思い等をまとめておこうと考えた。

そこで、今回の新型コロナウイルスがまん延するにつれ、障がい児・者（以下、「障がい者」とする）や保護者等への影響や課題を示す。

2. 新型コロナウイルスによる障がい者の現状

新型コロナウイルスは、障がい者の生活へ多大なる影響をもたらしている。

障がい者や保護者をはじめ、それらの人々に関わる福祉事業所関係者等の人々は、先の見えない状態に不安と葛藤を隠せないのである。

そこで、2020年4月、障がい者とその保護者、関係者に、新型コロナウイルスに対する意見等をヒアリング調査した。肢体不自由者、聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者・発達障がい者、精神障がい者から、それぞれに意見を調査した。意見を「物資について」、「感染について」、「情報について」、「仕事について」、「健康について」、「全般」と分類した。

<肢体不自由者>

～物資について～

- ・ 車椅子のハンドリムも消毒しなければならないため、消毒液の減りが早い、なかなか手に入らない。
- ・ 車椅子ユーザーは非障がい者よりも低い位置での会話になるため、飛沫感染がしやすいが、マスクが手に入らない。
- ・ 医療的ケア児・者の必要な品（アルコール綿、消毒スプレー、マスク、ビニール手袋、ガーゼ等）が手に入らない。
- ・ 院内薬局で「消毒綿の数を減らして良いか？」と問われてしまい、必要不可欠である障がい者も制限しなければならないのかとショックをうけた。

～感染について～

- ・ 車椅子で移動していると、坂や横断歩道等では誰かが声を掛けてくれ車椅子を押してくれる人が時々いたが、新型コロナウイルスの騒ぎになってからは、全く誰も声掛けてくれる人がいなくなった。

- ・ 車椅子では消毒液のポンプが押せない。押しにくい。
- ・ 車椅子用の広いトイレ内の消毒液がないことが多くなっている。
- ・ 3密と言われているため、お店等で他人にお手伝いを頼みづらい。
- ・ 3密により、各所でテーブルや椅子が消え、一人で飲食が出来ない障がい者にとっては大変であり、高齢者である保護者の休憩場所としても減ってしまう。
- ・ 3密により、アクリル板が仕切りとして配置されているが、介助が必要な障がい者には介助の妨げになる。
- ・ ホームヘルパーに換気しますと言われて窓を開けられたり、暖房機の前に座っているのに検温されたりして、体温調節が困難という障がいの特性をヘルパーに理解してもらえていなかったのかと初めて知った。
- ・ 気温の変動に体調を悪くし、微熱が出たら、ヘルパー利用をとめられ、家族が大変な思いをした。
- ・ 欲しい品があるが、買物をヘルパーに頼みにくい。
- ・ 人手がないからと言われ、ヘルパー利用を削減されてしまった。
- ・ 3密という理由により、ヘルパー利用をとめられてしまい、高齢の家族が苦勞して介護している。

～仕事について～

- ・ オンラインによる会議では、障がいの特性により大きな声がなかなか出せないのので、相手に声が届きにくく、困っている。
- ・ 会社の上司に「健常者が解雇されている時勢だから…」と言われ続け、仕事に行きづらくなり、仕事を辞めた。
- ・ 感染が恐怖で、8月くらいまで仕事を休み、一切外出しないことにした。
- ・ 通勤に公共交通機関を利用するので、感染が怖い。
- ・ 依頼があると福祉機器を直したり、講演をしたりするが、障がい者は個人事業者には当てはまらないと言われ、無収入が続いている。
- ・ 作業所が休みになり、年金だけの収入になってしまった。
- ・ テレワークの際は仕事なのでヘルパー利用出来ない。

～健康について～

- ・ 学校が休みのため、生活のリズムが崩れている。
- ・ 起床が遅く、朝食を摂らなくなっている。
- ・ 障がいの進行（人と話す機会が減り、障がいの特性も重なり単語を忘れてきている）が見られる。
- ・ 外出自粛でストレスがピークになり、涙が出るが多くなった。
- ・ 非障がい児は簡単に散歩に出かけられるが、車椅子使用の障がい児は簡単に外出できず、閉じこもりがちになり、体力消耗できず、体重が増加してしまっている。

- ・ テレビや動画ばかり観ていて、就寝時間が遅くなっている上、眠れなく困っている。
- ・ 「ヘルパーの利用を減らしてほしい」とヘルパー事業所から言われたので、お風呂の回数をかなり少なくしたら皮膚病になってしまった。

～全般～

- ・ 重度障がい者や医療的ケア者の介護が毎日続き、昼夜、保護者の休まる時間がとれなく、仕事にも行けないため保護者が苦しくなっている。
- ・ 感染予防のため、店員に小さな声で問われたりするが、障がいの特性により大きな声しか聞き取れず、何度も聞き直さなければわからない。
- ・ 自宅で学習する習慣がなかったので、オンライン授業もなかなか定着しない。
- ・ オンライン授業でパソコンを使用するので、家族はパソコンが使えなくなってしまった。
- ・ オンライン授業と言われ、携帯電話で授業を受けていたら通信料金がすごく上がってしまった。
- ・ 毎日の介護疲れでストレスが溜まる。
- ・ 障がい者（子）が感染したら、保護者（親）が移っても介護を続ける覚悟でいる。
- ・ 保護者（親）が感染しても、障がい者（子）に移らないように介護を続けたい。
- ・ 日が経つにつれ、不安しかない。
- ・ 感染したら死ぬしかないと思っている。
- ・ 主な介助者である家族が感染し隔離されてしまったら飢え死にしまうと悩む毎日である。
- ・ 何でも制限され、コロナ鬱になりそう。
- ・ 高額でもマスクやガーゼ等の必要な品は買わなければならないため、障がい者にも特別資金のように支援をしてほしい。

<聴覚障がい者>

～物資について～

- ・ 手は会話でよく動かさず、なるべく消毒スプレーが欲しいが売っていない。
- ・ マスク等が買えない。
- ・ 欲しい物が、いつ手に入るかわからない。
- ・ マスク着用によって、口話が出来ないこと。

～感染について～

- ・ 感染予防のため、書く物（ペン・鉛筆など）が置いてなく、筆談が必要な時に、すぐに対応できない。

～情報について～

- ・ 政府の説明に手話がない時もあり、意味が理解できない。
- ・ 防災無線の声が聞こえないからわからない。
- ・ 透明マスクというのが出たが、息で曇ってしまい確認しづらい。
- ・ マスク着用によって、相手の表情も読み取りにくいこと。
- ・ 行政や店員など働いている人数を減らしているため、手話ができる人が少なくなっていて、訊ねにくい。
- ・ 相談センター等は、電話相談はすぐに開設されるが、FAX での対応が遅いため、なかなか連絡できない。
- ・ 行政からの防災無線などが聞こえないため、情報がわからない。
- ・ 情報が得られないので、どこのお店が開いているのか閉まっているのか、わからない。
- ・ 3密と言われているため、人と近づけないことから、近隣人にも民生委員にも情報の確認ができない。

～仕事について～

- ・ 就労先の飲食が売れない。

～健康について～

- ・ 休業が続き、動かず、不健康になる。

～全般～

- ・ このような状態の時は、毎回、障がい者のように弱い立場の者は不利になると思ってしまう。働いている人だけでなく、障がい者にも特別手当のような支援金を出してほしい。

<視覚障がい者>

～物資について～

- ・ マスクが欲しい。
- ・ 消毒スプレーやマスク等が買えない。
- ・ マスク着用での声は籠ってしまい聞こえづらい。

～感染について～

- ・ 物を触って確認することが多いが、感染が心配である。
- ・ 店内の在庫確認の張り紙が読めないので、店員に訊くが「そこに書いてあります」と言われるが、わからない。
- ・ 感染予防のため、誘導を頼みにくい。
- ・ 感染予防のため、手引きしてくれる店員が減った。
- ・ 感染予防のため、声だけで誘導され、わかりにくい。
- ・ 比較的声が大きいため、飛沫感染に繋がると注意されることが多い。
- ・ 主な移動は公共交通機関のため、感染が恐怖で外出がなかなかできない。

～情報について～

- ・ テレビ視聴の際、パネルによる説明が多く、情報がわかりにくい。
- ・ 3密と言われているため、人と近づけないことから、近隣人にも民生委員にも情報が訊きにくい。

～仕事について～

- ・ オンライン会議の画面の文字を音声読み上げに対応していない。
- ・ はり・灸等を生業にしている仕事は急減による収入が激減である。

<知的障がい者・発達障がい者>

～感染について～

- ・ 言葉での意思疎通が難しいため、イラストやカード、筆談で伝えることがあるが、感染予防のため、書く物（ペン・鉛筆等）が置いていなく、すぐに対応できないが生じている。
- ・ 日頃、マスクの着用の習慣がないため、マスク着用の意味が理解できず、マスク着用を嫌がり困っている。
- ・ 消毒液の匂いでパニックを起こすので使用できない。
- ・ 事業所の行事の中止に落ち込んでいる。
- ・ 事業所の作業時間短縮等にかんがりの説明を要した。
- ・ 状況が掴めないなので、人に近づいてしまう。

～仕事について～

- ・ 清掃の仕事をしているが、休みになり、いつから再開なのかわからないため、このまま解雇にならないかと不安である。

～健康について～

- ・ 公共施設の利用制限があり、活動への規制や中止等、運動不足になる上、ストレスもピークになっているため、夜、保護者とジョギングに行く等工夫している。
- ・ 偏食傾向があるので、バランスのとれた食生活ができない。
- ・ 食べやすいものだけ摂取してしまい、栄養が偏り、便が出にくくなってしまっている。
- ・ 外出自粛と言われるが、いつまでという具体的なことを示されておらず、先の予定がわからないことで強いストレスになっている。
- ・ 外出出来ないとストレスが溜まり、自傷行為を起こしてしまう。
- ・ 環境の変化についていけず、不安になり、奇声をあげてしまう。
- ・ イライラから大きな声を出したり、夜寝ない日が続いている。
- ・ 毎日障がい者である子どもといると、保護者のストレスが溜まる。
- ・ 新型コロナウイルスの怖さが理解できなく、「自宅にいて」という日は何日も続くと自傷行為を起こしてしまうため、父親とウォーキングにでている。

～全般～

- ・ 突然の休校を理解できず、1週間程度、「なんで学校休み？」と通学できないことの理由を何度も何度も保護者が訊かれ、保護者のストレスが増した。
- ・ コミュニケーションが苦手なので、オンライン授業では普段以上に話しができなくなって先生と会話にならない。
- ・ パソコンでのオンライン授業のため、パソコンが1台しかなく、保護者の仕事が出来ない。
- ・ 自粛が続くと体力が余ってしまい、保護者共々にストレスが溜まり、虐待に繋がりそうと日々悩んでいる。
- ・ ストレスが溜まるが、どうすることもできない。
- ・ あらゆる場所からベンチが減っていることが、障がい者や高齢の保護者の休憩場所がない。
- ・ 信頼していた児童デイサービス事業所から、いきなり、誓約書（①施設内及び送迎車における消毒、除菌等徹底をしておりますが、当法人サービス利用中に、新型コロナウイルス感染症への感染が判明したとしても、当法人は一切の責任を負いません。②当法人サービス利用中に、新型コロナウイルス感染症への感染が判明し、重症化または重篤化（死亡）した場合にも一切の責任を負いません。③新型コロナウイルス感染症と同様の症状が、利用児及び保護者様に見受けられた場合当法人サービスの利用をお控え下さい。）に署名をしないと児童をあずかることができないと言われてしまい、今まで信頼していた事業所への不信感と恐怖と不安を感じた。

<精神障がい者>

- ・ 準ひきこもりなので、特に変化のない生活を送っているため、外出自粛等は楽である。
- ・ 病院に行けないのが恐怖である。
- ・ 病院が休業してしまい、診てもらえない。
- ・ 病院が時間短縮するという事で他の病院に行くことになり、恐怖でいっぱいである。
- ・ 薬がもらえるのか不安で眠れない。
- ・ 家に、家族が居る時間が多くなり、ストレスが溜まる。
- ・ ヒト自体を信用できなくなり、家族が仕事から帰宅すると家族にまで新型コロナウイルスではないかと疑うような発言をし、家族不和に繋がってしまっている。
- ・ 世間の多くの方は、外出自粛で精神障がい者の気持ちを少しでも理解してほしいと思っている。
- ・ 感染症の専門家がテレビなどで情報を話しているが、色々な意見が多過ぎて誰が

正しいのかわからない。

3. 筆者の実態

筆者は電動車椅子使用の重度身体障がい者である。新型コロナウイルスの影響は筆者にもかなりの痛手を被っている。

現在、筆者は公益社団法人 茨城県地方自治研究センター 研究員として、自身の体験・経験を活かした研究を基に活動し、またメンタルケア心理士、ひきこもり相談支援士、不登校訪問専門員、ケアストレスカウンセラー、エンディングノートプランナー等としても、国内外を問わず仕事をしている。

年々、ロコミにて仕事量が増え、嬉しい忙しさを感じる日々であった。まだまだ世の中には差別や偏見も多々あり、時には、苦しく、かなしく、辛いことも生じるが、それら1つひとつの体験や経験は研究の一環として捉え、研究材料にも繋げている。

日本国で新型コロナウイルスが流行するまでの間、相談、講演、研修会、会議等が、自治体、企業、学校、大学、障がい者団体、患者や家族の団体、福祉関係事業所、民生・児童委員、自治会、NPO、個人事業所等、多くの組織から仕事をいただいていた。しかしながら、新型コロナウイルスの影響から、2020年3月は第2週目から予定の仕事はすべて中止、同年4月も予定の仕事はすべて中止、同年4月30日には同年7月まで入っていた予定の仕事は中止または延期になってしまったのである。予定していた仕事に対する収入は“ゼロ”になってしまった。その中には一部“延期”と変更された仕事もあるが、いつ開催可能になるのか、目途が立てられず、現時点では“未定の延期”の状態になっている。

このような状態であるからこそ、今出来ることを…、普段出来ないことを…、自分の時間を…、大切にしようと思えない心で乗り越えようとも思っているのだが、何となく時ばかりが過ぎてしまうような気もする。

さて、いつになったら、本格的に、忙しい毎日が戻るのだろうか。

2020年度は、新型コロナウイルスの影響により、このまま過ぎ去ってしまうのだろうか。

予定に追われている毎日が恋しいこの頃でもある。

4. 考察

今回の調査により、新型コロナウイルスの影響は、障がい者にとって、生活リズムを崩し、体調までも蝕みつつあると理解できた。さらには、感染に怯える障がい者の切

実な思い、そしてまだまだ障がい者に関する対策は後回しにされてしまい、政策においても非障がい者が決めたことを受け容れる対応しかできていない状況にあることも理解できた。

肢体不自由者は、調査結果から、「物資について」、「感染について」、「仕事について」、「健康について」、「全般」と分類できた。意見から、新型コロナウイルスに大きな影響を受けていて、多くの意見を頂戴することができた。独歩が困難な車椅子ユーザーは感染率の高さ、ヘルパー利用制限による障がい者本人や高齢の保護者の切実な思い等、誰かの協力なしには生活が成り立たない不自由さが理解できた。

聴覚障がい者は、調査結果から、「物資について」、「感染について」、「情報について」、「仕事について」、「健康について」、「全般」と分類できた。意見から、やはり、情報の確保の困難さが理解できた。まだまだ世間は聴覚障がい者に対する意識の低さというのが理解できる。

視覚障がい者は、調査結果から、「物資について」、「感染について」、「情報について」、「仕事について」と分類できた。意見から、感染に対する恐怖が大きいことが理解できた。目が不自由な分、触れることで理解する視覚障がい者は、触ることで新型コロナウイルスが感染しないだろうかと不安と恐怖が入り混じっていると理解できた。

知的障がい者や発達障がい者は、調査結果から、「感染について」、「仕事について」、「健康について」、「全般」と分類できた。意見から、毎日の生活リズムの変化により、外出出来ないことにストレスを感じ、それによる悪影響を及ぼしていることが理解できた。同時に、介護者である保護者にも大きなストレスがかかっていることも理解できた。

精神障がい者には、調査結果の分類はしない。通院や処方薬に関する意見を頂戴した。かかりつけ病院での感染等の心労が理解できた。

調査結果の「物資について」では、やはり、どの障がいでも、マスクや消毒スプレー等が手に入らないことが共通している。特に、マスクに関しては、非障がい者よりも低い位置で移動する車椅子ユーザーにとっては感染率が高くなるため、意見として多くあがった。また消毒スプレーに関しては、移動の際に車椅子のタイヤ付近を終始触れなければならない手動車椅子ユーザーや、会話に手を使用する聴覚障がい者には必要とあげている。また、医療的ケアの障がい者には、アルコール綿を含む医療品の必要性を訴えていた。

調査結果の「感染について」では、それぞれの障がいともに“恐怖”という言葉があがった。感染は、障がい者だけでなく、高齢者や基礎疾患患者も共通な思いであるだろう。しかし、生活の中で、物に触れなければならない機会が多い視覚障がい者や、地面につくタイヤの近くを触れなければならない手動車椅子ユーザーにとっては、非障がい者以上に恐怖を感じていることが理解できた。

調査結果の「仕事について」では、オンラインによる仕事を取り入れている職場も多くなってきていることが理解できた。しかし、これまでオンラインによる仕事が盛んで

はなかった日本国にとっては理解が乏しく、さらに障がい者にとってはまだまだ使用しにくいという難点もあり、聞き取りにくいや音声変換が出来ない等の不都合もあることが理解できた。

調査結果の「情報について」では、聴覚障がい者、視覚障がい者のみ、お応えいただきました。やはり、情報が得られない・得られにくいことや、伝わりにくい等の声をいただきました。

調査結果の「健康について」であるが、外出自粛、休業や休校等が続き、生活リズムが悪くなってきている障がい者や家族が多い。それにより、肥満、睡眠バランスや食生活の乱れ、そして精神的ストレスもピークにきてしまっていることが理解できた。

その他、調査結果の「全般」では、やはり、完治する方法のない未知のウイルスに対する不安、外出自粛が続く精神的重圧等、精神面に対する意見を多く頂戴した。また、障がい者は、生活に欠かせない必要物資（消毒綿、マスク、消毒スプレー、ガーゼ等）が高騰しても購入しなければならない現実があることから、障がい者に特別手当のような支援金を出してほしいとの意見もあがった。そればかりではない。障がい者の保護者からは、障がい者事業所に関し、信頼関係の崩れ等の声もいくつかあがった。

5. まとめ

今、障がい者、非障がい者関係なく、誰もが、一日も早く、これまでの「当たり前前の生活」が戻ってくることを願わずにはいられないだろう。

一方で、今回の新型コロナウイルスを通して、私たち人間は、何を考え、何に気付かなければならないのだろうか。

それは、きっと、一人ひとりの“こころのバリアフリー”＝“人間力”をたかめることではないだろうか。

今回の調査研究から、以下のことが理解できた。

① マスクの使用によるコミュニケーションの困難さ

今回の新型コロナウイルスの影響により、一番困難なことは、多くの人々がマスク必須になっているが、それにより、口元が見えず、“聴覚障がい者”はコミュニケーションがはかれないのである。“不随運動の特性を持つ障がい者”は、マスクが安定しなく、着用の困難さとコミュニケーションの不自由さが生じている。

また、マスク着用により、声が籠ってしまい、聞きづらい、聞き取りにくいという困難さも生じている。

② 感染予防の困難さ

移動時、“車椅子を自走するユーザー”には手のみ消毒では感染の恐れが生じ、

手引き等による誘導が必要な“視覚障がい者”は感染の恐れから手引き等を拒否されるケースが生じている。

物による感染防止という対策から、書く物（ペン・鉛筆等）が片づけられてしまい筆談が必要な“聴覚障がい者”や“発達障がい者”等にはすぐに対応できなくなっている。

また、所々に置かれていた休憩用のベンチも片づけられ、“高齢者”や“障がい者”が家族等を待つ場所が狭まっているという困難さも生じている。そればかりではない。“声の大きさがなかなか調整困難な障がい者”は、感染の恐れがあると冷ややかな眼を向けられるという。

③ 在宅ワークの困難さ

オンラインによる仕事や授業によって、パソコンの取り合いや携帯電話の通信料金の増加という課題もあるが、“障がい者”にはインターネットの環境が整っている家庭が少なく、オンラインによる仕事や授業は困難であるという世帯も多い。またオンラインでは、音が聞き取りにくく、聞こえづらい、そして、“声が小さい障がい者”には声が届かないという難点もある。そればかりではない。そして仕事でのオンライン使用時は、在宅であっても仕事中にカウントされるため、就労時のヘルパー利用は出来ないという福祉制度から、“障がい者”が在宅ワークではヘルパーが利用できなくなるという困難さも生じている。

④ 外出自粛による困難さ

外出自粛が出され、障がい者の生活も制限されている。

“知的障がい者”や“発達障がい者”は体力が消耗されず、また日常のルーティンが保たれず、辛く、苦しい生活を送っている障がい当事者もいる。“精神障がい者”は人自体を信用できなくなり、家族にまで疑うような発言をしてしまったりと家族不和に繋がってしまう恐れも生じている。

⑤ 3密の困難さ

3密による困難さや戸惑いは“障がい者”にとって大きい。

「密接」に関しては、特に、ヘルパー利用時は近距離である身体介護等である。不便さや不自由さ、介助される人も・する人もお互いに不安が生じるのである。

「密集」に関しては、公共施設の利用制限や閉鎖により、行事やイベント開催への規制や中止を決定せざるを得ない状況にある。それにより、“知的障がい者”や“発達障がい者”は体力が消耗されず、また日常のルーティンが保たれず、精神的苦痛も生じている。

「密閉」に関しては、体温調整が困難な障がい者にとっては困難な場合も生じる。しかしながら、ヘルパー等の非障がい者からの理解が得られず、換気をされたり、部屋の温度調整をされてしまい、体調不良を起こしてしまっている障がい者もいる。

今回の調査研究から、障がい者に対し、以下のことを取り組んでいただきたい。

① 情報の大切さ

物資不足や物資調達が困難な状況である場合には、まずは、情報が得られなければならない。しかし障がいによっては、情報が得られにくいことも多々ある。特に、視覚障がい者は周囲の状況が確認しにくいいため、情報確保が困難である。また聴覚障がい者も、音声による情報確保が困難であり、状況によっては孤立してしまう傾向もある。

知的障がい者・発達障がい者は複雑な会話や抽象的なことを理解するのが苦手であるため、情報を得ても整理することが困難である。

様々な情報が飛び交う中、必要な情報は工夫しながら取り残さないように多くの人に伝えていくことが大切である。

② コミュニケーションの大切さ

物資不足や物資調達が困難な状況である場合、情報はコミュニケーションにより広がっていく。日頃のコミュニケーションにより、日々の生活はもちろん、災害や新型コロナウイルスのような非常時に、障がい者理解にも繋がる。様々な人々とのコミュニケーションを普段の生活の中から広げていくことが大切である。

③ ネットワークの大切さ

災害時のような非常時において、日頃からネットワークが欠けていると、非障がい者は“困っている障がい者”に眼が向けにくいのである。また、見た目では障がい者であることが理解しにくい障がい者は、なかなか非障がい者には伝わりにくいこともある。だからこそ、日頃からコミュニケーションを図ることが大切である。それにより、物資不足や物資調達が困難な状況である場合においても、または非常時や緊急時の際も、ネットワークにより、あらゆる角度から、またはあらゆる人々から、支援や協力の声があがるのである。

また、「〇〇さんは苦手」や「××さんは自分と合わないのよね～」等と自分の計らいで相手を決めず、多くの人とのネットワークを大切にすることも大切である。

④ 先入観を捨てることの大切さ

「障がい者だから〇〇できない」や「非障がい者だからできる」という決めつけは偏見であり、人権問題にあたる。障がい者だからできることもあり、理解できることもある。非障がい者も、福祉関係者も、障がい者支援者も、障がい者の家族も、障がい当事者も、それぞれが持っている固定観念や先入観を捨てることが大切である。

また新型コロナウイルスで様々な情報が入ってくる中、危険、恐怖、死等と閉鎖的な先入観を捨て、困難な中でも勤務せざるを得ない方々がいることに感謝し、一人ひとりが感染しない・させないよう気をつけていくことが大切である。

⑤ お互いさまの精神の大切さ

非常時、ヒトは誰しも本性が出てしまうものである。

今回の調査研究から、障がい者の事業所に対する様々な思いが届いた。事業所の対応も、各々、対応策に追われていて、大変なのが現状である。障がい者事業者側の事情は、地域や対象や事業によって大きく異なっているが、テレワークによるサービスが出来ないのが障がい者事業所である。そして、介護、介助、指導、声掛け等、3密を避けることはできないため、感染リスクがとても高い。そのため、新型コロナウイルスの影響から辞めていくスタッフも出てきているという事業所も少なくない。また休業せざるを得ない事業所もあるという。それにより、障がい者が普段通り通所できないケースや、誓約書への署名がないと通所不可とされたケース等、通所事業所に対する不信感が募っている状況も出てき始めている。またヘルパー事業所では、ヘルパーが派遣されずに障がい者の生活が危ぶまれているというケースも生じている。事業所のスタッフやヘルパー側は「感染させてはいけない」というプレッシャーがあり、障がい者側は「事業所に行けないと…」や「ヘルパーが来てくれないと生活が困難」という不安が、お互いに入り交じっている。もちろん、障がい者は新型コロナウイルスに感染したら重症や重篤になる可能性が高いのであるが、誰もが不安な時だからこそ、介助する側も介助される側もお互いに感染しない・させないよう取り組み、障がい者事業所は、このような非常時だからこそ、今まで以上に障がい者や家族と連携をとり、最低限のサービスを提供することを心掛けてほしい。

困難である時こそ、“お互いさま”の精神を失わず、何事にも取り組んでいくことが大切である。

今回の調査研究から、以下のことを提案する。

① 障がい者等の社会的困難者をサポートする体制づくり

災害等による非常時や緊急時の際、障がい者はもちろんのこと家族も不安と恐怖が襲い掛かってくる。移動の問題、介助や介護の問題、見守りの問題、情報確保の問題、経済的問題等々、課題は尽きないのである。それらに加え、新型コロナウイルスによるサポートする体制には、「障がい者、高齢者、基礎疾患患者、免疫力が低い者を優先にマスク、消毒液、防護服等の配布・購入できるシステム化」、「介助・介護者、家族、障がい者が優先的にPCR検査できる体制」、「障がい者サービス継続のための柔軟な対応と支援及びスタッフやヘルパー不足に対する緊急対応策」等もあげられる。

いかに、「障がい者等の社会的困難者をサポートする体制づくり」が大切であり、築き上げられているのかによっては、障がいに起因した不安感、孤独感、恐怖感等の解消に繋げられる。そして、誰もが安全安心の生活に近づくための保障にも繋がる。

り、「社会的困難者を見落とさないシステムづくり」にも繋がるのである。

② 新型コロナウイルスでの反省を活かそう

非常時、緊急時は、障がい者対策というのは後回しにされやすい。しかし、1回1回の反省点を繋げていけば、いつかは最高のものができるのである。

今回の新型コロナウイルスの反省として、①「消毒スプレーは固定せず、誰もが使用可能な場所、位置に配置すること」である。消毒スプレーは誰もが平等に使用したいが、品薄状態から盗難防止等も兼ね消毒スプレーが固定されていたり、鎖がついてあったりと、車椅子ユーザーには“届かない”や“ポンプが押せない・押しにくい”等の理由から使用ができないことも多々生じている。配置場所、位置の再確認、そして、誰もが使用可能であることを条件に配慮を心掛けていただきたいのである。次に、②「国民の三大義務である教育の義務を徹底すること」である。非障がい者の児童生徒にも検討をしていかなければならない課題ではあるだろうが、障がいのある児童生徒による特別支援学校の休校は障がい者にも保護者にも障がい者事業所にも大変な精神的重圧である。障がい者の生活リズムを崩し、保護者のストレス増加、事業所のスタッフ増員やスケジュール変更等にも繋がり、周囲をどんどん巻き込んでしまう問題である。障がい者の特性を考慮し、登校方法の見直しを検討しつつ、分散登校、一時預かり、教室や校庭の開放、教員による電話での様子伺い等、出来ることを工夫しながら柔軟に対応や対策をするべきである。そして、③「誰もが気軽に相談でき、対応できる体制の整備」も必要になっている。障がい者相談、差別相談、虐待相談という決まった相談体制ではなく、“何でも気軽に相談できる場”が必要である。相談員は日替わりにし、行政職員の日、社協職員の日、外部者の日、専門家の日等々、様々な人が順番に構成されていく体制をとるとよい。そうすることにより、相談者は、話しやすい相談員を選択でき、多くの人々のストレス軽減にも繋がるのである。

③ 「人間力」をたかめる機会の提供

調査研究から、様々なことを考えさせられた。

まず、欧米の人工呼吸器のトリアージ基準に対する生命の選別的な行為である。高齢者、障がい者という理由だけで人工呼吸器を取り付けなかったという問題、また障がい者が新型コロナウイルスに感染しても治療を行わなかったという問題もあった。

世界中では、今まで、隠されてきた差別はたくさんあっただろう。しかし、新型コロナウイルスによって浮き彫りになってきた差別もあるといえる。「障がい者だから…」の根拠のない判断はやめ、一人をも救う基準の明確化を示していただきたい。それには、一人ひとりが人間力をたかめることが必要不可欠である。今後は、人間力をたかめる、いや、たかめあうようなイベントの開催を企画していくことが重要である。

④ ソーシャルディスタンスの継続

新型コロナウイルスの感染防止から、人と人との間隔を開けるようになった。その状況により、車椅子ユーザーや視覚障がい者の移動は比較的スムーズになり、また精神障がい者は他人との接触が少なくなったことから安心感に繋がっているという。

新型コロナウイルスの影響から視えたメリットとも言えるだろう。今後でもできる範囲でのソーシャルディスタンスの継続を求めたい。

⑤ 一人ひとりの「こころのバリアフリー」の構築が「こころのケア」へ繋がる

非常時や緊急時、誰しも自分のことで精いっぱいになってしまう。しかも、新型コロナウイルスの感染拡大につれ、マスクの不足、トイレットペーパーやティッシュペーパー等も店頭から無くなっていくという状況が起こっている。どこの店内でも、「我先に…」と競争のように皆が動き回り、障がい者や心身の不自由な高齢者にはついていけず、生活に困ってしまっていた社会的困難者もいた。このような非常時や緊急時、いかに、一人ひとりが相手の身になって考えることができるかは重要である。“相手の身になって考える”…これが「こころのバリアフリー」の構築に繋がっていくのである。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大のように、「自分も感染の恐れがあるから…」という理由だけで、仕事を休んだり放棄したりが出来ない医療従事者、福祉関係者、自治体職員等もいることも一人ひとりが理解して感謝に変えていかなければならない。一人ひとりが日々の生活の中で些細なことにも感謝を膨らましていくことが「こころのバリアフリー」の構築に繋がっていくのである。

また、非常時や緊急時、自分の身は自分で守るという「自助」という語が飛び交うが、「自助」というのは、社会的困難者にとっては自分を守ることが困難であるため取り残されやすく苦しむだけになってしまうことがある。だからこそ、障がい者も非障がい者も誰しも、皆で協力し合うことが大切である。誰かがすればよいではなく、自己責任で済ませればよいではなく、自治体や政府等がカバーすればよいではなく、誰も取り残されない対策、それには、誰もが認め合い、援け合い、支え合えるような社会にしていくため、今こそ、一人ひとりが「こころのバリアフリー」をひろげることが重要である。

一人ひとりの「こころのバリアフリー」の心掛けが、世のため人のために貢献くださる医療従事者をはじめ、福祉関係者、自治体職員等への「こころのケア」へも繋がっていくのである。

以上のことから、新型コロナウイルスによる障がい者への影響と今後の対応においても、一人ひとりの「こころのバリアフリー」の重要性が大切であると理解できた。

〈謝辞〉

本研究の機会を与えてくださいました公益社団法人 茨城県地方自治研究センター理事長 鈴木博久氏をはじめ理事、研究員、そして関係者の皆さまに、心から深く感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスのまん延により、お忙しい中、調査回答に、ご協力いただきました障がい当事者の皆さま、そして保護者や関係者の皆さま方には、率直なご意見やご感想をいただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。皆さまの切実な思いが多くの方々に届きますように…。

本研究の調査・分析・執筆を進めるに際し、母（有賀敏子）をはじめ介助者（平野寿美子氏）、そしてヴォランティアの皆さま、関係者の多くの方々が協力し、支えてくれた。また、恩師 大嶋和雄先生には、日頃から研究する大切さをご教示いただいている。皆さまに、心より感謝をささげます。ありがとうございました。

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久（代表理事）	監事	飯田正美
副理事長	黒江正臣	監事	堀江優
副理事長	堀良通	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	菅谷毅
理事	佐川泰弘	研究員	大高みよ
理事	菊池正則	研究員	有賀絵理
理事	石松俊雄	研究員	本田佳行
理事	今井路江	研究員	横田能洋
理事	清水瑞祥		



編集後記

本号には、お二人の書き下ろしの論稿を掲載しました。

菅原さんには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当面、1次、2次補正を迫られた状況まで検証していただきました。

さらに、地方自治法の改正によって、監査制度や決算承認の効果が変わることが大きく自治の在り方に影響すること、これまでの非常勤職員と4月から導入された会計年度任用職員の賃金の比較が困難になることなども指摘されています。

有賀さんの論稿は、米国アリゾナ州などにおける新型コロナウイルス感染症への対処策の一環としてさだめられたトリアージのガイドラインにおける重度の知的障がい者等の差別的な扱いや日本における拡大の不透明さに直面しての障がい者の今の思いをまとめたものであります。4月に行った調査を踏まえて、障がい児・者や保護者等への影響と課題、具体的な提言についてご一読ください。

自治権いばらき

No.137 2020年7月10日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000

